

雲南市議会9月定例会一般質問答弁資料
(災害関係分)

令和3年9月

No.	日時	議席番号／氏名	項目	ページ
1	9/6	9／足立 昭二	・7月豪雨災害について	1
2		8／上代 和美	・災害対策について	10
3		18／矢壁 正弘	・災害に強い地域づくりについて	14
4		10／中林 孝	・災害対応について	20
5		11／松林 孝之	・災害からの復興と地域の再生	25
6	9/7	17／藤原 信宏	・豪雨災害対策について	30
7		3／児玉 幸久	・災害救援ボランティアセンターの活動について ・災害復興について	38
8		2／安田 栄太	・災害発生時の避難所運営について	51
9		4／上代 純子	・令和3年7月豪雨災害における河川について ・避難所における女性などに配慮した対応と、避難所運営の支援について	55
10		5／鶴原 能也	・令和3年7月豪雨災害について市長施政方針について	66
11	9/8	6／梶谷 佳平	・指定避難所について	80
12		1／多賀 法華	・災害について	83
13		16／細田 実	・災害対策について	95
14		13／原 祐二	・豪雨災害について	103
15	9/9	12／中村 辰眞	・7月6日から8月15日までの豪雨災害について	114
16		15／周藤 正志	・災害対応について	124

開催日：令和 3 年 9 月 6 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 2 日 9 月 6 日）

○議員（9 番 足立 昭二君） おはようございます。9 番、足立昭二でございます。9 月定例会、一般質問、一問一答方式で行います。今回は 3 点質問いたしますけれども、1 つは 7 月の豪雨災害について、2 つ目は雲南市立病院の危機管理体制について、そして最後に島根原発について質問させていただきます。

最初に、7 月豪雨災害について質問をいたします。

8 月 23 日に開催されました市議会全員協議会で石飛市長は、雲南市発足後経験したことのない災害が発生したと述べられましたが、雲南市内、甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、災害に当たり迅速な対応をしていただきました地域自主組織、消防団、建設関係の事業者、雲南市職員をはじめ関係者の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、私も災害現場を見て回らせていただきました。あちらこちらで起きている崖崩れ、土砂崩れ、田畑ののり面、畦畔の崩壊、住家の全壊などを目の当たりにいたしまして、豪雨災害の恐ろしさを感じました。地球温暖化が進む中で、異常気象は毎年全国各地で発生をしております。私は、今回の豪雨災害について、あらゆる角度から検証を行い、今後、雲南市で起きるであろう豪雨災害、大雪災害、さらには地震災害に備えた対策が必要と考えます。

市長は、施政方針では、災害復興を雲南市の最優先課題として位置づけ、人材や予算を総動員して取り組むと述べられ、さらに、災害復興に関連しない事業の進捗や内容の見直しを必要に応じて行いつつ、災害からの復興に全力で取り組むと表明をされました。私は、今後の復旧・復興を中心に、以下 7 点、質問をいたします。

最初に、今回の災害で被災された皆さんからは、この際、米作りはやめるとか、地元を離れるしかないなどの意見を聞きました。こうした声と被災現場を見たときに、人口減少や離農者が出るだろうというふうに私も思います。今後の雲南市はどのようなんだという危惧をするところでありますけれども、市長は 7 月豪雨災害をどのように受け止められておられるのか、まずお聞きいたします。

○市長（石飛 厚志君） このたびの災害における特に農地、農業用施設の被害は甚大でございます。復旧にはかなりの期間を要すると見込んでおります。また、コロナ禍の影響による米価の下落と相まりまして、農業経営は大変に厳しい状況であるとも認識しております。私といたしましても、このたび被災された方が離農されたり、あるいは地元を離れられたりして、地域の力が弱まるということを大変心配しているところでございます。

こうした状況への対応として、早期の災害復旧による農業環境の整備、あるいは農業への支援施策、また生活の再建支援施策などに全力で取り組んでまいりますが、行政の力だけでは十分に対応し切れないところも多くございます。復興には地域を挙げて立ち向かっていこう、そういう気持ちが共有されることが極めて重要と認識しております。市と地域が一緒になって、共に頑張っていきたいと考えております。

○議員（9番 足立 昭二君） 今、答弁いただきましたけど、私自身の問題意識と一致しているな。一致しているなというのは、これまでの災害と違って、本当にこれからの雲南市をどう維持していくのか、特に中山間地域の皆さん方の生活をきちんと守っていく、そういう面では一致していると思います。そういう意味で、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

2つ目です。今回の被害は特に旧飯石郡地内に集中をしております。雲南市は、先ほど申し上げましたように、災害復興を最優先課題として取り組まれます。私は、こうした中で、事業の見直しとか先送り、こういった市民サービスが滞ることは避けられないというふうに思っております。そういう意味で、市民の皆さんに理解を得ながら災害の復旧・復興を進めていくためには、まず甚大な被害状況をケーブルテレビや広報やインターネットなどを通じて市民の皆さんに知っていただきながら、市民全体で共有化していくことが大切だと考えますけれども、所見を伺います。

○市長（石飛 厚志君） 一日も早い災害復興を成し遂げるためには、雲南市内で甚大な被害が発生しているということを全ての市民の皆さんに知っていただき、復興に向けた思いを一つにしていく、これはとても大切なことだと私も考えております。そのため、ケーブルテレビでは、災害救援ボランティアセンターによるボランティア活動、あるいは国土交通省や島根県知事の被災地視察の状況などをニュース番組の中で放送したほか、市報9月号では被災状況などを掲載してきたところでございます。

今後も復興に向けた番組を作成するなど、様々な方法により市民の皆様との情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

○議員（9番 足立 昭二君） 実は私も当日は、ちょうど議会の木次線の研修会のときで、すぐ中止したんですよ。そのときにはあんまり、大変申し訳ないけど、思わなかったんですけど、数日後に飯石郡内を歩いてみますと、本当大変だ、こういうふうに受け止めたんですよ。私は大東町ですから、大東町へ帰って、そういう本当大変だよと言ってもなかなか、大変だったようねというような声は聞きますけど、本当にどれだけ大変だったかというのはやはり皆さんに情報を流していく。そういう意味では、ちょうど9月の広報、載っておりましたので、あれはあれでよかったんじゃないかなと思いますけど、これから時間があれば、皆さん方に共有するために情報を流してい

ただきたいと思います。

さて、3番目の質問ですけども、私は、市長、今回の災害で既存の法律や制度が生活再建の復旧を遅らせる状況もあり、本当に縦割り行政の矛盾が露呈したように感じました。どういうことかといいますと、今回の災害現場を歩いて、次のようなやり取りですね。被災者の皆さんに、本当気持ちは分かります、本当何とかしてあげたいんだけど、今の制度では、法律を照らしてはすぐできませんという、こういうやり取りです。私も随分使わせていただきました。

被災者の皆さんの一体気持ちはどうかといいますと、例えばある現場では、今、田んぼに穂が出て、土砂災害で水が行かない、もう今日か明日、水を行かせないと、この2町の田んぼがみんな駄目になってしまう、それで何とかしようと思うんだけど、河川法の何とかで復旧してもらっちゃあ困ると、こういう声を聞きました。一体これをどう考えるかということで、市の職員や県の職員の皆さん方は法律にのっとって言われるわけですから、それできないというのは無理もないことなんです。ただ、一方で、本当に被災された皆さんの現状を聞いたら、もうすぐにでも対応しなければならないという、こういう現状があるわけなんです。まして、今言いましたように、これを何とかしないともう米作りもやめるよとか、あるいはもうここに住めないからこの地域から出ていくよという、こういう現状。私は、こういう状況の中で、本当に、緊急的ですよ、日常はいいですけど、緊急的な対応として、国や県に求めることが必要ではないかと思うんです。

市は市の独自として木戸道の土砂を撤去する補助を出されました。雲南の予算が約300億、そういう中ではあれが精いっぱい市のとしての対策だったと思うんです。国がもう少しそういうことをやれば、もっともっと私はこの地域の皆さん、中山間地の皆さんが生活が守っていける。こういうことをやるべきだと思いますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○市長（石飛 厚志君） 被災現場におきましては、先ほど御案内があったように、現状の制度ではうまく対応できないという事例があるということについては、私も耳にしているところでございます。

一方で、災害救助であったり、あるいは災害復興、そういったものに係る制度は長い年月をかけて全国で適用されてきたというものでございまして、基本的には現行制度をよく御理解いただきながら、上手にその制度を活用していくという道を探っていくことが必要だというふうに考えております。

そうした中でもより柔軟な制度の適用などにつきましては、これまでも国や県に要望をしてきているところでございます。また、国や県の制度で不足するという部分で地域住民の生活維持に欠かせない内容につきましては、市独自の支援制度を検討するなど、生活再建に向けて全力で取り組んでいく考えでございまして、

また、それぞれの制度に精通していくというためには、いわゆる縦割りという組織形態はやむを得ないところではございますが、それぞれの部局が情報を共有しながら、市民の皆様のためにどういった復旧がいいのかと、そういうことで知恵を絞っていく必要があると、そのようには考えております。

○議員（９番 足立 昭二君） それで、この質問、考え方を述べると、そんなもんすぐできるわけじゃないかというふうに言われますけども、先ほど最初にも認識の話をしたときに市長も言われてましたように、今後、本当にこういうことを解決しないと、毎年起こるであろうこういう地球温暖化に伴う災害とか、こういうことはできないということと、あわせて、少し話がずれますけども、コロナ対策で知事会が政府とのやり取り、今、もうばんばん知事が国に対して怒りを込めて言ってるし、そして、丸山知事、このコロナ対策で飲食店の皆さんの支援についても、東京だけ補助金を出して、その影響でこの地元の島根県が犠牲を被っていることに対して本当に声を上げられておる。あるいは木次線の存続の問題、この問題も４月に市長を含め、議長会も含めて国に要望した。なかなかならんじゃないか、こういうことできるわけじゃないか言われたのが、今、２３の県の知事が一緒になって要望を出したじゃないですか。だから必ず今は流れが変わっていると思うんです。本当に地方の声をしっかりと届けて、この制度を変えていくということは必要だと思いますけども、市長としても、今後どういう対応をされるか、そういう態度を取っていただきたいと思いますが、伺います。

○市長（石飛 厚志君） 議員がおっしゃいますように、地方として必要なこと、あるいは知っていただきたい地方の現状、そういったものについて、しっかりと国や県へ伝えていく、そういったことはもちろん必要だというふうに思っております。そうした中で、ただ一自治体ではなく、やはり国、県と連携をしながらしっかりと物事も進んでいく。そのための協力体制あるいはしっかりと物が言える関係づくり、そういったものを進めてまいりたいと思っております。

○議員（９番 足立 昭二君） ぜひともそうしていただきたいし、コロナの感染拡大ではあれだけ皆さん声を上げて、国も超法規的にどんどん変えていっている。これからの政治の流れというのはそういったことを進めていく必要があると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、４点目ですけども、７月豪雨について、雲南地域自主組織連絡協議会では、災害対応について振り返りシートが作成されておりました、私も読ませていただきました。災害の対応や課題、そして今後の改善点など、それぞれ各自主組織ごとに振り返られていました。私は、この各自主組織の皆さんの大変な努力が手に取るように伝

わってまいりました。改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

このシートには、今後の改善点とか、あるいは教訓化すべき点がたくさんあると思います。災害時に当たって、市役所の本庁、総合センター、そして地域自主組織との連携、対応についての教訓点、反省点について質問をいたします。

○政策企画部長（西村 健一君） 特に7月12日からの線状降水帯による大雨災害につきましても、急速に状況が変化し、準備できる時間も極めて限られていましたので、様々な教訓が残りました。例えば本庁と総合センターでは、あらかじめ定められた災害体制を組み、総合センターへ本庁職員を派遣しましたが、状況に応じた柔軟な人員体制ができていなかったり、情報伝達が混乱したりといった様々な課題が生じたところがございます。また、地域自主組織の皆様との連携につきましても、特に避難所の開設、運営において、それぞれの役割が不明確な部分が明らかになるなど、様々な課題が明らかになりました。

こうした様々な課題を各部署から集約し、地域自主組織の皆様からもお寄せをいただいておりますので、それらを踏まえてしっかりと検証してまいります。

○議員（9番 足立 昭二君） それで、1点2点だけ求めていきたいと思っておりますけれども、先ほど部長が言われたように、地域自主組織の皆様と職員との関係で、なかなか連絡調整ができなかったというところはあったと思います。ただ、職員さんの皆さんに聞いてみたら、職員の皆さん側は、出ていっても、例えば一般職の人が水道の業務を聞かれても分からないんですよ。だからそこら辺は、今後、本当に自主組織に派遣される職員の皆さんはどういう形であって、この任務がある、これはできないとか、連絡調整をやるということが1点。それから、もう一つは、やっぱり消防団。職員の皆さんがいらっしゃいます。職員の皆さんによく聞いてみますと、おまえはこっちの自主組織に行ってあるけど、一方では消防団からこっちへ行きなさいということがあっておるんですよ。一体どっちを信用していいか分からないという、そういうこともやっぱり、これは批判ということじゃなくて、教訓点としてしっかりと意思統一をして、分担をきちんとやりながら対応していくということが、今回、私は非常に重要な課題であろうと思いますので、その対策をきちんとやっていただきたいというふうに求めておきたいと思っております。

次、5点目です。市長は施政方針で、先ほども読みましたけれども、要するに災害復興を最大の課題だと、そのためには人材と予算を総動員して取り組むということを言われました。私も必要だと思っております。

今後、先ほど申し上げましたように、大規模災害が発生することが予測されます。ずっと回ってみて、今の雲南市の職員体制では、これはとても対応できないと思います。あと、今後、災害復旧を改めて見た場合に、建設事業者の皆さんもお願いしなけ

ればならないけれども、公共事業が縮小して、そこも縮小されてきていると。そういう中で、これだけの状況になっているということは、それだけやっぱり厳しいわけですから、私は、市職員の採用、自治体職員のOBの再雇用など、期限をつけてでももう増員をすべきだと思います。そういう組織体制が必要と考えますが、所見を伺います。

○市長（石飛 厚志君） このたびの豪雨災害に伴う災害復興は、雲南市の最優先課題でありまして、人材を総動員して取り組んでいくということは申し上げたところでございます。

そのため、9月1日付の人事異動においては、これまで土木、農林等の災害業務を経験したことがある職員を担当部局に結集させて、災害復興体制を構築いたしました。

また、社会人のUIターン採用によりまして、9月1日には新たに職員を3名採用し、また、6月の前期採用試験の合格内定者の中から、来年4月を待たずに勤務いただける方を募っているところでございます。

現在、後期採用試験の受験者を募集中ですが、一般事務以外にも土木、建築の技術職も募集しておりまして、技術職でも現在複数人の応募をいただいているというところでございます。一方で、定員の管理計画というものはございますが、柔軟な運用を行いまして、必要な人材はしっかりと採用してまいりたいと考えております。

また、定年後の職員の再任用を積極的に進めており、このたびも災害復興調整室や原子力防災対策室に再任用職員を室長として配置したところでございます。

今後もあらゆる手段で人材を求め、今後の災害に耐え得る組織をつくってまいりたいと考えております。

○議員（9番 足立 昭二君） 先ほど市長ありましたように、雲南市の定員管理計画、見させていただきました。平成16年に合併してますから、10月に、平成17年の4月1日から令和2年、昨年の4月1日までに職員は170名削減されております。私も合併当時、議会にありましたけれども、ちょうどそのときの大東町の役場の定員数が180名ぐらいあったんですね。すなわちこの間で大東町の当時の役場職員全部が減らされているという数なんです。この間のいわゆる定員計画でやられていることは、それはそれでいいと思いますけど、いざここに来て、こうした災害が起きて、これでよかったのだろうか。私はやっぱり減らし過ぎたんじゃないかというふうに思っております。そして、せんだって新聞見ましたら、座間市長、この座間市は9月定例会で、コロナ対応に伴う緊急的な措置として職員定数を40名増やすということが今度の9月議会で上程をされております。

今度の7月の残業時間、コロナ対策、一生懸命やっていただいた。相当な、1,000時間を超える残業が今出ているわけです。コロナも大切だ、これも大切だ、そし

て今言ったように、最初に何回も言いますように、これの、災害の認識というのは、雲南市にとって、将来にとって、本当に重要な課題。そういうことからすれば、きちんと市長も、限定的であろうが、今、柔軟だと言われましたけれども、定数を含めて増やしていくという、そういう認識を持っていいのでしょうか。伺います。

○市長（石飛 厚志君） 現在の定員管理計画と申しますが、より効率的な組織体制を目指して進められてきたというふうに私は承知しております。そういった意味で、まずはこれまでの考え方は尊重しなければいけない。一方で、今回のように突発的な事象に対する業務量の増大、これにも対応していかなければいけない。そういった中で、臨時的任用、あるいは会計年度職員の制度、そういった新たな制度も出てまいりました。そういったことも含めて、今後、定員管理をどうしていくかということは考えなければいけないと、そのように思っております。

一方で、先ほど言いました、災害という現下の状況におきましては、先ほど柔軟な運用というふうに申し上げましたが、一時的な定数を上回る採用、そういったことも必要ではないかと、そのように思っているところでございます。

○議員（9番 足立 昭二君） それで、雲南市の職員の年齢構成見たときに、合併以降、いびつじゃないですか。40歳以上がだんとあって、40以下は非常に少ない。私は、こういう言い方はちょっとよくないと思いますけど、今の時期にそれを是正するための状況として、私はやられてもいいと思いますよ。ぜひとも。これは強く強く求めておきたいというふうに思います。

さて、6点目。そして、一日も早い災害復興を果たしていくためには、もう1点、災害復興に関連しない事業進捗や内容の見直しを行っていく。つまり復旧・復興を最優先するために、今ある事業事務の中止、先送りをせざるを得ないというふうに受け止めております。

しかし、この事務事業の中止、先送りは市民サービスの低下を招くので、避けてもらいたいというふうに私自身も思っておりますけども、先ほど申し上げましたように、現在のそういった体制ではとても無理であるかなというふうに思っております。人員を増やして対応するのか、できないなら、この事業の中止、先送りは避けられない。問題は、この事業の先送り、あるいは中止を誰が判断するのか、誰がやるのかというのが一番私は重要だと思いますし、その点、私は市長とか管理職がきちんと判断してやるべきだと思いますが、住民の皆さんにはどのような形で説明、理解をしていかれるのか、業務継続計画を含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（嘉本 俊一君） 災害復興に優先的に取り組むために、建設部、農林振興部等への復旧に関連する部局に対しまして、人事異動を通じまして職員を増員し、

体制の強化を図ってきております。

議員おっしゃられるとおり、一方では、限られた職員数の中での復旧業務に傾注するためには、何らかの事業に充てる人員を削減しなければならない、事業の休止、先送り等の措置を講じる必要があるというふうに考えております。

そうした休止、先送りする事業につきましては、行政として必要な機能は維持しつつ、また、優先度の低い事業から、かつ市民生活等への影響に配慮しながら、各部局等においてまず選定をします。そして、現在その作業を進めているところでございますので、庁議のほうで取りまとめた後に、議会のほうへも御説明をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議員（9番 足立 昭二君） 質問の回答になってませんね。私は、恐らく職員の皆さんが、皆さん方、事業の中止、先送りなんか考えてくれ。それは現場でやっておられると思うんですよ。だけど、私も少しの間、役場に勤めとった関係から、職員はその仕事をして、住民の皆さんと折衝しとったら、それはなかなかこれ切りますなんか言えないんですよ。総務部長、はっきり聞きたいのは、そういうのはいいけども、私は誰が責任持って判断するかということを確認にさせていただきたいと思うんです。本当に職員が接した場合は、もちろん市長も副市長も行政に携わっておられますから、切れないんですよ、なかなか。だけど、最初の認識を私は重要視してますけど、今後のことだったら、最優先してやるのであれば、一定程度我慢せないけんとはあるわけですから、それは市長や副市長や総務部長、あるいはここにおられる管理者の皆さんが、この部局、課の中で自分たち、俺はこれだっちゃんことを確認にさせていただきたい。これはどうですか。再度お答えいただきたいと思います。

○総務部長（嘉本 俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、まずは担当部局のほうでそうした業務を明確にしていくという作業を行います。当然その中での必要性、市民サービスへの影響、そうしたところも考慮しながら、中には我慢を強いる場合もあるかもしれませんが、そうした点をまずは洗い出していきます。それを庁議の中で最終的に整理をして、当然市として判断をして、それを決定してまいりたいと思っております。その上で、議会のほう、あるいは市民の皆様の方へもそうした状況も当然理解をいただくような形を取っていきたいというような考え方でございます。

○市長（石飛 厚志君） 補足でございます。

事務事業を休止したり遅らせたりということについての責任は、当然私のほうがついておると思っております。特に大きな事柄になればなるほど現場では判断しにくいというふうにも思っております。随時、各部長、局長と意見交換をしながら、私の

考えもお伝えさせていただきながら進めておりますので、そういった形で今後もしっかりと責任を持って、また、議会、市民の皆様へ説明をしながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議員（９番 足立 昭二君） ７番目ですね。９月に組織機構の見直しが行われました。総務部内に災害復興調整室が新設され、防災部防災安全課内に原子力防災対策室が設置をされました。これは令和３年７月豪雨の復興業務の多岐にわたる原子力防災業務に対応することを目的とした緊急的な対応と受け止めております。

私は、６月議会で行政組織の見直しについて質問しましたが、今後起こることが予想される自然災害にも対応できる行政組織体制の見直しが必要と考えております。災害を受けての行政組織の見直しについて、所見を伺います。

○市長（石飛 厚志君） このたびの災害では、総合センターは被災情報の収集、避難所の運営や被災箇所の確認を行うなど、現地対応の主要な役割を果たしております。その実施に当たっては、本庁と総合センターが連携して対応し、発災直後から総合センターに設置した現地対策本部へ本庁から職員を動員配置して支援をしてまいりました。今回の災害時の対応については、様々なこれから検証を行ってまいりますが、その中で総合センターでの災害への対応についての検証も行い、今後の行政組織の見直しに当たっての判断材料にしていきたいと、そのように思っております。

開催日：令和 3 年 9 月 6 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 2 日 9 月 6 日）

○議員（8 番 上代 和美君）

次に、災害対策について伺います。

今回の豪雨災害は、市民にとって今まで経験したことのない甚大な被害をもたらしましたが、幸いにも人的被害がなかったことは本当によかったことだと思います。今回の災害を経験し、市としても様々な角度から検証も現在されており、今後、分析された結果が報告される予定ですが、市民の皆さんからの声もしっかり聞いていただきたいと思っております。

市民の方から、今回は被災はしなかったけれども、指定避難所に避難して本当に安全なのか、また、地域の人口を考えると、避難所が狭いのではないかなど、心配の声を聞いております。災害はどこでも起こり得る。皆さんが災害を自分事として考えておられます。いざというとき本当に使える実効ある避難所を今のうちに地元の声を聞きながら一つ一つ確認して見直すべきと思いますが、見解を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 指定避難所の開設につきましては、災害の種類や状況によって判断をしておりますが、議員御指摘のとおり、浸水害に対して不安のあるところ、土砂災害に不安のあるところなど、中には地域の皆様が心配されている施設もあることは承知しております。しかしながら、現状においては、地域に適した施設がない場合、基本的に災害危険区域外に立地している公共施設、危険区域内であっても二階建て以上の強固な建物など基準を満たしている施設を次善の策として指定している場合もございます。

全ての避難所を直ちに完璧にすることは実質的に難しいと考えておりますが、浸水害の場合の河川の水位や土砂災害の場合の危険度などの情報を基に、運用による対応という方法もありますので、地域の皆様とよく話し合い、今後、しっかりと見直しを進めていきたいと思っております。

なお、避難先として指定避難所だけということではなく、安全な親戚、知人宅への避難も平素から御相談をしていただきまして、御検討いただきますよう、周知をしていきたいというふうに考えております。

○議員（8 番 上代 和美君） 水害については、避難は多分 2 日、多くて 3 日の避難があれば、水が引いていくと考えられると思います。本当に長丁場ではないので、とにかく命を守るという視点で、やはりどこもないということで、本当にもう次に広がらない発想になってますので、例えば民間の企業の方に、工場というか、そういうところを協力してもらおうとか、様々な策が知恵を絞れば出てくると思います。で

できれば本当に2日だけでも臨時的に命を守れる場所、そういったところを考えていく必要がありますし、市民一人一人も御家庭でそういった安全な場所ということは考えていく必要がありますけれども、実際、本当に急激な、今回の雨のようになかなか避難が難しかったりしておりますから、まずは緊急な命を守る場所をぜひ知恵を絞って、そして協力を受けて考えていただきたい。それで、落ち着けば指定避難所に移るということもできると思いますので、そういった面では、しっかりと今回の経験を一つ一つ教訓にさせていただきたいと思いますが、ないでは済まされない事態がこれから起こると思いますが、もう一回、回答をお願いいたします。

○防災部長(高田 浩二君) 指定避難所につきましても現在検証を進めております。避難していただいた先での過ごしていただく施設などについても検証を図っていきたいと思っておりますので、まずは命を守っていただく一番いい施設がないかということも御指摘のとおりしっかりと検証して、今回のことを教訓として、今後の避難所の在り方について、改めて見直していきたいというふうに考えております。

○議員(8番 上代 和美君) ぜひ実効ある指定避難所、避難できる場所、それを考えていただくことを強く求めて、次の質問に入ります。

今の避難所マニュアルでは、要支援者はまず指定避難所に避難して、必要なら福祉避難所に避難することになっているというふうに担当部局から説明を受けております。しかし、要支援者が2度移動することは大変なことであり、危険なことでもあります。指定避難所と同時に福祉避難所も開設することはできないのでしょうか。マニュアルを見直すべきだと考えますが、見解を伺います。

○健康福祉部長(狩野 明芳君) 福祉避難所は、災害時に特別な配慮が必要な高齢者や障がい者の方などのために設置をされるものですが、現在、まずは指定避難所に避難をしていただき、福祉避難所でお過ごししていただくことが必要と判断した場合には、福祉避難所に移動していただくこととしております。これは、2016年に熊本地震で発災直後に特別な配慮を必要としない方が福祉避難所に殺到したため現場が混乱し、福祉避難所の開設を断念せざるを得ない事態も起こっていることから、まずは指定避難所に避難をしていただき、必要に応じて二次的な避難所であります福祉避難所を御利用いただくものですので、福祉避難所の役割につきまして御理解をいただきたいと考えております。

福祉避難所の開設に当たっては、社会福祉施設など、ふだんから利用者がおられる施設ですので、市が施設の被害状況や職員体制、利用状況などを確認した上で開設を要請をしております。

一方、議員のおっしゃるとおり、指定避難所と福祉避難所を同時に開設をしたほう

がよいことも理解をしておりますが、避難開始と同時に福祉避難所を開設するとなると、誰がどのくらい来られるのか、その施設で対応できるかなど、調整が必要となります。指定避難所がワンクッションとなりまして、連絡調整の上、利用いただく現在のやり方を変更するにはかなりの調整が必要となるものと考えておりますので、協定を結んでおります福祉施設とも意見交換をしながら、可能性を検討していきたいと考えております。

○議員（８番 上代 和美君） 確かに部長おっしゃるとおり、わっと避難をされたら、通常の業務を行っている業者の皆さんにとっては大変なことになるということは私も分かります。

私、福祉避難所になっている事業所の方からちょっとお話を伺うことがありました。避難所にはなっているんだけど、市側と様々なすり合わせができていなくて、どう動いてよいのか分からないといったことや、地域にお住まいの要支援者が避難されてもどういう状態の方か分からない、こういう戸惑いの声が聞かれました。事前の協議が必要ではなかったのかとその方はおっしゃってありました。今後の教訓として、梅雨前ですね、豪雨が起る前に、こういった時期に災害発生時のシミュレーションを行うなど、やはり備えをしておかないと事業所の方々も混乱してしまいますので、そういったきちとした協議、シミュレーション、こういったことをしておく必要があると考えますが、見解を伺います。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 福祉避難所は、主として車椅子を利用されている方とか、一人で移動することが困難な方など、通常の避難所では段差があってトイレに行けないような方のためのハードの面で適している避難所として、その機能を想定をしているものでございます。特別養護老人ホームなど福祉施設は、福祉避難所として指定はしていても、そこに介護の職員さんがいらっしやったり、入所の介護に従事もされておりますので、避難いただく際には、御家族とか、あるいは支援者の方などが介助者として一緒に避難をしていただくことが必要になってまいります。

このたびの災害対応の反省の一つとしまして、福祉避難所の協定を締結している施設に対して、福祉避難所運営についての細かな周知ができていなかったことが上げられます。今後は、福祉避難所開設、運営のマニュアルを作成をいたしまして、協定を締結している施設に周知をし、考えていきたいと思っております。その上で、必要なシミュレーションも含めて対応が必要になってくるのかなというふうに考えております。

○議員（８番 上代 和美君） 要支援者については地域で把握して、地域自主組織なども把握していらっしやると思っておりますけれども、福祉避難所のほうにはなかなかその情報は行っていないというのが多分現実だと思います。ですので、そういう、ここ

には、この地域には車椅子でおられる方、特に事業所で介護保険などを使っておられないような方など、そういった方などの情報の共有はしっかりしておかないといけないと思いますし、福祉避難所は、もちろんその事業者の方が目を配るということはなかなか難しいということはその方もおっしゃっておいりましたので、やっぱり施設として、車椅子対応とかトイレとか、生活がしやすい施設になっておりますので、やはり要支援者が2度移動するということは避けるべきだと考えております。ぜひ今後の災害対応について、できるだけ早くそういうことをしっかり協議をしていく必要があると思いますので、そのことを強く求めておきたいと思います。

開催日：令和 3 年 9 月 6 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 2 日 9 月 6 日）

○議員（18 番 矢壁 正弘君） 議席番号 18 番、矢壁正弘でございます。通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

7 月 6 日から大雨に始まり、12 日の線状降水帯による豪雨、8 月 9 日から台風 9 号、その後の秋雨前線による長雨により、全国各地で大きな災害が発生いたしました。本市においても、飯石地区を中心に、平成 18 年の災害をはるかにしのぐ災害が発生し、各地域に甚大な災害をもたらしました。災害に遭われた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、警戒レベル 4、5 により市民の皆様が避難された際に、避難所開設、避難誘導に御尽力された地域自主組織の皆様、市職員の皆様、それをはじめ関係された皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。今後、私たち議会も早期の復旧・復興へ向けて、最大限の努力をしてまいりたいと思います。

それでは、3 項目について、質問に移りたいと思います。明快な答弁を期待いたします。1 項目め、災害に強い地域づくりについて、2 項目め、教育（学校）施設の修繕、改修について、3 項目め、スポーツ振興について質問したいと思います。

近年、毎年のように全国各地で大規模災害が発生していて、災害に対して油断があったわけではないとは思われますが、経験のない豪雨に見舞われ、各地域で混乱が起きました。今後、これまで以上の対策が必要と感じます。災害に強い地域づくりについて伺います。

まず、防災・減災について伺います。

本市は一次産業が盛んで、各地域に水田が点在しています。現在、全国各地でこの水田を利活用し、防災・減災につながる田んぼダムという取組があります。田んぼダムとは、水田が本来持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで、大雨が降ったときに雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク時流出量を抑制し、田んぼダムから下流の農耕地や住宅地の洪水の被害を軽減する目的で実施するものです。これは豪雨のときの浸水被害緩和策の一つで、治水施設を補完する役割を目的として、新潟県で発案されたものでございます。現在、新潟県内では 9,500 ヘクタール以上の水田に導入されていて、全国的に広がりも見せております。構造的には、現在設置してある排水口を大規模に改造するものではなくて、排水路に流す流量の精度管理も必要としておりません。設置する工作物に係る材料費も安いことから、小さな費用での設置が可能で、簡単に設置でき、高い即効性が得られ、浸水被害対策に効果が得られるとされております。本市でも検討し、取り組んでみてはと考えますが、見解を伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 田んぼダムにつきましては、水田の排水口を絞ることにより、議員おっしゃるように、降雨を一時的に水田にため、ゆっくり排水することにより河川の増水を抑え、洪水被害を軽減する効果があるとされています。

排水口を絞ることにより、大雨の際、場合によっては水田に雨がたまり過ぎ、畦畔の決壊などの可能性も想定されますが、一定のメリットはあるものと考えておりますので、今後、研究を行ってまいりたいと考えております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） 先ほども述べましたけれども、安価で効果が得られるようです。今後も勉強を重ねられて、しっかり検討して取り組んでいただきたいと思えます。

平成30年7月豪雨において、多くのため池の決壊が発生し、各地で甚大な被害をもたらしました。その後の豪雨や台風等に備えて、各都道府県でため池の緊急点検が実施され、必要に応じ応急措置を講ずることにより、ため池の被災リスクの低減を図る取組がされております。本市でも市内にあるため池の調査が行われました。

現在、本市でも県発注のため池の改修工事に順位を設けて施行しておりますけれども、国は、防災重点農業用ため池の防災工事の推進について、防災・減災、国土強靱化の観点から、5か年加速化対策に位置づけ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債または補正予算債で措置し、これに位置づけられない防災重点農業用ため池については、令和3年度から7年度までの5か年、公共事業等債により措置し、地方負担に対する交付税措置率を拡充して対応しております。

このように、国、県で国土強靱化、防災・減災の面から予算をつけ、早期の改修を目指していますが、市の負担金が予算化できないため遅れていると聞いております。決壊すれば大きな被害が発生する農業用ため池が多く点在しています。早期の改修が望まれますが、見解を伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 農業用ため池につきましては、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として知事が指定しており、本市では92か所が指定を受け、このうち改修の緊急度が高いため池が10か所ございます。

この防災重点ため池につきましては、県が事業主体となり改修を進め、市内では改修済みが4か所、改修中が2か所、今後の改修予定が4か所あり、防災・減災の面から可能な限り早期に実施すべきと考えております。

なお、公共事業全体の進め方といたしまして、このたびの甚大な災害の一日も早い復旧に努めることを考慮した上で、県並びに地元とも協議を行いながら計画的に進めていく必要がありますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

○議員（18番 矢壁 正弘君） 一つ質問ですけれども、この期間中に工事が実施されれば受益者負担金も免除されると聞きました。これは本当でしょうか。そうであれば早期の実施が望まれると思いますが、見解を伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） この対策期間中につきましては、受益者負担、ないものと伺っておりますので、その点も含めて早期に実施をしてみたいと考えております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） 一たび決壊すれば大変な事態になるため池が数多くございます。早期の改修に取り組まれるように期待しておきます。

次に、今回の災害では、河川の氾濫による堤防護岸への被害や収穫目前の水田への被害が多く発生しました。経験のない豪雨であったこともありますが、以前からただしておりますように、河川内の立ち木や堆積土が整備されていたら被害も抑えることができたと思われま。堆積土があるため水の流れる方向が変わり、護岸に被害を及ぼしたり、立ち木にごみや流木が引っかかることにより水位が上昇するなどして氾濫し、堤防を越流し、濁流が水田に流れ込むなどしたと考えております。定期的に立ち木の伐採、堆積土のしゅんせつが必要と考えますが、見解を伺います。

○建設部長（小村 利之君） 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が平成30年12月に閣議決定以降、河川の流れを阻害する立ち木や堆積土の除去が必要な箇所については、河川のリフレッシュ作業が進められております。

市内の河川でしゅんせつや伐採の必要性が高い河川は国、県管理河川で多くあり、河川の状況を確認しながら作業の実施の要望をし、毎年リフレッシュ作業を行っていただいております。あわせて、河川管理に関わります予算の確保のお願いも毎年行っているところでございます。

また、市の管理河川につきましては、状況を確認し、財源の範囲内で必要なところから計画的に実施をしております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） 今回の災害では、河川の上流部、支流河川、そして下流部、合流部での被害が多く確認されております。近年しゅんせつ工事が行われた部分もありますが、上下流部については手がつけられていない箇所がほとんどです。県管理河川、また本市の管理河川と分かれるとは思いますが、県にも要望を上げるなどして、早急に対応していただきたいと考えております。

次に、土砂災害から人命を守る土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンが10月に指定される予定となりました。レッドゾーンは、市民の皆様に土砂災害の危険性が高い区域を認識してもらうため、県が調査を行い、市長に意見を聞き、指定するものです。

が、指定される区域には多くの住宅が点在し、多くの市民の皆様が生活をしていらっしゃいます。ソフト面でレッドゾーンを指定するだけでなく、防災・減災の観点から、急傾斜地整備事業や治山事業等を取り入れて、ハード面も同時に整備する必要があると考えますが、見解を伺います。

○建設部長（小村 利之君） 砂防・急傾斜地崩壊対策事業は防災・減災のための重要なハード整備となりますので、今後も必要な整備が促進されるよう、市民の皆様の御協力をいただきながら、島根県に要望を行っていききたいというふうに考えております。

また、レッドゾーンの指定に合わせまして、土砂災害に耐えられる住宅とするための住宅補強支援事業を創設し、補強工事に要する費用の一部を助成する制度を実施する予定としておりますので、ぜひ御活用をいただきたいと思っております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） 先ほども言われましたけども、県では土砂災害特別警戒区域内の住宅に補強支援事業で、また、本市でも新規に住宅補強支援事業を創設し、住宅補強についての支援は行われるようです。この支援は、新築ならその場で取り入れることができるとは思いますけれども、現在建っている住宅の基礎等を補強するには少し無理があるのではないかと感じております。危険な面整備を行うことが一番の安全対策となりますので、十分にこれも検討していただき、県のほうに要望を上げていただいて、一つでも多く急傾斜地の整備事業、また治山事業が行われることを期待しておきます。

7月3日、静岡県熱海市の伊豆山で違法盛土による大規模な土石流が発生し、8月25日現在で死者が25名、行方不明者は2名、建物の損壊131棟と大きな被害をもたらし、多くの犠牲者が出ました。

本市でも過去に残土処理場から土砂が流出した経緯があったと思います。その後、原因調査をされたのか。

また、建設残土を処理する際の盛土をめぐり独自に規制する条例を設けているのは全国で26都府県、また、島根県、鳥取県など21道県は条例がなく、悪質業者は規制の緩い地域を狙うとの指摘もあります。全国知事会は、法整備により全国一律の規制を求める要望書をまとめております。本市独自の残土処理盛土の対策はこれまで取られているのか、取られるのか伺います。

○建設部長（小村 利之君） 平成30年から令和元年にかけて、島根県と連携した調査によりまして、市内で盛土の面積が3,000平米を超えるなどの大規模盛土造成地が雲南市内には46か所ございます。現在、調査結果をホームページで公開しているところでございます。

また、地震時の滑動崩落に対する危険性について調査が実施されておりまして、雲南市内の盛土造成地については、対策工事が不要で、安全であると判定を受けておるところでございます。

先ほど申されましたように、盛土に対する条例など、雲南市独自の対策は取っておりませんが、現行制度の適切な運用を行うことにより対策が取れるものと考えております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） 適正な処理がされることを期待しておきます。

今回の災害では、レベル4、避難指示、レベル5、緊急安全確保、命を守る行動が発令され、多くの方が避難所に避難されました。避難所によっては、開設された後に進入路が土砂崩れのため通行ができなくなったり、浸水のため避難ができない状況が発生しました。各交流センターが避難所に指定されておりますけれども、土砂崩壊に対する避難所、浸水被害に対する避難所等、災害に応じた安全な避難所を指定し、立て分けをつける必要があると考えますが、見解を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 先ほど8番、上代和美議員にもお答えをしておりますが、現状において、指定避難所は、地域に適した施設がない場合、基本的に災害危険区域外に立地している公共施設、危険区域内であっても二階建て以上の強固な建物など基準を満たす施設を次善の策として指定している場合もあります。全ての避難所を直ちに完璧にすることは困難であります。浸水害の場合の河川の水位や土砂災害の場合の危険度などの情報を基に、運用による対応という方法で区分けが行えるよう、地域の皆様とよく話し合い、避難所の災害適用性の判定を基に見直しを進めていきたいと考えております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） いかなる災害にも安全・安心に避難できる避難所の指定を期待しておきます。

令和元年12月の一般質問で、防災計画を100年に一度発生する災害から1,000年に一度発生する災害を想定したものに見直すべきといたしました。近年、全国各地で毎年のように繰り返し発生する大規模災害、どこの皆様にお話を聞いても、人生で経験したことのない災害であったとの談話を載せられています。昭和39年7月の山陰北陸豪雨災害では加茂町が大きな被害に見舞われました。それから57年が経過し、河川の護岸やのり面整備も進む中での今回の災害は、本市で発生した災害の中でも最も大きな被害をもたらしたものと感じております。いま一度、本市の防災計画を検証しながら、災害に強い地域づくりを目指さなければならないと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（石飛 厚志君） 今回の豪雨災害を経験いたしまして、近年の異常気象による大規模災害の恐ろしさというものを実感したところでございます。

道路、河川等の公共インフラ、あるいは先ほどの避難所というような施設整備というのは、一足飛びに整備できるものではないということから、減災の視点の導入や命を守る行動を促す緊急安全確保指示を設けるなどのソフト面での対応が国において行われてきたと考えております。

市といたしましても、まずは今回の災害での防災計画の運用などをしっかり検証いたしまして、必要に応じた見直しを行うことにより、災害に強い対応、体制の整備、災害に強い地域づくりに努めたいと考えております。

また、国土強靱化によるインフラ整備も国や県に引き続き働きかけることも行ってまいりたいと考えております。

○議員（18番 矢壁 正弘君） それでは、しっかりと考えをまとめられまして、災害に強い地域づくりをつくり上げていただきたいと思います。

開催日：令和 3 年 9 月 6 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 2 日 9 月 6 日）

○議員（10 番 中林 孝君） 10 番、中林孝でございます。このたびの 7 月の豪雨で被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、その 7 月豪雨でございますが、被害状況及び被災された市民への支援や復旧状況について伺います。

○総務部長（嘉本 俊一君） このたびの災害の状況につきましては、先般 8 月 23 日の議会全員協議会でも御報告いたしましたので、詳しくは申し上げませんが、主なものといたしましては、住家の被害が 243 棟、市の公共土木施設被害につきましては、市道 218 か所、市管理河川 190 か所、農林業被害につきましては、農地 1,972 か所、農業用施設 883 か所などの被害が発生しております。

このほか、水道施設の被災によります断水や孤立も発生したところでございますが、7 月 22 日には全て解消しているという状況でございます。

続きまして、9 月 3 日現在の支援や復旧の状況でございますが、罹災証明の交付状況につきましては、117 件の発行となっております。それから、支援の状況について、主なものといたしましては、第 1 回の災害見舞金につきましては、174 件を見込んでおり、9 月 21 日頃から交付していく予定としております。また、土砂や倒木除去等の費用支援につきましては、9 月 3 日現在、62 件の交付を決定しており、このところ 9 月 7 日には支払いを予定しているという状況です。

応急復旧の状況につきましては、通行規制をしました市道 125 路線 131 か所のうち、90 路線 94 か所で応急復旧を完了し、規制を解除しておりますので、現在、35 路線 37 か所が通行禁止の状況となっております。

最後に、災害の査定の時期でございますけれども、公共土木災害につきましては 9 月 28 日から、農地・農業用施設災害につきましては 10 月 18 日から災害査定が始まり、いずれも 12 月ぐらいまではほぼ毎週のように査定が続くというふうな状況となっております。以上です。

○議員（10 番 中林 孝君） 続きまして、復旧に向けた激甚災害法というふうに通告しておりますけれども、実は 8 月 31 日の閣議で激甚災害で雲南市は指定されたので、今後、市としては急ピッチに事務作業を進めていかなきゃいけないと、こういうふうな状況になっております。それに向けた庁内体制の整備状況について伺います。

○市長（石飛 厚志君） まず、激甚災害の関係でございますが、8 月 31 日の閣議

におきまして決定いただき、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入、手厚い財政措置が示されております。これにより、大幅に市の負担額が軽減されますので、災害復旧事業の推進に大いに寄与することだと考えております。指定に当たりまして御尽力いただきました地元国会議員の皆様や現地を視察いただきました閣僚の皆様、状況の把握や国への要請に御協力いただきました島根県及び関係機関の皆様に改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

こうした状況下で、一日も早い災害からの復興を目指しまして、9月1日付で災害復興調整室の新設と建設部、農林振興部等の増員による市内の対応体制整備を図ったところでございます。市職員が心一つにして、早期復興に向けて最善を尽くしてまいります。

○議員（10番 中林 孝君） 一日も早い復興を期待したいというふうに思います。

次でございます。本災害で自主防災組織は機能したか、学ぶべき教訓点はないか、今後の方針について伺います。

○政策企画部長（西村 健一君） このたびの災害では、二次災害も含め、人的被害がなかったのは、地域自主組織や自治会の皆様をはじめとする自主防災による御対応があったことが大いに寄与していると考えておりました、深く感謝をしております。

地域自主組織では、自発的にこのたびの状況を振り返られており、避難行動や避難所の運営に関する事、自治会との連絡など、様々な貴重な御意見をいただいているところでございます。今回の経験を今後の教訓として生かしていくことが重要でございますので、今月下旬、これは9月28日でございますが、には当時の状況から学ぶ研修会を計画しているほか、その後も研修会や災害対応について協議を重ねていきたいと考えております。

○議員（10番 中林 孝君） 実はこれ、一生懸命頑張ったというお答えよりも、私は、ある程度限界を知った上での対応のほうがいいのではないかなという、そういう答えを期待しておりました。というのが、これ、7月の12日の午後の状況、時間を追ってお示したものでございます。これは旧中野小学校のPOTEK Aの資料でございますけども、10時台には110ミリの大雨が降っております。9時台は15.5ミリ。10時直前ぐらいから大雨になったということで、それまではほとんど降っていない。そういった状況の中で、実際、現地に入って被災された方の声を伺ってみますと、警戒レベル5が出た段階ではもう既に土砂崩れとか結構被害が発生していたと、そういうふうな声を伺いました。ということは、下手にこういう自主防災組織と

か、そういったような組織が動くと二次災害の危険があるのではないかなと。

この通告を私が準備しておるときに、お盆明けでございましたが、これ長崎県の事例で、ある民生委員の方が近くの73歳の一人の女性から、怖いから助けてという、そういうメールか電話が入ってきたと。ほんで助けに行かれたんですけども、結局その民生委員の女性と一緒に明る日、水路で見つかったと、こういうふうなことがありますして、下手に、素人といいますか、民生委員とか児童委員とか自主組織の皆さんとか、そういった方が巻き込まれてはいけないというふうに私は非常に痛感いたしました。

そういうことで、自主組織の限界を理解した上で、できるもの、できないもの、そういったものをきちんと整理して、周知徹底する必要があるのではないかなというふうに思います。自主防災組織が機能したとか、そういう答えをいただくと私はかえって困ってしまうんですが、御答弁があればお願いしたいと思います。

○市長（石飛 厚志君） まず、ちょっと誤解がないように申し上げておきたいんですが、緊急安全確保、警戒レベル5というのは、避難をしてくださいではなくて、避難が危なければ自宅の2階とか、安全なところでしっかり安全を確保してくださいという指示でございます。実は警戒レベル4を出した後、先ほどの話、大きな大雨が降ってまいりまして、電話でも避難が難しいというような情報が続々と入ってまいりました。そのために、あえて警戒レベル4、つまり避難の指示ではなくて、もう家のほうで、自宅で安全をとにかく確保してくださいというお話をさせていただいたところでございます。実際にその安全を確保する時間というのは、雨が降った時間が2時間ほどでございましたので、その後については道路の状況や雨の状況を見ながら避難をしていただいたというところでございます。そこにおいて、それぞれの地域の皆さんの安否の確認であったり、その際での避難のお手伝い、そういったことにつきましては、自治会や地域自主組織の皆様には大変にお世話になったと考えております。

また、その後の雨、例えば夜間に大雨が降りそうなときには、あらかじめ避難を呼びかける指示を出させていただいておりますが、そうした中で、地域自主組織の皆さんが御心配される独居の御高齢者の方にそういった情報が出ていますよというような御案内をしていただいたり、呼びかけをしていただいたということも承知しております。そういった意味では、全てを地域自主組織や自治会の方をお願いをするというのは、これもまた行き過ぎだというふうには思っております。役割分担が必要だとは思っておりますが、そうした自発的な地域の皆様の御対応に大変助けていただいたという認識で答弁をさせていただいているものというふうに思っております。

○議員（10番 中林 孝君） 何より二次災害がなくて本当によかったと思います。

次でございます。災害に関する情報伝達手段として、新聞とかテレビ以外に本市独

自の情報伝達手段として、夢ネットや告知放送がございます。情報伝達は十分と言えたかどうか伺います。

○政策企画部長（西村 健一君） ケーブルテレビでは、データ放送において、雨量計、河川水位計、避難指示等の情報を提供いたしました。また、音声告知放送においては注意喚起や避難指示などの防災情報を流し、市のホームページやLINE、フェイスブックでは断水・給水情報、通行規制情報などを提供したところでもありますけれども、十分であったとは思っておりません。告知放送では、声が小さい、早口で分かりにくい、データ放送では、河川の水位計が更新されていない、ホームページでは、道路の通行規制が路線名だけで分かりにくいなど、様々な御意見や課題がありましたので、今後、しっかり検証をして、改善をしていきたいと考えております。

○議員（10番 中林 孝君） さっきの御答弁がありましたように、言葉が早いとか、小さいとか、いろいろございました。そのほかに、告知放送があらゆる部署から、しかも時間的に次から次へと流れてくるということで、時間的、緊急時だからやむを得ないというふうには思いますけれども、ただ、振り返ってみますと、最初は防災部があったり、次は学校休校とか、木次線が運休するとか、建設部からどこそこの道路が不通。それから、やがてのほどには市民浴場はどこそこが休館だと、二、三日したら市民環境部のほうからはごみ捨場はここですよとか、もういろんな情報が流れてくる。これを、流されるほうはいいかもしれませんが、受け取るほうは、例えば放送のときに風呂に入っていたりトイレに行っていたり、お客さんが来てたりとか畑に行ったりしたら、全然伝わらないわけです。したがって、市民の方が情報を知りたいといったときに分かるような、そういう仕組みが必要じゃないかなというふうに思います。

それで、この夢ネット、いつも、あの災害のときもこの運動が流れておりましたけれども、この画面を改良して、例えば文字放送で流していただくとか、それから、今でも仕組み的にはできるはずなんですけど、ちょっと赤のマジックでL字型を描いております。ここに緊急放送って、L字アラートというのが流れます。その上に、市からの情報として、市が操作すればこのL字のところに文字情報が流れると、そういうふうな仕組みになっております。ですから、ここをもっともっと活用してやっていただく。これは夢ネットですから事務組合の仕事かもしれません。ただ、市長は事務組合長でもいらっしゃいますので、その辺り、活用してやっていただけないかと。

もっと言えば、これプラス定点情報ですね。今、雲南市は、夢ネットのほうは、この市役所の屋上にあるカメラでその里熊橋の交差点を映してます。でも昔はもっとほかの場所がありました。これが今は何か映せないんだそうです。もっとこういう定点を増やしていけば、市民は、ああこの川はこんなに増えてるとか、この道路は通れない、そういう情報が見て分かるわけです。そういった改良ができないか、そ

の辺りについて、ちょっと伺ってみたいと思います。

○政策企画部長（西村 健一君） 今の夢ネットの画面のほうに分かりやすく表示をしたいというところで、こちらのほうについては、先ほどもお話ししましたとおり、なかなかちょっと分かりづらい状況がございましたので、今後、検討していきたいと考えております。

定点のカメラの設置については、河川の状況は出るようになっているんですけども、おっしゃいますように、いろんなところが出るような形についても今後検討しまして、そうした災害時により状況が分かっていたくような仕組みづくりについては、これから協議を重ねていきたいと考えております。

○議員（10番 中林 孝君） そういう定点の情報とか、L字のこういう表示の仕方、これ活用していただきたいと思います。

次でございますが、市民の知りたい情報というのは、市内の情報ばかりじゃなくて、市外の隣接する自治体の情報も知りたいんです。7月の6日、7日の豪雨のときには県道の松江木次線で松江市の乃白町が長い間通行止めになりました。この情報というのは雲南市からは発信されていないんです。当然域外だから仕方がない。でも大東とか木次の方、多くの方、松江に通いますし、海潮なんかは高校なんかみんなバスを使って通うわけです。ということは、あそこがどうなっているかという情報をやっぱり流すべきじゃないかと。行政の区域外だけれども、やらなきゃいけない情報というのもあると思います。そういう工夫をやっていただきたいと思いますが、見解があれば伺いたいと思います。

○政策企画部長（西村 健一君） 今の災害時に特に重要になりますのが、道の情報とかが、市外においてもいろんなところが今回も通行止めになったりしました。そうした情報、先ほどおっしゃいましたような全てのところについて検討してみて、こういう出し方があるんじゃないかといったことについては、今後、検討しながら詰めていきたいと考えております。

開催日：令和 3 年 9 月 6 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 2 日 9 月 6 日）

○議員（11 番 松林 孝之君）

災害からの復興と地域の再生について伺います。

数十年に一度と言われる災害は、もはや毎年のように起こりまして、その激甚化と発生頻度は異常であります。ただ、これも現実、毎年起こってきております。その激甚化と発生頻度、これに対応するために、防災・減災、これは行政の最大課題として今後も取り組んでいかなければなりません。7 月豪雨災害は、合併後、最大最悪の被害をもたらし、改めて過疎化と人口減少が進む地方の災害に対するマンパワー不足、これを露呈する形となってしまいました。日本全土で頻発する異常気象による災害は、国土保全、これに対する市民の意識も大きく変わりつつある時代になったのではないかとこのように私は思っています。

午前中、9 番議員から災害に対する行政の対応について質問がありましたが、私は、行政の対応もさることながら、民間の力をどう生かし、災害に対しての地域づくりというところの観点で、どんなふうにこれから雲南市が立ち向かっていくのかということ、そういった観点で質問をいたします。

これまでは地域住民がいわゆる地元の山や川に入る機会が多くて、裏山や集落の状況、これを日々状況把握をすることができていましたが、これは地域の過疎化や住民の高齢化によりまして把握しづらくなってきたのが今の、市に限らず、全国の実態であります。また、道路や河川の維持管理においても、これまでは住民パワーを頼りにしてやってきたところがございますが、これも人が減る、高齢化が進むとなると、同じようなレベルの管理は難しくなるのが実態で、これは目に見えているところであります。こうした社会の構図は日本全体が抱える大きな課題というふうになっています。

一方で、インフラ整備や災害復旧といった市民の生活基盤を維持管理するためには、建設業界の一定規模の存続がないと成り立ちません。近年は公共工事の減少や人口減少によりまして、業界全体が縮小傾向になってきてはいたしましたが、これを今後は少し方向性を変えて、農業や林業、こういったものをはじめ、これまで地域が担ってきた道路、河川等の維持管理、こういったものも事業化として、地域環境の保全業務、こういったところに位置づけて、経営の多角化、業界の多角化を図って、地域の担い手産業というところでリニューアルして、雇用ができるような仕組みをつくってはどうかと思います。そこへの財源措置としては、国が進めております特定地域づくり協同組合制度、これを活用すべきではないかと思いますが、所見を伺います。

○政策企画部長（西村 健一君） 特定地域づくり事業協同組合が行う派遣事業につきましては、農業、飲食業、小売業など様々な業種に派遣が可能となっておりますけ

れども、労働者派遣法の規定が適用されることから、同法第4条の規定によりまして、建設業務、警備業務、港湾運送業務などについては、雇用の安定を理由に現制度では派遣ができないことになっております。現行の制度では、林業におきましても、造林作業の地ごしらえや植栽の業務も建設業務に当たるとされておりまして、林業が基幹産業となっている地域からは規制の緩和を求める要望も出されているところでありますので、こうした状況も確認しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○議員（11番 松林 孝之君） 制度の運用の中で、今、非常にその辺りが厳しいというのも承知をしています。地域の実態、地方の実態からすると、まさしく本当はそこに人が欲しい。そこにお金が欲しい。それを制度としていかにこの制度をもっともっといいものにするのか。それこそ全国の知事会であったり、市長会であったり、そういったところを通じて現場の声をいかに反映するか。国を変えるためにはそこが必要ではないかと私は思います。

隠岐の海士町では、今年1月に海士町複業協同組合、この複業というのは複数の業と書きます。複業協同組合として日本初の認定を受け、事業を開始されております。以前に私たち同期議員でこの海士町のほうを視察に行かせていただきました。そこで学ばせていただきましたある建設業業界の方から、当時から漁業と畜産、これを手がけられて、経営の多角化を図ってこられました。それはなぜか。離島であって、離島のインフラを一定程度守っていくためには、建設業がなくなってしまったら島は終わるわけですよ。そうするがためには、建設業だけでは食っていけない。食っていけないからいろんなことをやらなきゃいけない。だからこそ我々は、私たちは島のために、島民のためにいろいろな事業をやって、この島を守りますという崇高な思いから経営の多角化を図られて、当時から事業を進めておられました。それが今年ようやく、町と事業者、島民と移住者、これが築き上げた町の施策ですよ。これがようやく国に認められて、島の持続化、これに本当の光が見えてきた事例ではないかと私は思っております。

先ほど部長のほうから答弁がありました。国が言うところのいわゆる建設業への人材派遣、こういうふうにもう割り切ってしまうとできないんですが、これを少し視点を変えて、多角的な事業を行うグローバル事業者への人材の誘致、こういったビジョンを掲げて、この協同組合制度を運用すべきではないかと私は思います。今回の市長の施政方針でも、この協同組合の設立について、本年度中に目指すというふうにおっしゃっています。改めて市長に伺いますが、建設業への人材派遣ではないんですよ。グローバル事業として、雲南市はこの事業展開をするんだというぐらいの気持ちを持ってぜひとも国にも働きかけていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（石飛 厚志君） グローバル人材派遣業という御提案でございます。

いろいろアイデアとして様々なアイデアを凝らしながら、どうあの制度を活用してこの地域に生かす形にするか、これについては、現状もいろいろ知恵を絞っているところでございます。様々なアイデアを基に、必要であれば制度の提案等もしながら進めていきたいと思っております。特に農業と建設業の親和性の高さというのは非常に高いものがあるというふうに思っております。ぜひこういった道が開けるよう、また国のほうにも要望といいますか、いろいろ協議をしていきたいというふうに思っておりますが、まずはスタートを切って、そういったところから育てていきたいなど、そのような考えで思っております。

○議員（11番 松林 孝之君） そうですね。まずは立ち上げることが重要です。立ち上げてから、どんなふうに成長させるのか。それこそ雲南市のまちづくりがここにもしっかりと反映されるような地域づくり人材事業を進めていっていただきたいというふうに申し添えておきます。

次の質問に移ります。このたびの7月の豪雨災害は、特に高齢化が進む三刀屋、掛合、吉田地域の山間部での発生でありました。そうしたことから、被災された方の多くは農業や林業を営んでおられました。大切な農地や山林、これは壊滅的な被害となりまして、どこから手をつけていいのか分からないという声も聞いたところであります。元気な高齢者の生きがいであり、先祖から受け継いだ大事な土地を荒らさないようにと、農林業への情熱を持ってこれまで一生懸命地域のために汗をかいてこられた皆様にとっては本当につらい瞬間ではなかったかと思えます。もしもそこが衰退の方向、地域が衰退の方向になるということは過疎化にもつながります。実際に、この7月の豪雨は江の川流域にも大変な被害をもたらしました。江の川は2018年、2020年、2021年と度重なる災害で、一部の流域の皆さんからは集団移転の意識も少しずつ芽生えてきたということが報道されました。この集団移転は本当に最後の最終手段でありまして、その選択に行き着くためにどんな手だてが地元としてできるのか、それが本当の意味での住み続けることができる支援やサポートではないかと思えます。人口流出を避けるためには具体的なビジョンを示す必要があると思えますが、こういったものを考えておられるのか伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 元気な高齢者の皆様方の生きがいがあります農林業への情熱、これを維持するためにも、農家の皆様が営農活動における将来の展望を見通せる、こういうふうに尽力することが重要と考えております。

具体的な復興ビジョンにつきましては、農家の皆様の営農意欲の著しい低下につながるよう、農地・農業用施設災害の一日も早い復旧を目指しますとともに、復旧工事に対する国の補助率や本市の財政状況などを勘案しながら、離農や転出などを防ぐ観点からの特例的な措置といたしまして、復旧工事に係る個人負担の軽減に向けた

支援策につきまして、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、被災状況などにより、これまでの農作物の作付が困難な場合には、復旧工事が完了するまでの一時的な対応策といたしまして、例えばソバなど比較的栽培しやすい品目の提案など、一定の農業収入が確保できるよう、営農面での助成なども行ってまいりたいと考えております。

○議員（11番 松林 孝之君） そういった本当具体的な提案を地元の皆さんは待っておられます。どこからどうしていいのかわからない現状の中、こうやったらどうですか、こういう案がありますよというのを本当に待っておられます。ぜひともそれを早く、しかも分かりやすく地元のほうにお届けいただきたいと思っております。

被害の状況は本当様々で、地元の愛着だけではもうそこに住み続けようかどうしようか判断できないほどの被害を受けられた方もおられます。そういった中でも被災地域に何としても住み続けたいという方には、先ほど部長ありましたような具体的な提案、これを本当にしっかりとあげていただきたいと思っております。

一方で、どうしてもこの地域にはもう住むことができない、だけど先祖からの田畑は守りたい、そういった方がおられたら、同じ地区内、同じコミュニティ内に移住をしていただけるような方案でありますとか、もっと言ったら、もうこの場所を諦めてどこかに出るしかない、そういった方にも市外ではなくて雲南市内にこんないところありますよと、農地つきのところもこんなところがありますよというような具体的なもの、そういったものが本当に市民に寄り添った具体的な提案ではないかと思っております。これが災害からの復興で、地域の再生ではないでしょうか。

災害で一番悲しい出来事は人的被害です。今回は人と人とのつながりが最大の成果をもたらし、人的被害がゼロであったというふうに考えております。これはひとえに交流センターや自治会、地域自主防災組織、そして近所付き合い、これがあったからできたことではないかと私は思います。このすばらしい地域コミュニティの文化こそ、雲南市の誇れる宝であります。ですから、なおさらこの災害をきっかけに人口の流出が起きないように最大限の努力をしなければならないと思っております。

私の今回の質問は、災害やコロナという経験したことのない最大のピンチに際し、どの姿勢で立ち向かうのか、これをただしてまいりました。最後になりますが、最後にある経済学の先生のことを紹介したいと思います。嵐に耐える人という言葉であります。嵐に耐えることができるたくましい人は嵐の中でしか育てられない。嵐が過ぎ去って、何の危険もない青空の下で嵐に耐えるためにはと学んでも、しょせんは畳の上の水練でしかない。今はコロナ禍という嵐が吹き荒れている。この嵐に耐えることができる力強い人を育てる生きた教育をするためには、今は最もチャンスであるとおっしゃっています。

今まさに我が雲南市はコロナと災害という嵐のど真ん中にいます。もがき苦しみな

がらもしっかりと先を見据え、未来を展望し、前へ前へと進む力強い雲南市の姿を示すチャンスであります。コロナからの一歩、災害からの前進、これをみんなで一丸となって進めることを熱望して、私の一般質問を終わります。

開催日：令和 3 年 9 月 7 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 3 日 9 月 7 日）

○議員（17 番 藤原 信宏君） おはようございます。議席番号 17 番、藤原信宏でございます。通告に従いまして、豪雨災害対策、グリスロの早期実用化並びに分譲住宅地の整備促進、この 3 項目について、1 人だけ一括方式でつましく質問してまいります。

初めに、豪雨災害対策であります。

今年ほど温暖化に伴う気候変動を痛感した年はありません。これでもかと一月近くも猛暑が続くと、8 月上旬の台風 9 号以降は手のひらを返したように雨、また雨、線状降水帯により日本列島のあちこちで記録的な大雨が降り続き、命が助かる行動をと呼びかけます。気温もさることながら、近年の雨の降り方は一段と激しさを増しております。

当地では、7 月、とりわけ 12 日の梅雨前線豪雨であります。10 時過ぎの記録的短時間大雨情報に続き、市内全域に警戒レベル 5、緊急安全確保が発令され、観測史上最多の時間雨量を記録、三刀屋町を中心に市内の広い範囲で過去に類を見ない甚大な被害をもたらしました。被災された方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と日常生活の回復をお祈りするものでございます。

1 時間 100 ミリを優に超える豪雨がこの地にも降りました。どこかでよそごと、他人事と甘く考えていたことを深く反省しております。70 年生きてこれだけの豪雨災害は、中学 1 年生で東京オリンピックのあった年、100 人を超える死者を出した昭和 39 年 7 月の山陰北陸豪雨、早朝に見た河川の氾濫や崖崩れの惨状をかすかに思い出すのみであります。このたびは、昼間でもあり人的被害がなかったことが不幸中の幸いでした。あまりに短時間豪雨に河川は受け切れず、至るところで越流や冠水、水勢が増して河岸や道路をえぐり取りました。谷川の氾濫や斜面の崩落をもたらし、ライフラインを寸断、家屋に大きな損害を与えました。農地や用排水路の被害も目を覆いたくなるほどの惨状で、心が痛みます。

市当局におかれましては、災害時の対応から箇所の把握、応急復旧、現地調査、測量と懸命の毎日、局地激甚災害にも指定される被害額 200 億円を見込む大規模災害、山積する業務の御苦労たるや、大変なものとは察いたします。まずは、これからの長期にわたる災害復旧に向けた最善の取組をよろしくお願いいたします。今は、限られた人員や財源の下、災害復旧業務や被災者に寄り添う生活支援策の展開に全力で取り組まれ、口を出さぬがためになる状況と思います。私も、切実な被害者の声や地域の実情を伺っておりますが、本日は、個別の災害は避け、全体の公共災害復旧事業遂行と今後の基盤強化の主要課題について数点質問、提起させていただきます。

初めに、このたびの大規模災害、国庫補助で行う道路、河川の公共土木施設及び農

地・農業用施設と農林災害の復旧事業について、作業工程をおおむね理解いたしました。災害査定は数次にわたって年内に全部を終えて、来年1月から随時工事発注、復旧工事完成は今年を含め原則3年以内、繰越しを含めても4年と理解いたします。大量の工事発注で、片っ端からとか工事金額や査定順などもあります。個々の工事の優先発注を幾らかなりとも考慮できるのか、伺っておきます。自宅への橋が流され、護岸の復旧を待っておられる方もあります。二次災害や増破が心配される箇所もあります。そうした事情を酌んでいただければと思います。

次に、公共土木災害が60億円、農地・農業用施設100億円を見込む中で、復旧事業は想像もつかない業務量であり、求められるのは、現場の執行体制の充実強化である。災害復興調整室も重要と思うが、何よりもこの莫大な事業の測量、設計、積算、発注、工事管理等を行う技術現場の実務体制の充実こそが必要だ。公共、農林災害ともに復旧工事に専門で当たる係を設置し、しっかりとした人員体制を整えるべきと、事務職を含めた災害復旧実務専門職場の設置と充実強化について通告しておりますが、9月の職員異動や昨日の答弁を聞いて理解をいたしましたので、重ねて答弁は結構でございます。

そこで、関連して1点だけ。例年の計画事業も進めなければなりません。この災害復興チームは、通常業務と切り離れた災害復興専属のチームで、例年の土木関係の事業執行は別の体制で着実に進められるのかどうか、確認させてください。

次に、施工業者の確保についてであります。

近年は、建設人材の不足や公共投資の縮減、過当競争にもちなんで市内建設業界の建設力が大きく縮小しており、これほどの災害復旧に対する施工能力のキャパを心配しております。また、豪雨災害は広範囲に発生し、近隣市町の建設業界も同様、余裕のない状況と考えます。建設業界との協議や事前の入札参加者名簿の登載など、施工業者確保対策についての考えをお聞かせください。

このたびの災害ごみや土砂の仮置場については、早々に手配いただきました。問題は、仮置土や本工事における大量の残土処理であります。以前から建設残土については、請負者任せにしておりますが、特にしゅんせつ土や災害残土は処理に困られます。今後この災害を機に、飯石地区、大原地区それぞれ1か所は一般工事も含めた指定の残土処理場が必要と考えます。一部話が進んでも聞きますが、よくよく建設業界と協議の上で、住民持込みや一般建設残土を含めた複数箇所の残土処理場の確保について所見を伺います。

次に、三刀屋川の三谷川と、その支流の椎の木谷川が溢流し、旭町を中心にポンプ施設のなかった平成18年を上回る広範囲で浸水しました。いずれも三刀屋川の増水に伴い逆流を防ぐため、それぞれの樋門を閉めた結果で起きたはけ口のない内水氾濫であり、少々のしゅんせつや断面拡張では間に合わず、ポンプによる強制排除しか冠水被害を軽減するすべはありません。現在の常設ポンプと移動ポンプ車の計、毎分6

者の手軽な移動手段や観光客の周遊などに活用が見込まれるところであります。窓やシートベルトがなく解放感があり、音が静かで会話も弾みます。運転も簡単で、正しい研修を受ければ地域のシニアボランティアが運転することもでき、地域社会に大きな効果をもたらすと思います。また、環境に優しい低炭素型交通としても期待できます。

雲南市では、企業チャレンジに係る連携協定に基づいてヤマハ発動機が提供するグリスロ車両を使用し、ラストワンマイル、駅やバス停などから最終目的地への移動、あるいはその逆のファーストワンマイル、自宅から駅までの移動、その交通課題を探りながら導入の可能性を調査実証中であります。新たな交通手段として、路線バスやデマンドの補完、イベント活用なども考えられます。これまで諸機関、諸団体と協議しながら大東町市街地を皮切りに、加茂町で今は地域自主組織が主体となって木次の町なかで運行実験が重ねられております。特性上、長距離輸送には向かないので、活用は実証運行のような町部、連担地などに限られると思いますが、県内でも松江市の高台団地での外出、買物支援サービスや石見銀山の観光利用などの先行事例がございます。市の交通政策に早期のグリスロモビリティの導入を望みますので、数点お聞きいたします。

1つ、現段階での電動モビリティ導入についての所見を伺います。あわせて、現時点で技術開発や法整備などを踏まえ、どのような課題があり、導入の可能性についてどう把握されているのか、伺います。

2つ、地域公共交通網形成計画に反映する公共交通機関への導入の可能性については、いかがお考えでしょう。また、福祉法人、地域組織主体など、いかなる活用であれ、具体のグリスロ実用化の目標時期はいつですか。

3つ、既存の交通機関にはない新しい価値を考慮しながらも、持続可能な運行形態の事業化に向けた収支、運賃についてはどうお考えですか。

4、エコな移動が地球を救う、乗り降りも楽なことから国交省も補助金で導入を支援しております。企業や地域の自主性に委ねるばかりではなく、市が政策として持続可能な運動モデルの確立に向け積極的に主導し、地域主体の実証運行等に当たっても相応の経費負担や労力支援を行うべきと考えますが、いかがですか。

以上、馬の鼻先にニンジンをぶら下げて地域を奮起、期待させるばかりで、行政の熱意が乏しいと感じます。精力的に実証事業や活用事例の調査研究を進められ、高齢者等の安全、快適な移動手段や地域内の共助交通として早期の最適な本格運行、事業化を期待して、次に移ります。

3項目めは、分譲住宅団地の整備促進であります。

定住基盤の整備に分譲住宅地の供給は不可欠であり、第2次総合計画後期基本計画は、都市住まいづくりと土地利用の増進の基本事業、居住環境の整備促進において安価で利便性が高い住宅地の整備、供給をうたっております。人口の社会増を目指し、

とりわけ若者、子育て世代、U・Iターン者を呼び込むために、また、市内から隣接市町へ転出する若者を食い止めるためにも、良質かつ取得しやすい住宅地をストックして移住定住につなげていくことが極めて重要であります。

雲南市土地開発公社における分譲地は、先般、下熊谷西住宅団地の長年保有していた2区画を完売、現在ストックゼロの状況にあります。この秋にそら山住宅団地第4期11区画が完成するのが唯一の救いですが、住宅需要ニーズに応えるには、環境や場所等の選択が可能な数か所の団地が必要で、寂しい限りであります。もっとも土地開発公社では、造成工事を準備中の大東町新庄住宅団地20区画、そのほかにも木次町、三刀屋町で3軒のミニ団地、計25区画の取組を進めておりましたが、雲南市において令和3年度中に立地適正化計画を策定することとなったため、この計画の中の居住誘導区域の設定との整合性を取る必要から、新規住宅団地整備の取組がストップしている状況であります。

立地適正化計画は、都市計画区域を対象として居住や都市の生活を支える機能を誘導することで、よりコンパクトで利便性と継続性の高いまちづくりを進めるマスタープランの高度化版であります。そして居住誘導区域は人口減少下であっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや交通、地域コミュニティが維持されるよう居住の誘導を図る区域であり、住宅団地もこの誘導区域内に設定するのが望ましいため、区域決定まで、しばらくの間、新しい団地整備の取組をストップする考えだと推察いたします。これからの高齢化と人口減少社会、コンパクトで求心性のある歩いて暮らせるまちづくりの意義は理解しますが、団地整備は急ぎます。加茂町からも顧客ニーズの高い雲並団地、金丸団地に隣接した中村中地区の早期開発の要望が上がりました。そこで、一日も早い住宅団地整備事業の再開を願い、数点伺います。

1つ、大災害が発生し、立地適正化計画策定の遅れを心配いたしますが、いつまで団地整備を待てばよいのか、早期の取組再開のすべはありませんか。

2つ、政策の整合性は重要ですが、立地適正化計画の策定により、今後、開発公社が造る住宅団地は、その規模に限らず居住誘導地域以外には開発整備できないのでしょうか。

3つ、住宅団地整備は、社会資本整備総合交付金等の支援対象メニューに該当いたしますか。団地整備に対し計画策定趣旨以外に何か利点があるのでしょうか。

4つ、もとより計画中の団地は、居住を誘導できる地域、採算の取れる地域を考え進められております。かなり手続が進んでいるところもあり、全て地権者の同意済みと聞きます。ここに来て、居住誘導区域設定によっては計画が立ち消えとなる団地も出てくるのでしょうか。以上であります。

このたびの豪雨災害により家屋や農地が被災し、やむなく安住のついの住みかを求める世帯もあると聞いております。もとより人口減少対策、定住対策は市長の政策の

一丁目一番地であります。立地適正化計画に基づき住宅団地整備を政策的に取り組んでいく必要は分かりますが、居住の維持、誘導を図る計画策定がかえって定住を妨げ、市外流出につながっては元も子もありません。住宅団地整備の一日も早い取組再開を強く求め、私の質問といたします。誠意ある明快な御答弁をよろしく願います。

○市長（石飛 厚志君） 災害復旧工事の発注の優先度につきましてお答え申し上げます。

災害復旧事業の優先度につきましては、個々の事業ごとに様々な事情を勘案しながら決定するものであることを前提としながらではございますが、大まかな考え方といたしましては、生活や地域経済への影響度、営農活動の再開に向けた影響度、二次災害の防止、工事実施方法の経済的合理性などを勘案しながら、県や本市の建設事業全体との調整を図りつつ検討を行っていくものと考えております。

○総務部長（嘉本 俊一君） 続きまして、2つ目の御質問でございます災害復旧体制と、その強化に伴う通常業務との取扱いということであったかなと思っております。

今般、災害復旧のための人員確保という点では、公共土木、農林土木部署への災害経験者のほうを人事異動によりまして集結をさせて整備を整えた、体制を整えたところでございます。その中で、公共土木災害につきましては、建設工務課、ここには通常の業務といたしまして、維持関係の業務ですとか道路改良の業務もでございます。あるいは農林土木課におきましては、農林道業務ですとか土地改良業務がございます。そうした通常の業務がある中で、今般、災害のための人員を増やしているわけでございますけれども、そうした通常業務につきましても、一定程度業務の継続が可能な範囲での人員は確保した上で、災害チームのほうを編成をしたということでございますので、先ほど申し上げましたそれぞれの課の通常の業務におきましては、災害復旧と並行して行っていくという考え方でございます。

次に、3点目でございますけれども、施工業者の確保対策ということでございます。

今般の災害復旧工事につきましては、建設業協会の協力が不可欠でございます。市内の業者で組織してございます雲南市建設業協会とは、これまでも意見交換や情報共有を図ってきておる中で、既に応急復旧や崩土除却の協力をいただいているところでございます。

今後、本復旧に向かうわけでございますけれども、現時点でもそうした市内業者への発注が当然予定されておりますので、その方向で建設業協会のほうも努力いただけるという旨の回答をいただいているところでございます。つきましては、今後、国、県の発注状況も踏まえながら、集合発注などの効率的な発注方法や特例措置、復旧事業費の年度配分や参加される業者の参加資格者の新規登録、そうした点につきまして

協会との調整を図りながら対応を検討して、着実な復旧・復興が進むように努めてまいりたいと思っております。そうした調整を進めるに当たりましては、災害復興調整室を軸に、公共土木、農林土木の災害ともに復旧が円滑に進むよう対応してまいりたいと考えております。

○建設部長（小村 利之君） 私のほうから、残土処理場を確保すべきという御質問にお答えしたいと思います。

雲南市において現在残土処理場は確保しておらず、建設残土については、建設業者で確保されておられます残土処理場もしくは産業廃棄物として残土処理を行っているのが現状でございます。今回のような大きな災害復旧工事においては、建設業者で確保されておられます残土処理場での規模では処分が非常に難しく、雲南市において残土処理場の設置を検討する必要があるというふうに考えております。処理場の場所などについては、今後、検討課題だというふうに考えております。

続きまして、排水ポンプの能力増大についてでございます。

今回の三刀屋地内の浸水被害につきましては、三刀屋川流域に非常に短時間で多くの降雨があり、三刀屋川、三谷川、椎の木谷川などの水位が急速に上昇したのが原因となり、内水氾濫が起こったものというふうに考えております。

現在、国土交通省のほうでは、今回のような災害が頻発化、激甚化する水害対策として流域治水という考え方で様々な対策を進められておられます。今回の河川の管理者でございます島根県をはじめ国土交通省の出雲河川事務所などの御協力をいただきながら、今回の浸水被害の検証を行い、今後、三刀屋川流域全体での治水対策、それから排水ポンプの増設などについても御検討いただく必要があると考えております。

続きまして、市道南通り線の迂回路についてでございます。

現在の市道整備の計画路線の中に、御提案のありました市道南通り線の迂回路の計画はいたしておりません。今後につきましては、先ほど申しました三谷川に関わる浸水区域の対策、そういうものの状況により今後の計画を判断したいというふうに考えております。

○政策企画部長（西村 健一君） レッドゾーン絡みや災害避難が難しい建物にあっては、移転の改築年次の繰上げを計画すべきじゃないかということでございます。こちらについてお答えいたします。

御指摘のとおり、交流センターは地域の拠点施設として、また、防災拠点機能としても大変重要でございます。こうしたことから、平成24年度に交流センター施設整備計画を策定し、計画的に順次整備を進めているところでございます。平成30年度にはレッドゾーンなどの調査結果などを反映するために改定をして、レッドゾーンに

立地をしている場合の整備の優先度を上げているところがございます。今後も、立地状況や周辺の指定避難所の状況などを加味しながら整備の時期を見極めるとともに、安全性確保の観点も含めて協議を重ねてまいりたいと考えております。

○防災部長（高田 浩二君） 災害時の電気自動車活用の推進についてお答えをいたします。

議員御提案の電気自動車の活用につきましては、災害時の有効な手段として全国の自治体で徐々に広がってきております。先進的事例として、札幌市では、自動車販売店等15社と令和元年に災害時の避難所における次世代自動車からの電源供給の協力に関する協定を締結され、災害時において避難所への非常用電源として試乗車を貸与し、電力供給を行う取組を実施をしておられます。雲南市が所有する電気自動車の活用や電気の供給を受ける側となる避難所の施設整備の検討と併せまして、まずは先進的な他自治体の取組状況を調査してまいりたいと存じます。

開催日：令和 3 年 9 月 7 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 3 日 9 月 7 日）

○議員（3 番 児玉 幸久君） おはようございます。議席番号 3 番、児玉でございます。

まずは、令和 3 年 7 月豪雨災害により被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

特に 7 月 6 日、12 日の大雨に、多くの住家、道路や河川の公共施設、農地、農業用施設、林道、林地に多大な被害が発生いたしました。私も被災直後、同僚議員と一緒に、また、委員会の視察において現地、被災した箇所を見て回り、被災された方々のお話を伺ってまいりました。今回の災害現地を見させていただきまして、豪雨災害の恐ろしさ、そして現在の気象状況も踏まえ、いつどこでこういうふうな災害が起こるか本当分からないということを感じました。また、早期の災害復旧、それから被災された方々へのきめ細やかな支援、これを何としてもやっていかないといけないということを痛感したところでございます。

本定例会の市長の施政方針において、災害復興を市の最優先課題として位置づけ、人材、予算を総動員して取り組んでいくとの市長の決意の表明があったところでございます。ぜひとも被災された方々の生活再建、復旧工事が早期になされて、安心して生活できるようになることを願うところでございます。我々議会といたしましても、執行部と共に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会における私の一般質問ですが、今回の甚大な被害が発生した令和 3 年 7 月豪雨災害の被災状況や対応等を踏まえて、災害救援ボランティアセンターの活動、災害復興、それから荒廃山林、この 3 つの項目について市の考えをお伺いしたいと考えております。

まず、災害ボランティアセンターの活動についてでございます。

今回の災害の応急復旧作業に当たりましては、被災直後、建設業者はもとより、地域の住民、自治会、それから災害ボランティアの皆様が被災家屋の土砂撤去、片づけ等にも携わっていただきました。よく防災では、自助、共助、公助が必要だというふうに言われております。今回の災害復旧に当たりましても、自治会等地域の皆様、そして被災された方の御親戚の方々、こういった方々の協力で土砂の撤去等をなされたところでございます。これは雲南のコミュニティーの、しっかりとコミュニティーができてるという一つのよさでもございます。それに加えて、今回、災害ボランティアということで、多くの一般の皆様方の協力もいただきました。これも大きな力となったというふうに私は考えております。

今回、雲南市において、災害救援ボランティアセンター、この後ちょっとボランティアセンターと言わせていただきますけれども、この設置は今回の災害が初めてのケー

スだったということになります。実際に設置して活動されたことを踏まえ、様々な課題も明らかになっているのではないかなというふうに考えております。そこで、何かお伺いしたいと思っております。

今回、7月15日にはボランティアセンターが開設されて、非常に早い対応だったというふうに私は評価しております。これは、平時からボランティアセンターの設置、活動に対して準備がしっかりなされてきたからだというふうに思ってますけども、具体的にどのような準備をなされていたのかをまずお伺いいたします。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 災害ボランティアセンターは、原則として市長の要請により社会福祉協議会が設置することとしておりまして、今回7月の13日に要請をし、速やかに立ち上げをしていただきました。議員のほうからありましたとおり、今回初めての開設でありましたけれども、スムーズに運営をしていただいたというふうに思っております。

ボランティアセンターを運営する雲南市社会福祉協議会では、雲南市災害救援ボランティアセンター活動マニュアルを作成をし、開設に備えてこられました。また、平成30年度には、島根県社会福祉協議会が主催をする災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座を雲南市で開催をし、県内の社会福祉協議会や市町村担当者が2日間にわたりボランティアセンターの運営のノウハウを学ぶなど、広域的な連携の体制づくりにも取り組まれております。

また、雲南市社会福祉協議会では、県内外の被災地へ社協職員が出向き、災害ボランティアセンターのスタッフとして経験を積んでこられたことが、今回のボランティアセンター運営に役立てられたものというふうに考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 先ほど答弁にありましたように、きちっと活動マニュアルを作ってやっておられたと。また、広域的な連携等も事前に図られていたということが、今回かなりスムーズな運営ができた要因になっているのかなというふうに思います。

関連してですけども、平時から、今回、市の社会福祉協議会が中心になって動かれたわけですけども、県の社会福祉協議会、それから各種関係する団体、こういったとことの連携というのが非常に重要であり、また、そういったとことの研修であったりをしていかないといけないということで、災害救援ボランティアセンター、これたしか出雲では常設になってたんじゃないかなと思うんですけども、やはり、今回7月30日で閉所されたと思うんですけども、このボランティアセンターというのを常設の機関というか、社会福祉協議会の中に設置しておくということについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） まず、災害時のこのボランティアセンターにつきましては、発災の状況に応じまして市のほうから要請をしたりということで設置をしております。その期間にやっぱり集中的にやるということがありまして、ずっとやるということではなく、期間を区切って、その状況を見て開設をしたということです。

議員おっしゃいますとおり、ボランティアセンターというところでは、実は社協のほうでも通常のボランティアセンターは現在も設置をしております。これは、いろいろなニーズに対応したり、あるいは子供さんについてボランティアの教育をしたりというところのつなぎの部分で、常時のボランティアセンターというのは設置をしております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 分かりました。常時そうやって社協の中でボランティアセンターが活動されてるということで、この活動は今後とも引き続きやっていただきたいというふうに思っております。

さて、2つ目ですけども、今回、活動件数が51件ということだったと報告を受けております。実際にマッチングというか、ニーズを聞いた中ではさらにもうちょっとあったというにも聞いとりますけども、潜在的なニーズというのはもっと本当は多かったんじゃないのかなというふうに私は考えております。最初に言いましたとおり、地域の皆様方であったり、御親戚、親族でやられたということもありますけども、このニーズの把握というのが今回十分できてたのかどうかということについて市としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） ニーズの把握につきましては、雲南市災害ボランティアセンターとして活動した期間、これが7月の15から30ですけども、これにおきましては、専用電話にて受付をしております。このほか、御近所や地元の自治会、それから民生児童委員さんの皆様から寄せられます情報や依頼も受付をしております。

周知の方法としましては、雲南市社会福祉協議会のホームページをはじめ雲南市のホームページ、それからフェイスブック、LINE、音声告知放送、文字放送を活用しております。ボランティアによる作業を依頼したい方につきましては、先ほどの専用電話を含めまして直接申込みをいただく仕組みとなっておりますことから、潜在的ニーズがどの程度あったかというところについては測りかねるところもありますけれども、今後は社会福祉協議会と振り返りの機会を持ってこれから生かしてまいりたいというふうに思っております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 私も、夢ネットでの放送であったり、告知放送であったり、それからホームページ、フェイスブック等も見させていただきました。そう

いった形で周知されてたと思うんですけども、とはいえ、紙媒体のチラシというのが、やはり高齢者の多いこの雲南の地域では一番分かりやすい一つの周知方法ではないのかなというふうにも思っております。

ホームページとかフェイスブックに上げられてましたチラシ、画像で上がってたんですけども、あれを見まして、どういった内容、どういったことをこの災害ボランティアでしていただけるのかということが、文字では書いてあったんですけども、なかなかちょっとイメージがしづらい。願わくば、例えばイメージができる写真であったり、イラストであったり、そういったのをチラシにつけていただいて、できればプリンターで出力してでもいいので被災された地域の方々にお配りすると、そういうふうな周知の仕方もしていただくと効果的であった、もっと依頼がされることがあったんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 紙媒体も有効に使って、写真、チラシを生かしてという話でありましたので、これについては、今後のところの振り返りをしてまいりますので、議員の御指摘の部分も含めて検討してまいりたいと思います。

○議員（3番 児玉 幸久君） ぜひとも検討していただきたいと思います。

それと、またちょっと関連してなんですけども、7月30日にボランティアセンターが閉所となりました。災害が起きた直後の復旧作業といえば、やはり土砂が流入した家屋の土砂出しであったり、例えば水につかった家具であったり電気製品の運び出し、そういったものが中心になろうかなと思っております。ただ、それが一段落ついた後のいわゆる生活支援期という時期に当たるボランティアの在り方、こういったのも本当は考えていけないといけないことじゃないのかなというふうに思っております。今回ニーズの把握の中で、そこまでのことはニーズがなかったということだと思いますけども、今後、そういった被災直後だけでなく、一段落ついて少し落ち着いた時期に行く必要のあるボランティアというものも、災害ボランティアセンターとして考えていけないんじゃないかなというふうに思っております。

恐らく社協さんとしては、必要な対応を関連する団体さんと連携を取りながらやっていかれているというふうなことになるかと思えます。事例では、鍋山地区でちょっとごさんとコミュニティナースさんが一緒になって、被災された方々の健康面での支援をされているという話も聞いております。そういった災害が一段落ついた後でのボランティアの在り方についてどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 議員が御指摘いただきました災害が終わった少し支援期に入ったときのボランティアというところにつきましても、その視点も含めまして検討してまいりたいと思いますが、ある意味、行政なり、ほかのところでもやるべ

きところもあるかと思しますので、全体の中で、その辺りの状況も踏まえまして、支援なり、情報を聞くとかいうところも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議員（3番 児玉 幸久君） ぜひとも検討していただきたいと思います。何でもかんでもボランティアに任せればいいというものじゃないとは思っております。いろんな団体さん、関連するところ、それぞれ協力しながら、そして行政、役割分担をしながら対応していかないといけないというふうには考えております。

さて、次ですけれども、今回ボランティアセンターの運営に当たっては、多くの応援スタッフの方々に入っていたいております。私もボランティアセンター、三刀屋、アスパルのボランティアセンターのほうに何度も顔を出ささせていただいて、集まっていたボランティアの方々に対して御挨拶もさせていただきました。行ったときに、県の社協の皆様、そして大田市の社協の皆様とか、いろいろなところから応援に入っていたと思います。今回このボランティアセンター運営の体制について、十分だったというふうにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） ボランティアセンターの運営に当たりましては、雲南市社会福祉協議会の職員を中心に島根県社会福祉協議会及び先ほど御紹介もありました県内の市町村の社会福祉協議会の職員、さらには、島根県職員、雲南市の職員など延べ511人がスタッフとして参加をしております。人数、役割などの体制についてですけれども、その日のボランティアの人数や活動の内容に応じて各役割の配置人数を変えることで、極端に人員不足を感じることはなかったというふうに思われます。

なお、コロナ禍のボランティア活動となったため、ボランティアを事前登録制としておりますし、あわせまして、この雲南市、奥出雲町、飯南町にお住まいかお勤めの方に限定をいたしました。これにより、コロナ前のように全国からボランティアさんが多数お越しいただくことはなかったという状況もありまして、受入れに当たっての大きな混乱ということは生じなかったというふうに考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 延べ511人ということで対応されたということで、一番多い日で80人くらいのボランティアさんに集まっていたいて、たしか8班ぐらゐの体制で行かれたということを知っております。正直、運営の体制としても、今回の体制だと80人くらいボランティアさんが来られるのはぎりぎりかなというふうに思っております。こんなことはあっちゃいけないんですけども、今後、今の気象状況等も考えると、災害というのはまた必ず起こってまいると思っています。今回の災害以上の災害が起こらないという保証はありません。今後そういった大規模な災害が

発生したときに、本当にどういった体制でいった方がいいのかということについてはしっかりと検討をしていただきたいと思っております。

私も地域の防災に関する団体に所属はしておりますけれども、先般その団体におきまして、災害ボランティアの在り方、我々はどんなことができるのかという話をさせていただきました。その中で、ボランティアとして直接被災されたところに行っ て手伝うというの必要なことですが、我々としては、もう一つ大きな役割として、今後、災害ボランティアセンター、このボランティアセンターの運営というものを手伝うということも必要じゃないかという話、意見も出ました。今後ボランティアセンターを運営していく中で、今は社協さんを中心にやっていただいとるんですけども、地域の団体の力、そういったのを借りながら、協力も得ながら運営していくことについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） ボランティアの運営というところでは、地域の力というところもあると思います。詳しい状況をお聞かせをいただきながら、また、当然社会福祉協議会さんもネットワークを持っておられますので、できれば、そういうこととの融合ができれば一番いいと思いますし、どのような形で協力できるかも含めまして、今後のまた検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

○議員（3番 児玉 幸久君） ぜひとも検討していただいて、我々も、実際どういうふうな活動ができるのか、運営のお手伝いができるかということも考えてまいりたいと思っております。

さて、次ですけれども、先ほども答弁の中でありました、今回のボランティアセンターの体制や活動について検証をしていくと、これは非常に重要なことだと考えております。それをやる上で、今回ボランティアで参加された方々の意見、そしてスタッフからの意見、これらについてはもう既に聞いておられますでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 全ての関係者から意見聴取はしておりませんが、ボランティアセンターに寄せられました意見やスタッフの感想などは取りまとめ、これからの振り返りとなりますけれども、ボランティアセンターの体制や活動の検証につなげてまいりたいというふうに思っております。

なお、開設中に寄せられました意見等につきましては、ボランティアセンターの毎日のミーティングで共有の上、対策に努めてまいっております。例えばボランティアセンターの活動者の御意見として、活動を終えて帰ったときに休憩する場所をお願いをしたいということもありまして、これについては翌日から休憩の場所を確保しました。また、酷暑の中で活動中の健康状態の確認を看護師でお願いをしたいということもありまして、これについては、これまでは本部待機としておりました救護班を

翌日から活動現場を巡回する形にしました。また、猛暑の中で飲物を持参をしてもすぐなくなると、必要なときに必要なだけの水分補給ができるようにしてほしいということもありまして、これは翌日から、活動場所におきまして氷水で冷やしました飲物を準備、提供できるようにしたというような改善も行っております。このほかスタッフから運営に直結をするような意見が寄せられまして、これについて速やかな改善に努められましたほか、ボランティアに依頼をされた方から、行った先からお礼の言葉も多数寄せられたということでございます。

○議員（3番 児玉 幸久君） そういった意見を基に、しっかりと振り返りをさせていただきたいと思います。

今回ボランティアセンターの活動を見ていて、私が課題だなと思った点、2点ほどちょっとございました。ボランティアセンターの運営に携わる社協の皆様が非常に大きかったと、これを何とかしないといけないというふうに思っております。

それから、一般のボランティアさんでは対応できないニーズというののかなりたくさん寄せられてたと思います。しかし、地元の建設業者さんも手いっぱいな状況もありました。そういう中で、そのはざまにあるこういったニーズに対してどういうふうな形で対応してあげることができるのか、これがボランティアセンターさんで対応できるかどうかということもありますけども、そこら辺を今後検討していただきたいと思っております。

さて、今回ボランティアセンターさんのスタッフ、そしてボランティアで来ていただいたたくさんの市民の皆様、大変一生懸命頑張ってください、頭が下がる思いです。このボランティアセンターの活動に対して市長はどのような所感をお持ちでしょうか、お伺いします。

○市長（石飛 厚志君） 私ごととなりますが、私も、これまで熊本あるいは呉、大田、そういった被災地にボランティアとして参加させていただいたことがございます。災害はどこで起こるか分からないという中で、お互いに助け合う共助の心というのはとても大切であると認識しております。その上で、そうした気持ちを形にするために御尽力いただきました災害ボランティアセンターのスタッフの皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

そして酷暑の中、被災現場に入り活躍されたたくさんのボランティアの皆様にも心から感謝を申し上げます。ボランティアの活動が、ただ単に被災者のニーズを解決するというだけでなく、被災者の皆様も元気づけるような、そんな活動であったのではないかと考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） ありがとうございますと言っちゃいけないのかな。

今後ともボランティアセンター、非常に重要な活動だと思っております。災害が起こらないことを願うんですけども、起こった際には、やはりボランティアさんの力というのを借りざるを得ない。そのときに有効に動いてもらえるよう、しっかりと検証もしていただきたいと思っております。

さて、2つ目の項目、災害復興についてでございます。

最初に述べましたけども、今回非常に多くの災害、被災がありました。これから被災者の生活再建、災害箇所の復旧に市として全力を挙げて取り組む必要があります。そこで、何点かお伺いしたいと思っております。

まず、災害査定に向けた調査体制の確保についてでございます。これから査定を受けていくわけですけども、そのためには被災状況をしっかりと測量調査をしていかないといけません。査定に必要な設計図書をそちらのほうで作っていただかないといけないと。主に、県内の測量設計会社、コンサルタントの会社の方々を借りないといけないということになりますけども、今回、箇所数が多いということで多くの人員を必要としますが、被災箇所の調査、測量調査の体制というのは現時点で確保されてるのでしょうか。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 市の道路や河川の公共土木災害の測量調査につきましては、測量会社による測量が順調に進んでいるところでございます。

一方、農林業災害に関しまして、林道災害につきましては、県森林協会を通じて確保いたしました測量会社により測量作業が進んでいるところでございます。しかしながら、農地・農業用施設災害の測量につきましては、災害発生直後から測量会社が多く加入されております測量設計協会を通じて作業の要請を行っておりますが、現在、公共土木災害の測量が先行しておりますので、多くの箇所は現時点では測量に着手できていない状況でございます。

そこで、こうした状況を踏まえ、県に申入れを行い、国による災害査定につきましては、これまで行ってまいりました市職員による測量成果により受検を行い、その後、測量会社による詳細測量を実施する2段階方式に変更を行った次第でございます。引き続き測量設計協会と協議を進め、いずれにいたしましても災害復旧工事の発注に大きな影響を及ぼさないよう、測量作業を進めてまいりたいと考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 先ほどありました農地については2段階方式でいくということで、やむを得ないというか、そういう形でやっていただきたいと思っております。私も測量会社にいた時代、津和野の災害の現場にも行きました。やはり農地の調査というのが一番最後にどうしてもなってしまいます、公共のほうを優先してやる上で。とはいえ、やはり年内に査定を受けないといけないということですので、協会ともしっかりと連携を取りながら対応していただきたいと思っております。

さて、ほかの議員から質問もありましたけども、担当課の技術系職員の増強確保についてでございます。今回、災害復興調整室を設置して、関係所管部署の職員を増強配置されるという説明をいただいております。ただ、本当に必要なのは、災害復旧に精通した、そしてきちっと積算、積算は皆さんできるとは思いますけども、即戦力となる技術系の職員でございます。昨日の質問でもありましたけども、この技術系職員の募集に対して数名の応募があったというふうな答弁があったと思います。現時点で技術系職員の確保についての状況、見通しというのはどのようになっていますでしょうか。

○総務部長（嘉本 俊一君） このたびの人事異動におきまして、市役所職員内の技術職の経験者を優先して、建設工務課のほうには8名、それから農林土木課には10名の職員をそれぞれ増強しております。土木、農林等の災害業務の経験職員を中心にチームを組んで、今後の災害査定、復興業務を行うこととしております。また、他自治体や専門機関からの技術職の派遣を受けておきまして、これによりましてチームの活動を支援していただく、そうしたことも予定をしております。

また、先ほどもございました、現在、後期採用試験の受験者を募集中でございますけれども、土木、建築の技術職も募集しており、現在、複数名の応募をいただいております。そういう状況でございます。そうした状況でございますけれども、まだまだ今後のところでは技術職員は不足するというふうに考えております。特に被害の大きい農林土木災害ではまだまだ厳しい状況が予想されることから、今後も必要な人材はしっかり採用してまいりたいというふうな考え方でございます。

○議員（3番 児玉 幸久君） 現在の状況について分かりました。

今回の定例会の前の全員協議会でしたか、委員会かで説明があったんですけども、これまで技術系職員の募集は市でもなされてきていたんですけども、応募が非常に少なかったというか、なかったというふうな実態もございます。技術系職員の増強というか、こういった応募がないという、これは何か原因があるのでしょうか。

○総務部長（嘉本 俊一君） 近年、積極的に職員採用を行っているところでございますが、技術系の応募者数は多くなく、人材確保が難しい、そういう状況でございます。土木、建築の試験区分にここ3年間で10名程度の応募があっており、そのうち2名を採用しているというような状況でございます。

技術系の応募者が少ない原因といたしましては、あくまでも想像によるものでございますけれども、市町村が国、県に比べて就職先として低く見られがちであることや、そうした技術、技能を發揮できる仕事の規模、量が少ないこと、そして技術職としての知名度が低く、その役割が分かりにくいことなどの要因があるのではないかと推測

をしてるところでございます。したがって、今後は、募集方法の改善を図りながら、より積極的に雲南市で働くことの魅力発信を含め、技術系職員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 今でも10名程度の募集があつて2名の採用ということで、なかなか厳しい状況だということも理解しました。次の質問で用意してたんですけども、技術系職員の確保に向けてどのように対応するのかということの回答も先ほどいただいたのかなというふうに思いますので、これについては取り下げます。

もう1点ですけども、非常にまだ技術系職員、足りないという状況の中で、今後、災害対応をやっていかないといけないということで、市の職員が足りなければ、やっぱり外部の人材というものも有効に活用していかないといけないというふうに思っております。よく現場技術管理ということで、いわゆる測量設計だったり、コンサル会社をお願いをして市役所に来てもらって対応していただくというようなやり方も実際災害復興の現場でも取られているんですけども、市としては今回そのような対応を取られる考えはあるのかをお伺いします。

○総務部長（嘉本 俊一君） 現時点では、発注者であります雲南市が責任を持って対応すべきと考えておりますので、このたび担当課への職員を増強して業務を進めていくというようなことを進めたところでございます。そういうことで、現場技術管理を外部に委託する考えは今のところございませんけれども、例えば公共土木分野におきましては、公益財団法人である島根県建設技術センターに、農林土木分野におきましては、島根県土地改良事業団連合会に工事発注に関する設計業務や現場管理業務を委託することなどの方法は今後検討する余地があるというふうに考えております。現段階でも、先ほど紹介しました島根県建設技術センター及び島根県土地改良事業団連合会には、災害査定設計書の作成に関して協力をいただいているという状況がございます。

○議員（3番 児玉 幸久君） 県の建設技術センター等、公的な機関の協力をいただくと、そういう形でやっていくということも理解いたしました。状況によっては、さらに民間の活力も活用していくということも検討して、とにかく一日でも早い復興をさせていただきたいというふうに願っております。

次に、災害復旧事業の円滑な遂行についてお伺いします。

今回この復旧工事におきましては、市内の建設会社さんに全面的な協力をお願いしなければならないということが必要だと思っております。ただ、被災箇所が非常に多いということで、ただでさえ建設会社の数も少なくなってきた、そしてそこで勤めておられる職員さん、作業員さんの数も減少してきているという状況の中で懸念するの

は、なかなか工事を請けてもできないということが発生する、工事の発注をかけても入札を辞退される、不落になる、そういうことがほかの災害の起こった箇所、自治体でも多々あることです。そういうことがないようにしていただかないといけないということで、他の地域でも様々なこの入札契約に対して対応を考えておられます。緩和措置等も取られております。今回、雲南市においてはどのような措置を考えておられるのか、お伺いいたします。

○総務部長（嘉本 俊一君） 議員御指摘のとおり、非常に懸念をする分は大きいところがございます。そうする中で、今後の本復旧に向けましていろいろ工夫が必要ではないかと、まず思っております。例えば現場間移動の低減や仮設資材の効率的な運用を図ることや、入札事務や工事書類の低減が図れるよう建設工事をまとめて発注する集合発注などの効率的な発注方法や、技術者の兼務できる契約工事数の数の引上げ、事務処理の簡素化などの特例措置、復旧事業費の年度配分などの実施を検討しながら、建設業協会とも調整を図りながら着実に進めていくことが肝要であるというふうに考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 入札契約に当たっては、とにかく請けられる建設会社さん、こちらのほうが効率的な仕事ができるように調整をしていただきたい、様々な緩和措置等も講じていただきたいと思っております。

そもそもこの災害復旧事業というのは、災害復旧事業に関わります積算基準に基づいて金額を設定されるわけですが、正直、請けられる建設会社さんから見たら、そんなに、おいしい仕事と言っちゃいけないですね、割のいい仕事ではありません。非常に小さな箇所数のところが多くて、そういったたくさん箇所をやらないといけない。ただ手間ばかりはかかるということで、今回、本当に地元の建設業者さん、使命感に燃えて多分やっていたかかないといけないということになりますけども、復旧工事の仕事をたくさん請けたけども、経営状況は決して楽にならない、余計悪化したということがないように、ぜひとも様々な面で簡素化できるものは簡素化し、効率的な工事が現場でしていただけるよう工夫をしていただきたいということを強く願っております。

さて、発注側については以上ですけども、もう一つ、建設会社における技術者であったり建設作業員の皆様、この確保の支援について1点だけお伺いしたいと思います。

そもそも建設業においては、慢性的な人材不足というような状況にあります。これは全国的な状況でございます。特に若い世代の建設作業員の不足というのが深刻な問題となっております。建設会社も高齢化が進んでということが言われております。実際、知っている建設会社でも、若い職員の募集をかけるけども、給料もそれなりの金額で設定してるけども、集まらないというのが現状でございます。今回、災害復旧

をやるに当たって、当然各建設会社でもOBの皆様の力を借りたりとか、いろいろな形で努力してしていただけるのではないかなというふうには思いますけども、やはり若い技術職の方、この方々に一生懸命頑張ってもらわないといけない。願わくば、今回の災害復旧工事を機に、そういった方々が建設業に入ってもらえる、地元の建設業を担っていただく方が入ってもらえる、そういうふうな状況をつくっていただきたいというふうに思っております。

そこで、お伺いしたいと思います。この復旧工事を担う、そして将来の雲南の建設業を担うこういった若手の建設作業員の確保に向けた施策というのを強力にやっていただきたいと思っておりますけども、市としてはどういうふうなお考えなのかをお伺いします。

○産業観光部長（森山 幸雄君） 労働人口が減少し、多くの業界におきまして人手不足が叫ばれております。建設業も人手不足が深刻な業界の一つでございます。こうした状況への対策といたしまして現状におきましては、雲南市企業人材確保支援事業交付金におきまして、U・Iターン者の入社支度金を支援することで、建設業を含めた人材不足業種の人材不足対策及びU・Iターン者の確保に向けて取り組んでいるところでございます。また、U・Iターン者に対する民間賃貸住宅家賃助成事業もございますので、今後こうした支援策につきまして建設事業者さんに対しまして改めて周知をしてまいりたいと考えております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 既存の支援策があるということで、最大限活用して、また、最大限PRもしていただいて、ぜひともこういった技術職を持った若手の方にU・Iターンしていただくということを、協会、関係団体、あと県などとも連携して強力に取り組んでいただきたいと思っております。願わくば、今回のこの災害を契機に、人口が流出するということじゃなくて、こういった建設業に携わっていただく方のU・Iターンを進めていく、転入者を増やしていくというようなところまでもつなげていくというつもりでやっていただきたいというふうに思います。

ただ、問題になるのが1点ございます。今回この災害復旧事業、3年から繰越しも含めて4年の中でやっていくということになると思っております。その中でやらないといけないということで、その後はどうなるのか。要するに、今回、災害復旧のために人を確保した、せっかく若い人に入ってきてもらったと。ただ、その後、この復旧工事が終われば仕事がまた少なくなったと、首を切らないといけないと、そういうふうなことになっては意味がないと思っております。この復旧工事以降の建設業を維持していく、今回の災害で地元の建設業の大切さというのを皆さん痛感されたと思っております。やはり建設業を維持していかないとはいけません。そういった意味で、今後の建設業における仕事量の確保、これに対して市としてはどのようにお考えなのかをお伺いします。

○市長（石飛 厚志君） 議員御指摘のとおり、災害復旧あるいは除雪等、この地域の生活を建設業で支えていただいているという状況の中で、その業界の維持確保というのは重要な課題であるというふうに認識しております。当然、公共事業発注量の、これは市だけではなく、国、県も通じた全体としての発注量の確保というのはもちろんでございますが、それ以外も他業種への転換、いろんな取組を建設業界のほうでも様々な努力をなさっていると思いますので、そういったことと歩調を合わせながら業界の維持確保について取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議員（3番 児玉 幸久君） 県、国等とも連携を取りながら仕事量の確保をしていただきたいと思います。今回この災害を受けて、安全な地域づくりのために、河川改修、それから砂防治山事業等も非常に重要な整備だと思っております。今後どんどん道路を新しく造っていけばという時代じゃないかもしれませんが、必要な道路はつけていかないといけない。こういった利便性の話と、それから安全性の確保、これに向けたインフラ整備、それから維持管理というのは非常に重要な事業でございますので、ぜひとも建設業がそういったところでしっかりと活躍していただいて収益を上げていただく、生活を維持していただくということを市としても考えて取り組んでいただきたいというふうに強く思います。

開催日：令和 3 年 9 月 7 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 3 日 9 月 7 日）

○議員（2 番 安田 栄太君） 議席番号 2 番、安田栄太でございます。質問に先立ちまして、まず、このたびの豪雨災害に遭われた方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興がなされることを願い、本市に対しましては、市民の声をしっかり聞いていただいて、市民にしっかり寄り添う姿勢で対応していただくことを願いまして質問をさせていただきます。

通告どおり一問一答方式での質問ですが、災害避難所運営について、市内経済について、サッカー場についてと大きな項目 3 つについて質問させていただきます。

まずは、災害発生時における避難所運営についてであります。

今回の豪雨災害により、指定避難所となっている各交流センター等で地域自主組織を中心に避難所の開設、運営に当たられました。地域自主組織としても初めての経験であり、避難所の開設、運営において困惑する事態となったところもあったようです。雲南市避難所運営マニュアル、概要版のほうですが、これには、指定避難所を開設する上で中心的な役割を果たすのは地域住民で、地域自主組織の地区ごとに地域施設管理者、行政で構成する避難所運営協議会、避難所運営委員会を設置し、発災時の初動体制の構築を図るといった内容が記されています。

避難所運営協議会では、避難所運営について事前協議を行うこととなっており、避難所運営委員会では、避難所ごとに地域の特性を生かした避難所運営マニュアルを作成し、これに基づいて開設、運営を行うとしてあります。今回の避難所開設、運営に当たり、指定避難所ごとに避難所運営マニュアルが作成されていたのか、避難所運営協議会で事前に協議されていたのでしょうか、伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 大規模な災害が発生しました場合には、行政職員だけでは避難所開設や運営に限界があることから、昨年 7 月に地域自主組織に御意見をいただきながら雲南市避難所運営マニュアルを策定いたしました。このマニュアルを参考に、地域の実情に応じた地域自主組織単位のルール策定を進めてきたところですが、策定の完了に至っていないところもございました。結果として、今回の避難所運営について困惑が生じたことは承知しておりますが、地域自主組織の皆様の自発的、献身的な御協力によりまして、避難された皆様にとって大きな問題は生じていなかったと認識しております。一方で、地域自主組織のスタッフの皆様には御負担をおかけしましたので、今後しっかりと検証を行い、より効率的かつ効果的な運営ができるよう見直しを行うとともに、それを反映したルールづくりの協議を行っていきたいと考えております。

○議員（2番 安田 栄太君） 避難所運営マニュアルの策定が完了していないところもあるということでしたが、地域自主組織の地区ごとに避難所が複数ある場所もありますが、例えば交流センター、小学校というように、それぞれ指定避難所ごとにその避難所マニュアルを作っていくということなのでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 避難所運営マニュアルは、避難された方が避難所に入られる、また、そこで一時的に避難された生活を送られるということになっておりまして、受付から、それぞれの避難された方の皆さんの状況によってそこで一時的な避難をしていただくという内容になっておりまして、基本的には自主組織ごとに1つのルールづくりをしていただくという格好が通常だと思っております。ただし、御質問にあるように、あまりにも状況が違うところの場合は、やはり状況に応じたルールづくりということも必要になってまいりますので、御指摘をいただきました内容も含めて検証しまして今後にも備えていきたいというふうに考えております。

○議員（2番 安田 栄太君） それぞれの自主組織ごとに1つの運営マニュアルということでしたが、今回全ての避難所が開設したわけではありませんが、避難者からすると、行ってみたら避難所が開いていなかったというような状況もあったようです。市民に対しても、そういったところ、今回はケーブルテレビ等でも、どこそこ避難所が開設してありますというようなアナウンスが流れてはありましたけども、なかなかホームページとかでぱっと見てしまうと、たくさん指定避難所が出ていて、一番近いところにやっぱり行こうと思ってしまうので、そういったところも、きちんと地域自主組織さんと連携した上で市民に周知を行っていただきたいなと思っております。

また、この避難所運営協議会と避難所運営委員会というのは、平時から行政と地域との顔が見える関係を築くということで、地域の自主組織さんと施設の管理者と行政で構成されるということになっておりますので、こういった運営マニュアルにも書いてありますように、きちんと平時から顔が見えるといったような関係づくりをまずはきちんとつくっていただいて、来年というわけではありませんが、またいつ来るか分からない災害でありますので、早急に避難所運営マニュアルの作成については、市のほうからもしっかりと指導していただいて自主組織ごとに作っていただきたいと思っております。

次に、今回の避難所運営について、各地域自主組織が振り返りをされておられます。その中に、トイレが和式で不便だったという避難所の設備についての御意見もありました。ほとんどの指定避難所に洋式トイレが設置されてはいるようですが、多目的トイレが1つ設置してあったりとか、幾つかあるトイレの一部、3つあるうちの1つとか、そういったところが洋式になっているというところで、やはり数が足りていない

というような現状があるようです。今の洋式トイレの使用率から見ても、今後、新設あるいは増設といったようなところが考えられますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

○政策企画部長（西村 健一君） このたびの災害では、基本的に交流センターは指定避難所とし、それ以外でも必要な施設を指定避難所として開設いたしました。交流センターでは全ての施設に洋式トイレがありますが、例えば1階にはあっても2階にはないといったことがあり、御不便をおかけいたしました。また、学校施設も同様で、全ての小・中学校に洋式トイレはありますが、トイレの全てを洋式に改善するには至っておりません。トイレの洋式化を含むバリアフリー化は、避難所としてはもとより、平常時も重要なことでありますので、改善に向けて十分検討してまいります。

○議員（2番 安田 栄太君） 十分検討をするという回答でありました。避難者にとって避難所のトイレは必ず使うものです。避難者に余計なストレスを与えないためにも、トイレの洋式化は進めていってほしいと思います。

次に、避難所によっては、食事のときに、非常食ではなく、炊き出しをされたところもありました。避難者にとっては、食事は避難所生活の中でも楽しみなものの一つであると思います。不安な時間を過ごしている避難者にとって、温かい食事というのはほっとできる瞬間ではないかと思います。ですが、調理設備のない指定避難所もありまして、乳児の離乳食あるいはアレルギーのある方の食事に対応するために避難所に調理設備は必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○政策企画部長（西村 健一君） それぞれの避難所には、市から非常食を配布させていただいたところもありましたが、地域自主組織によっては自発的に炊き出しをしていただいた地域もあり、大変感謝をしております。ほとんどの指定避難所には調理室がありますが、御指摘のとおり、文化施設や一部の交流センターなどでは調理室がない施設がございます。調理室の整備を計画的に位置づけている交流センターでは、逐次計画的に整備を進めておりますけれども、例えば文化施設などで整備が難しい施設におきましては、臨時的設備で賄うなどの工夫が必要だと考えております。

○議員（2番 安田 栄太君） 逐次計画的に進めていくというお話ではありましたが、指定避難所はたくさんございます。特に交流センターは、その中でも中心的な拠点となるような場所になると考えますので、今現在、大東の交流センター、加茂は今年度新設される交流センターで調理設備を設けられるということですが、せめて交流センターにはまずいち早く設置していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○政策企画部長（西村 健一君） 議員おっしゃいますように、現在、調理室がない交流センターは加茂と大東ということで、今回、加茂については整備をするということでございますので、残るところは大東ということになります。先ほどもお話ししましたとおり、そうした機能も非常に重要だということは承知をしておりますので、今後その整備について検討していきたいと考えております。

○議員（2番 安田 栄太君） 重要なことだと位置づけて、検討していただくという回答をいただきました。ぜひぜひ調理設備を設けていただくように強く求めておきたいと思います。

開催日：令和 3 年 9 月 7 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 3 日 9 月 7 日）

○議員（4 番 上代 純子君） 議席番号 4 番、上代純子でございます。いよいよ秋の収穫期を迎え、水田での稲刈り作業の光景を見るようになりました。しかしながら、このたびの 7 月豪雨災害により、稲を刈り取ることができない水田もあり、農業されている皆様のことを思うと心が痛みます。

また、農地だけでなく、家屋への被害もありました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災直後から炎天下の中、御尽力をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。このたびの災害は、雲南市発足以来最大規模の被害となっており、一日も早い復興を願うところです。

特に 7 月 12 日は、時間雨量が 100 ミリを超える大雨だったことから、過去に例のない多くの被害が発生いたしました。そこで、このたびの 7 月豪雨災害における河川に関する対応について質問をさせていただきます。

河川も、三刀屋川、三谷川、滝谷川と椎の木谷川の水が増水したため、国道 54 号並びに生活圏である主要道路が冠水し、床上・床下浸水、農地等への被害が生じました。7 月 12 日の三谷川への固定排水ポンプの排水作業準備指示及び排水作業開始時間、雲南市排水ポンプ車の出動指示及び排水開始時間、三谷川樋門を閉じる操作開始時間の初動体制は的確であったのか伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 三谷川の樋門での排水ポンプの対応につきましては、三刀屋川の水位変動状況により、委託業者へ連絡し排水作業を行うこととしています。

7 月 12 日は、三刀屋川水位が急激に上昇し、10 時 30 分に避難判断水位を超えたため、10 時 35 分に委託業者へ現地への出動を指示しました。樋門監視に当たっていた市職員が氾濫危険水位を超えていることを 11 時に確認したため、準備の上、固定ポンプの排水を 11 時 10 分に開始し、そして排水ポンプ車の作業を進め、排水ポンプ車は 11 時 50 分に排水を開始しました。

また、三谷川樋門操作につきましては、樋門監視に当たっていた市職員が 11 時 50 分に逆流を確認し樋門を閉鎖したところです。

急激な三刀屋川水位の上昇の中での適切な初動対応を行ったところです。

○議員（4 番 上代 純子君） 三谷川への固定排水ポンプの出動指示まで、大雨警報、浸水害発表から約 45 分かかり、そして出動指示前の記録的短時間大雨情報発令から、この出動指示までに 20 分かかっております。三刀屋川が急激に水位が上昇した中での適切な初動対応との答弁でしたが、指示を出される時間が遅かったのではな

いか、判断が甘かったのではないかと感じますが、いかがでしょうか伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 対応手順の河川水位の基準に従い対応したところでございます。

○議員（4番 上代 純子君） 対応手順に従われたということですが、三刀屋川の避難判断水位を超えてから指示を出すということは、記録的短時間大雨情報発令が出ていても避難判断水位を超えないと指示を出さないということでしょうか。

雲南市では、平成18年にも大変な被害が出ており、近年の気象情報は正確ですし、全国で起きている災害からも、一気に水位が上昇し河川の氾濫も予測できたのではないのでしょうか。被災に遭われた多くの方から、初動指示が遅かったのではという声をお聞きしております。状況から判断すると、私もそう考えます。もっと早い段階で対応することができたのではないかと、初動体制をもう一度伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 初動対応がどうであったとかということでございますけども、繰り返しになりますが、対応手順、河川水位基準に従い対応したところでございます。市といたしましては、7月豪雨災害全体の検証を行う中で、その中で三谷川周辺部での冠水、初動対応につきましても、島根県とともに検証してまいります。

○議員（4番 上代 純子君） 今回、急に水位が上がったこともあり、対応も難しかったと思います。懸命に対処されたことは理解いたします。しかし、指示を出してから準備などには、当然作業するまでには時間もかかることが想定されます。今後、想定以上の雨量も考えられますし、雨量の状況に合わせた初動の判断と体制を考えます。

次に、三谷川の固定排水ポンプや雲南市排水ポンプ車、また、樋門の操作などの行動はマニュアルどおりに行われていたのか伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 三谷川の排水ポンプ、排水ポンプ車、樋門の操作につきましては対応手順により行っています。

通常、三刀屋川坂山橋水位の変動状況により排水ポンプなどの準備を行っています。目安といたしましては、水防団待機水位を超えたあたりで委託業者へ準備を指示し、氾濫注意水位を目安に現地への出動を指示していますが、7月12日は、水位が一気に上がったことから準備指示を省略し、直ちに現地への出動を指示するなど対応手順に従った対応を行ったところです。

○議員（４番 上代 純子君） 水位が一気に上がったということですが、対応手順により行動されていたのに浸水したということは、今回の雨量では、現在の対応手順では対応し切れないということを表し、やはり避難判断水位、待機指示などの対応手順の改定をする必要があるのではと思います。ぜひ見直しをしていただいて、次は浸水しないような対応をお願いしたいと思います。

次に、なぜオーバーフローしたのでしょうか。どこに問題があるのか、現在の固定排水ポンプや雲南市排水ポンプ車の処理能力がどうであったのかなど検証するべきではないかと考えますが、伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） ７月１２日は三谷川樋門の周辺部での広い範囲で冠水、浸水被害があったところです。

今回の浸水被害につきましては、２時間余りで約２００ミリ降雨が三刀屋川の流域に集中して降ったことにより、三刀屋川や三谷川の水位が急激に上昇したことに起因する冠水であったと考えております。

市といたしましては、７月豪雨災害全体の検証を行い、その中で三谷川樋門周辺部での冠水、排水ポンプの処理能力につきましても、今後どのような対応が適切であるのか島根県とともに検証してまいります。

○議員（４番 上代 純子君） 降雨量、処理能力、対応手順など併せて、今後全体の検証をしていただきたいと考えます。

そして、今回の雨量に対して現在の固定排水ポンプと、これを補完する排水ポンプ車の能力では処理ができないことも考えられます。１７番議員への答弁で、排水ポンプの増設についても検討する必要があるとおっしゃっていらっしゃったと思いますが、今後、より大型の樋門や固定排水ポンプを設置することも考えられます。関係機関と連携して整備する考えを改めて伺います。

○建設部長（小村 利之君） 昨日も１７番議員にお答えをさせていただきましたけれども、国土交通省では、今回のような災害が頻発化・激甚化する水害対策を進めるために、流域治水という考え方で対策を進めていらっしゃいます。河川全体で治水を行っていくという考え方ですので、まずは河川の管理者である島根県をはじめ出雲河川事務所の御協力をいただきながら、今回の浸水被害の検証を行う予定にしております。その中で、流域全体の治水対策、それとあわせて、ポンプの設置や樋門の改修などについても検証をしていただく必要があるというふうに考えております。

○議員（４番 上代 純子君） ぜひ今後検証していただいて、樋門の改修や新たな排水ポンプの設置を検討いただきたいと考えます。

次に、平成18年に新田川周辺が浸水いたしました。今回は農地などへの被害はありましたが、住家への被害を抑えることができたことには、この原因は何だったのか伺います。

○建設部長（小村 利之君） 新田川周辺の浸水についてでございますけども、今回の豪雨は、平成18年の災害時より三刀屋川の水位は高くなりました。しかし、新田川流域に降った雨量が少なかったことによるものではないかというふうに考えております。

また、あわせて、平成22年度に完成しております新田川樋門の排水断面が大きくなったことにより、この河川の排水能力が向上して浸水の危険性が低下したというのも、被災を免れた要因の一つではないかというふうに考えます。

○議員（4番 上代 純子君） 新田川の雨量が少なかったこともありますが、新田川樋門が大きくなったことをやはり今回効果があったということは、三谷川も改修したら今回のような浸水などの被害は抑えられる効果があると思いますので、ぜひこちらのほうも改修のほうを検討していただきたいと思っております。

それから、浸水を抑えることの要因の一つとして、国道54号の拡幅に伴う水路整備も影響があるので、もしあれば、近い将来、国道54号の4車線が延伸されますけれども、それに併せて水路の見直し整備も行うべきと考えます。そのところを教えてくださいいいですか。お願いいたします。

○建設部長（小村 利之君） 54号の拡幅に併せての水路整備についてでございます。内水氾濫を防ぐ一つの方法として、市街地に降った雨をスムーズに流下させていく、大きな河川に早く届けていくということは、非常に大事な要素の一つだというふうに思われます。周辺部では、54号線が4車線化をして水路の断面なども大きくなっておりますので、そういう意味では、その周辺部だけに限れば流下能力が大きくなっているのは一つの要因ではないかというふうに思いますが、流域全体で考えますと、やはり先ほど申しましたように、全体に降った雨が前回よりは少なかったのではないかなというふうに考えます。以上です。

○議員（4番 上代 純子君） 次に、三刀屋連担地及び国道54号の下り路線の区域が冠水したのは、以前からイエローゾーン区域になっている椎の木谷川や滝谷川、三谷川、三刀屋川との関連性が大きく影響していると感じます。当日のそれぞれの川の樋門や排水ポンプなどの運用状況はどうであったのか伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 三刀屋地区には、椎の木谷川、天神谷

川、天神川の市管理河川があり、そこから滝谷川、三谷川の県管理河川、そして三刀屋川へ通じています。

当日は、2時間余りで約200ミリの降雨が三刀屋川流域に集中して降りました。滝谷地区や三刀屋天満宮、三刀屋高校周辺部、三谷地区を流域としている河川からは流れの到達時間も早く、急激にそれぞれの河川水位が上昇し、あわせて、三刀屋川も急激に水位が上昇したところです。

当日は、急激に変化する河川の観測に市職員を配置、巡回し、また、水防団による巡回も行い、情報を収集の上、樋門の閉鎖や排水ポンプの稼働対応を行ったところです。

○議員（4番 上代 純子君） 運用状況が適切であったとの答弁だと感じますが、冠水したということは、やはり今回の雨量に対して現状の対策は十分とは言えないと感じます。それについて今後しっかり検証していただきたいと思います。

そして、今後、滝谷川、椎の木谷川の氾濫を防ぐためには、滝谷川第一樋門への固定排水ポンプの整備が必要ではと感じますが、伺います。

○建設部長（小村 利之君） 滝谷川、椎の木谷川につきましても、三刀屋川の支流となります。内水氾濫を防ぐには、先ほど申しましたが、流域全体での対策が必要となってまいります。1番には、三刀屋川の洪水時の水位を低下させて、早く安全に内水を排水していくということが必要になってまいります。今後、今回の浸水被害の検証を行いまして、三刀屋川流域全体の治水対策と併せて、排水ポンプなどの設置についても検討する必要がありますが、滝谷川に必要なかどうかというのは今後の検証に委ねたいというふうに考えます。以上です。

○議員（4番 上代 純子君） 三刀屋川の水位を低下させるということは、非常に効果的だと感じます。ぜひ流域全体を考えていただいて、固定ポンプの設置、そして抜本的な対策を検討していただきたいと考えます。

次に、今回、三刀屋高校の体育館側の土砂崩れが発生しましたが、県から安全性について従来から指摘されている椎の木谷川砂防ダムの設置をどのように認識されているのか伺います。

○建設部長（小村 利之君） 椎の木谷川砂防事業につきましては、平成22年度に地元から整備要望書が提出されております。

事業主体の島根県におきまして事前調査が行われ、その調査に基づきまして必要性が認められたことから、平成24年に測量設計調査が行われました。現在は地元関係者の皆様による協議継続中という扱いになっております。

雲南市といたしましても、必要な事業と認識しております。引き続き島根県と連携し、事業実施が可能となるように協議を進めてまいります。

○議員（４番 上代 純子君） 以前から非常に危険度が高いと認められております。市は住民の生命と財産を守らなければいけません。危険度が高いと思われる必要な事業については、市が決心をされて、地元関係者とも協議をしっかりとさせていただき、御意見を聞いて、住民の暮らしを守るためにも県と連携して今後進めていただきたいと考えます。

次に、三刀屋川の成畑、殿河内周辺も増水し、浸水被害がありました。急激な河川の上昇を抑えるための方策はどのようにお考えか伺います。

○建設部長（小村 利之君） 流域全体での対策ですけれども、島根県では、今回の豪雨の浸水被害を受けまして、三刀屋川の下流部で河川内の堆積土の撤去を検討されております。これにより、三刀屋川全体の流下能力が向上し、上流域の水位上昇が抑制されることに期待をしております。

○議員（４番 上代 純子君） １７番議員の答弁でも、確かに三刀屋川下流部での堆積土の撤去を検討するとおっしゃっていたと思います。ぜひこちら、県に工事をお願いして実施していただいて、三刀屋川の水位の上昇が抑制されるような対策をお願いいたします。

次に、今後も同じような線状降水帯の発生による大雨が想定されますが、今回浸水した地域が再び浸水しないような河川、雨量等の排水対策が必要だと思っておりますが、市長の考えを伺います。

○市長（石飛 厚志君） 近年、線状降水帯がもたらす豪雨は、激甚化、頻発化しております。本市におきましても、過去に想定されていない降雨に対する備えが必要となってきたと考えております。

急峻な地形の雲南市では、降った雨が一気に流れ出てくるということで、雨水排水を行う河川の役割が大きく、内水の排水においても河川の治水の考え方に大きく影響を受けることから、国土交通省で検討されております流域治水の考え方が必要になるものと考えております。

その代表的な例が、斐伊川の治水対策でございます。その支流であります三刀屋川でございますが、三刀屋川の水位上昇を抑制し、さらに浸水被害を発生させなくするためには、やはり流域全体でどのような対策が必要か、国、県とともに検討していくとともに、国土強靱化のための予算確保を引き続き求めてまいりたいと考えております。

○議員（４番 上代 純子君） 先ほど斐伊川の治水対策の話もありましたが、やはり市は住民の生命と財産を守らなければいけません。三刀屋川の流域が氾濫することなく、安心して暮らせる施策を積極的に講じていただきたいと思います。

そして、先ほど、市長は、国土強靱化のための予算の確保に努めるとおっしゃっていただきました。ぜひ予算確保に向けての積極的な行動や活動をお願いしたいと思います。

また、今回の豪雨災害において、人的被害が起きなかったことは不幸中の幸いだと思いますし、この経験でたくさんの反省すべき点、見直すべき点、学んだ点があったと思います。市民の皆様もたくさんの思いを持っていらっしゃると思います。様々な観点から検証していただいて、安心して暮らせ、被害に強い、災害に強いまちづくりに努めていただきたいと思います。今後も、今回の豪雨災害に関わる事業の進捗状況などについて質問をさせていただきたいと思っております。

次に、災害時の避難所における女性などに配慮した対応と、避難所運営の支援についての質問です。避難所の安全や健康が維持されることが重要と考えますが、避難所運営の基本方針や運営体制はどのような基準を設定されているのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 昨年７月に策定いたしました雲南市避難所開設・運営マニュアル事前準備編に避難所に関する基本的な考え方として、避難所は避難を必要とする方を受け入れる施設、避難所は避難者を一時的に受け入れる施設、避難所は避難者の必要最低限度の生活を支援する場所、自助・共助・公助の取組による円滑な避難所運営の４つにまとめております。

避難所の運営は、行政職員と地域の方々が協力・連携した運営体制で行いますが、災害時、支援できることには限界もありますので、避難された方の要望全てに応じるのではなく、避難者の必要最低限の生活のために必要なことをまず優先して、可能な限り配慮した対応を取るということを基本としております。

○議員（４番 上代 純子君） 災害時には、支援の限界があり、全ての要望に応じられないとの答弁であったと思います。確かに災害時の支援には限界があると私も思っております。ましてや、避難所は旅館とかそういう、などではありませんので、不自由な状態での生活環境だと思っておりますが、避難者の、避難された方のストレスをできる限り軽減して、よりよい避難環境をつくる対応を今後とも行政と地域が一緒になってつくり上げていただきたいと思います。

次に、避難に備え、女性特有のグッズとして生理用品など、また液体ミルク、紙おむつなどあらかじめ一定程度備蓄しておく必要があるのではないかと思います。伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 災害時にもできる限りふだんの生活をしていただくための配慮として、備蓄品の確保を行っております。既に女性用の衛生用品、乳児用の紙おむつは備蓄しておりますが、備蓄品の保管場所によっては、速やかに今回避難所へ届けることができなかつたことも考えられます。

御指摘のありました備蓄品の種類、数量、内容については、今後ニーズを把握しまして、計画的に備蓄を行うとともに、保管場所についても改めて検証いたしまして、改善をしていきたいと考えております。

○議員（４番 上代 純子君） 現在、一定の備蓄品が確保されているとのことで、安心いたしました。先ほど、速やかに避難所へ届けることができなかつたと伺いましたが、私もそういったお話をお聞きいたしました。今後、必要とされる用品が必要なときにしっかりと避難所に届けられるように、災害時のときなどは通行止めとか、そういうことも考えられますので、女性特有の用品や乳幼児用品など、ある程度の備蓄品は避難所に準備しておく必要があると思います。今後、保管場所の改善もしていただきたいと思います。

次に、避難所に授乳できる空間や女性専用の更衣室のような空間を確保して、女性のストレスの軽減を図ることができないのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 指定避難所の運営に際し、女性の皆様の専用の更衣室、授乳室を設置する必要は当然ありますので、避難所のスペースの割り振りの際、女性の視点を踏まえて、スペースを確保し一定の配慮をしまいたいと考えております。

○議員（４番 上代 純子君） ぜひ女性の視点からも、スペース確保に配慮していただきたいと考えます。全国でも、避難所運営において、女性への視点が欠けていたため、女性がストレスによって避難所生活から、狭い車中での生活になったりするなどの困難に直面したとお聞きしております。今後、女性の意見を取り入れるために防災対策会議などで女性が参加されるような対応も考えていただきたいと思いますが、お聞きいたします。

○防災部長（高田 浩二君） それぞれ避難所の開設に当たっては、自主組織の皆様としっかりと今後、協議をさせていただきたいと思っております。自主組織にも女性の方いらっしゃると思いますので、そういった方の意見をしっかりと取り入れまして、女性がストレスを感じることのない避難所づくりを図っていききたいというふうに思っております。

○議員（４番 上代 純子君） ぜひ女性の視点からも、そういった女性の立場になった避難所開設をお願いしたいと思います。

次に、避難所を開設するに当たって、地域自主組織の職員の方や市職員の方の配置人数や交代勤務の状況は適正であったのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 現在、７月６日からの大雨の対応について、課題となったこと、問題点など関係部局より意見を集約しております。

市職員については、適正な人員配置ができたと考えており、長時間勤務にならないよう、適宜交代しながら業務に従事していたという状況でございます。

地域自主組織の職員の方につきましては、夜間は基本的に市職員が従事しており、昼間に主に御対応いただいたことから、勤務の時間帯につきましては、基本的に過剰な御負担はおかけをしていなかったというふうに認識をしております。しかし、実態について、さらに自主組織と確認作業を行いまして、今後に向けて検証してまいりたいと考えております。

○議員（４番 上代 純子君） 実態は、地域自主組織の皆さんは、今回、夜間も対応に回られていらっしゃいました。これは適正な対応であったのでしょうか。また、今回の経験を踏まえて、いま一度市の職員の方、地域自主組織の方、そして自主防災組織の方との役割をお互い認識するような機会を持ったり、意見交換会なども必要だと思っております。こういった点も検証いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 昨年策定をいたしました雲南市避難所開設・運営マニュアルには、運営・開設について細かく記載がしてあります。今回の反省点としまして、雲南市の職員について、避難所へ派遣をしました職員についてもこの内容についてははっきりと、しっかりと研修などを行う時間がなかったということも振り返りまして、防災部として反省をしているところでございます。もちろんこうしたことから、自主組織の皆さんが困惑されたときに、派遣をしました職員がしっかりと内容を伝えるということもできなかったというのが反省点としてありまして、議員おっしゃいますように、今後は運営マニュアルをそれぞれで見合わせながら、しっかりと意見交換をいたしまして、開設の場合の役割分担や業務の分担などしっかりと検証して今後に備えたいというふうに考えております。

○議員（４番 上代 純子君） 実際に夜間対応された地域自主組織の職員の方もいらっしゃいますので、しっかりと実態を調査していただいて、様々な観点からの検証をお願いいたします。

今回、従事された職員の方の健康管理は適正に行われていたのか伺います。

○総務部長（嘉本 俊一君） 災害支援活動におきまして、緊迫した状況の中での長時間にわたっての支援活動に従事する職員には、身体的にも精神的にも疲労は大きなものがございます。健康管理面への対応といたしましては、今回の災害でも雲南市災害時保健活動マニュアルに基づいて保健師が避難所で活動している方々や職員の健康に配慮し、血圧測定や全身状態の観察などの健康チェック、声かけなどを行っております。

一般的には、支援者の立場である職員の健康管理といたしましては、先の見通しを持った勤務体制や休憩、食事等の職場環境、メンタルヘルスに留意する点などが上げられます。日頃から災害時の体制について話し合う場を持ちながら、今後も従事する職員の皆様の健康管理に配慮してまいりたいと思っております。

なお、災害対応業務が長引くことが想定されるため、職員にはなるべく休暇を取得しやすい状況を確認する必要があることから、夏季休暇、本来でしたら9月末までの取得期間でございますけれども、これを2か月間延長して11月までの取得期間と今回変更いたしております。

また、深夜の勤務に対しての振替休暇を取得できるような制度も導入しながら、職員の健康管理に配慮してまいっております。

○議員（4番 上代 純子君） 健康には配慮いただいているようですが、職員の方が健康で元気でないと避難所はうまく運営できないと思います。引き続き避難者の方に限らず、避難所運営スタッフの方にも目を向けていただきたいと思います。

次に、このたびの豪雨災害で、避難所の運営や地域の方への様々な支援を地域自主組織が担い、役割は非常に大きかったと感じます。私も6月にも一般質問させていただきましたが、本年度は地域自主組織の交付金の見直しの時期ですが、この交付金の見直しをどのようにお考えか、市長にお伺いいたします。

○市長（石飛 厚志君） 御質問の趣旨は、今回の災害対応に要した経費の対応と、今後の自主組織の活動に対する財政支援の考え方をお聞きになっているということで、お答えさせていただきます。

まず、今回の災害対応に要した経費についてでございますが、災害対応において地域自主組織の皆様には、避難所の運営や地域の皆様への支援等、大変にお世話になり感謝している次第でございますが、災害対応に要した経費については、状況の把握に努め、災害救助法に基づく支援策を活用するなどして、可能な限り対応していきたいと考えております。

次に、今後の自主組織の活動に対する財政支援につきましては、今回の災害に対す

る対応を検証する中で、地域自主組織との役割分担なども明らかにしていく必要があると考えております。それらの議論も踏まえまして、次の交付金の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議員（４番 上代 純子君） 今回の災害対応の経費、状況を見てぜひこちらのほうも検討していただきたいと思います。今回の災害で本当、地域自主組織、自治会、そして自主防災組織、消防団の方の、地域の各団体の存在意義が非常に大きいものだったと改めて感じました。ぜひ交付金の見直しのほうも検討していただきたいと思っております。様々な支援をお願いいたしたいと思っております。

開催日：令和 3 年 9 月 7 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 3 日 9 月 7 日）

○議員（5 番 鶴原 能也君） 議席番号 5 番、鶴原能也でございます。今定例会、一般質問に当たりまして、通告に従いまして一問一答方式で質問いたします。

まずもって、令和 3 年 7 月の記録的な豪雨によりまして被災を受けられました市民の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。また、避難や土砂の撤去などの対応に御協力をいただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。一日も早い復旧・復興に全力を尽くして取り組んでまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。令和 3 年 7 月豪雨災害について伺います。

雨によりまして状況が刻々と変わる中、市民の皆さんの安全確保のために絶対必要なのが、今、雲南市の道路、河川などの状況はどうか、被害は発生していないのかということでございます。このたびの災害の状況また情報はどこに集められて管理され、そしてその情報はどのような方法で、またどのタイミングで発信されたのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 被害状況につきましては、総合センター等から本庁担当部局及び関係機関に報告が上がってまいります。農地・山林・農林業施設などは農林振興部担当部署へ、道路・橋梁・河川などは建設部担当部署へ、水道施設などは上下水道部担当部署へ被害情報が集められます。集められた情報は、災害対策本部で共有するよう努めております。

道路の寸断や断水などの重要な情報は、市民の皆様に分かりやすく整理し、速やかに提示することが必要ですが、告知放送やホームページなどの提示までに今回時間を要することとなりました。課題があった部分をしっかり検証し、適切な情報発信ができるよう、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議員（5 番 鶴原 能也君） 今、聞きますと、それぞれの部署でデータ、情報を管理されたという、集まってきた。一元管理というのはできなかったんですか。そうすると、一元管理しないと横の連絡はどういうふうにされたのか。じゃあ、どこに、それぞれの連絡するのに、それぞれのところ分かりませんよね、聞くのに。それはあくまで一元管理する必要があったんじゃないでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 今回の災害は非常に規模の大きなものでございましたので、一番反省すべき点は、やはり議員おっしゃいますように情報管理ということが上げられると思います。

当日、大雨が降りましてから電話がたくさんかかってまいりまして、本来この流れでいきますと、それぞれの部署へ必要な情報が集められて、すぐに災害対策本部へ連

絡員により上げられて、必要な内容を本部で確認し、情報提供するという処理が、たくさん情報が一遍に本部に入ってくるよりも合理的で、整理されて住民の皆さんに伝えられるということで合理的な方法として考えておりますが、このときにはそれぞれ担当部署へ上がりました情報がすぐに災害対策本部へ集約ができなかったという反省点も、今、検証している最中でございます。

おっしゃいますように、まずは対策本部で全体が把握できるように整理された情報をしっかりと受け止めたいというふうに思っておりますので、しっかりと検証させていただくということで御了承いただければと思います。

○議員（５番 鶴原 能也君） 今回のこの問題は、十分に反省すべき点がたくさんあると思います。本当にただ単に反省するんじゃなくて、本当今後どうするかというところの前向きな体制での反省、これをよろしく願います。

７月１４日に、飯石交流センターに伺いました。職員さん、本当に朝早くから夜遅くまで一生懸命地域のために頑張っていたらっしゃいました。本当に心からお礼を申し上げたいと思います。職員さん、お話を聞きますと涙ながらに、もう対応し切れないと電話で助けを求めたとか、災害備蓄品の問合せをした。しかし、何も返事も返ってこないというふうな話を、本当に涙ながらに話されました。私も本当に現場に行きまして、想像以上に現場ニーズが正確に市に伝わっていないことを目の当たりにしまして、仕方なく直接防災部長さんに電話で現状をお話しさせていただいたというところでもございました。市の本庁舎、総合センター、交流センターなど、この間の指示・連絡、連携体制に問題はなかったのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 今回の災害対応につきましては、議員御指摘のとおり、課題があった部分たくさんあるかと思っております。現在、問題点などを検証を行っておりますが、御指摘のとおり、市民の皆様からの声に対して、対応が不十分だった点がたくさんあると考えております。

市で定めております災害時応急対策における災害対策本部の事務分掌、それから職員の役割分担など内容を再度詳細に職員全体で確認をいたしまして、問題意識を持ってしっかりと検証して、今後こういった災害に適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議員（５番 鶴原 能也君） くれぐれも絵に描いた何とかならないように、実行あるべき、そういう反省をしていただいて、そういうシステムというか、そういうものをつくっていただきたいなと思います。

私、よく言われたのが、霞が関のときに、霞が関で座っておいたら本当に何も分からんよと。本当現場を見ないと何も分からないですよ、鶴原さん、というふうな言わ

れました。皆さんも、庁舎にいたんでは実態は分からないと思います。ぜひ直接現場に出向いていただくような、そういうことを早期、もっと早い時点でやっていただきたかったなというふうに考えます。

続いて、ケーブルテレビで川の水位をチェックしようとしたんだけど、9時以降、更新されず、川の状態が分からず不安だったという話を多く聞きました。原因は何であったのか、あわせて、再発防止、これについて伺います。

○政策企画部長（西村 健一君） ケーブルテレビのデータ放送の河川水位計につきましては、島根県水防情報システムと連動して掲載する仕組みとなっております。7月の豪雨の際には、記録的短時間大雨情報が発表されたこともあり、島根県水防情報システムへ通常の約17倍に当たる9,000件のアクセスが集中したことが原因で、データ放送への連携ができず、数時間にわたって情報が更新されない障害が発生したところでございます。

こうしたことから、島根県では、アクセス障害が再び起きないように、本年10月を目指してサーバーの増強を計画されておりますけれども、県が対策を講じられるまでの間は、再度アクセス障害が起こる可能性がありますので、国土交通省が管理している「川の防災情報」などを活用いただきたいと考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 当日、子供を迎えに三刀屋小学校に行くために三刀屋川を渡らなければならない保護者の方にとって、この川の様子が分からないというのは大変に不安だったというふうな、そういう本当に生の声を聞いておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続いて、避難所について伺います。交流センターの職員さんから、災害対応と新型コロナウイルス感染症予防対策の両立は本当に難しかったという話を聞きました。市として避難所におけるコロナ感染症予防対策について、具体的にどのような指導をされたのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 新型コロナウイルス感染症の状況により、避難所の開設等に当たり、これまで以上に感染症対策が重要となっておりますことから、昨年7月に避難所運営マニュアル感染症対策編を策定をし、円滑な避難所運営のガイドラインとして役立てていただくよう、お願いをしてきたところでございます。

具体的には、避難所滞在スペース、発熱・せき等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウトなどをお示しし、準備をお願いをしてまいりました。

また、同じく昨年7月に、感染症流行期に災害が発生し、避難所を開設することを想定して、雲南保健所及び島根県防災危機管理課から講師を派遣をしていただき、総合センター、防災部、健康福祉部職員を対象とした研修会を開催して事前準備をして

きたところでございます。

今後、コロナウイルス感染症にちゅうちょして避難が遅れるという方が出ないように、今回の災害対応を踏まえて、必要に応じてマニュアル等の見直しと職員の研修など行ってまいりたいと考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 事前準備していただいたのはよろしいんですけども、今回その避難所を開設するに当たって、コロナがこれだけ厳しい状況において、一言何か指導的なものはなかったんですか。

○防災部長（高田 浩二君） その避難所の避難されるエリアにコロナの感染症の方、コロナの濃厚接触者の方がいらっしゃる場合、また、その個人情報については市役所でもなかなか把握が難しいところではありますが、保健所と連携をしまして、濃厚接触者の方については保健所から、避難をされる場合は、危険を感じられたらすぐに避難をしてください、避難をされる場合は一報を入れてくださいという連携を取っております、避難をされる際は市役所へも避難をされる方があるようですという連絡が来ることに連携をしておりました。

今回は、避難をされるそうした対象の方いらっしゃいませんでしたけれども、そうした方が来られた場合は、隔離できる別室を準備してくださいという一報は、一番最初の時点で入れていたというところでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） いや、そうじゃなくて、何が問題だったかいったら、手洗いとか密になることが徹底できなかったと、交流センターそこまで指導できなかったとおっしゃっているんですよ。もうちょっとその理解してもらわないと適切な対応はできないと思いますんで、ここは十分に反省していただきたいと思います。

では、続きまして、ペットを同伴しての避難について市の考えを伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 災害発生時には、飼い主の方が自身の安全を確保し、ペットとともに避難行動をされる同行避難が基本となると考えております。

今回の大雨により開設した避難所の中には、居住スペースにペットが持ち込まれたケースもあったと聞いておりますので、避難所でのルールを今後、事前に決定をしまして、ペットと避難者が共存するための配慮をしていきたいと考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 今回、避難所において、私もペットを何頭か見ました。持ち込むことができなかった方もいらっしゃいました。やはりペットについての考え方、これ雲南市としての考え方というのをしっかり整理していただいて、市民の皆さんに周知・アナウンスしていただきたいと考えます。

続いて、災害備蓄品について伺います。今回は災害備蓄品には大変お世話になりました。雲南市の災害備蓄品の種類と備蓄数量を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 現在、市の主な備蓄品と数量を申し上げますと、非常食、食物アレルギーに配慮した長期保存食としまして2,600食、保存水2リッターのものが360本、毛布900枚、折り畳みベッド260台、部屋の間仕切り250台、テント100台、女性用衛生用品4,000枚、幼児用紙おむつ1,000枚、緊急用トイレ1万2,000回分、発電機15台、ブルーシート880枚などが主なものでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） それは、どこに保管・管理されておって、その管理担当部署を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 市役所本庁舎と各総合センターで保管をしております。指定避難所や他の公共施設で保管している備品も一部、大きいもので間仕切りなどがございます。管理担当部署は、それぞれ防災部と総合センターでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） それぞれ本庁舎と総合センター、その数字的なものの把握というのは、やっぱりそれは本庁のほうで確認されているんですか。

○防災部長（高田 浩二君） 備蓄品の数量につきましては、それぞれ担当の総合センター、それから防災部で、それぞれの持分についても把握しております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 全体の数量というか、それが分からなかったら融通ができないですね。例えば、ここがなくなる、ある総合センターはなくなりました。じゃあどこからか持ってくるという、そういうことはできないんですか。

○防災部長（高田 浩二君） それぞれ総合センターに幾つあるか、また、防災部が幾つ持っているかという、全体の数量を把握しておりますので、一部の総合センターで不足した場合は、近くの総合センターから融通する、また防災部が持っているものを融通するというようなやり取りを行っております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 払出しの方法を教えてください。

○防災部長（高田 浩二君） 災害時における備蓄品の払出しは、総合センターを基本の窓口としておりますので、各総合センターへお問合せ、お申し出いただければ、

状況、内容等を確認し、お渡しをすることとしております。

また、先ほど御質問がありましたように、総合センターの備蓄品が不足した場合には、分散して保管しております本庁の備蓄品を補充して対応することとしております。

○議員（５番 鶴原 能也君） 災害の被害を軽減するために必要なのが土のうでございます。ある被災者宅で土のう袋に土を入れたら、破れてしまいました。また、土を入れて袋を閉じようとしたら、そのとじひもですか、これが切れるものが散見されました。この災害備蓄品の品質管理というんですか、劣化とか、そういうものはどういうふうに管理されているのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 防災備蓄品は、保管場所、種類、数量、納入時期、賞味期限、有効期限などを入力した台帳を共有して数量で管理をしております。現品の点検につきましては、備品の搬出入の際に目視などで確認をしております。

土のうにつきましては、例年、水防訓練等で使用しておりますので、随時補充をしていくということになっておりますことから、該当のものの購入時期については不明となっておりますが、加茂、三刀屋町の水防倉庫に保管していたものでございます。袋のつなぎ目部分の劣化から破損するもの、とじひもが切れるものが散見されたとのことですので、今後については、品質の状態を出水期前に点検をいたしまして、適切に管理をしていきたいというふうに考えております。

他の備蓄品につきましても、定期的に点検し、適切に管理をしていきたいと考えております。

○議員（５番 鶴原 能也君） 私も恥ずかしかったんですけど、雲南市の災害備蓄品ってあんまりちょっとイメージがなかったんですけど、今回よく分かりました。災害備蓄品とはどんなものかとか、そういう疑問を持たれる市民の皆さん、多いのも事実でございます。この災害備蓄品の存在とか、今日聞いたような保管場所、払出しの方法等、いま一度市民の皆さんに広くアナウンス、周知すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） これまでの質問にもございましたとおり、今回、防災部、それから総合センターそれぞれで保管しております備蓄品について、交流センターにあったほうがいいのではないかと御意見もいただいておりますので、保管場所、また数量、それから保管の内容など住民の皆さんに再度周知をしていきたいというふうに考えております。

○議員（５番 鶴原 能也君） 次、小学校児童の引渡し、下校について伺います。

7月12日、これだけの大きな豪雨災害でしたけれども、小学校の子供たちは無事保護者の方に引渡しをされました。警戒レベル4、5発令時における児童の安全を確保するための雲南市内全ての小学校を対象とした危機管理対応マニュアルなど、今回の災害発生時、そういうマニュアル的なものは整備されていたのか伺います。

○教育長（景山 明君） マニュアルにつきましては、各学校には風水害あるいは食中毒など様々なマニュアルがございます。ですけれども、その学校の実情に合ったマニュアルでございまして、市で統一したものということはないものでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） それで、今回児童の引渡しは、これは誰が判断されたのか伺います。

○教育長（景山 明君） 大雨や大雪、台風などによる休業等の措置につきましては、学校教育法施行規則第63条の規定に基づき、校長の判断により決定することとなっております。しかし、今回は既に登校していた児童生徒の安全確保のため、保護者への直接の引渡しが適切であると判断し、市の教育委員会から全小・中学校に通知をしたところでございます。

なお、大雪に関しましては、地域によって積雪量が大きく異なるため、各校の校長と市の教育委員会が情報共有し、校長判断を優先させているということでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） それじゃ、臨時休校の措置も同じ判断でございませうか。

○教育長（景山 明君） 臨時休業は授業をしないということで、子供たちが学校に来ない。臨時休校は教員も来ないということで、学校を全て閉じてしまうということです。これもやはり校長の判断ということになりますけれども、当然のことながら、市の教育委員会との情報共有の上で、最終的に決定をするということになっております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 7月7日5時54分、警戒レベル4、避難指示が発令され、海潮の中学校は臨時休校か、休業か、措置が取られました。しかし、なぜか海潮小学校は通常登校でございました。疑問を持たれた保護者の方が小学校に電話されるけど応答がないということで、教育委員会に連絡されましたけど、登下校の判断はそれぞれの学校の判断で、教育委員会は関与できないとの回答だったそうですが、やはり今言われるように、こういう対応しかできないのか伺います。

○教育長（景山 明君） 7月7日の大雨の際は、児童生徒の登校直前でしたので、

児童生徒の登校直前に警戒レベル4、避難指示というものが出ましたので、学校によって臨時休業とした学校、そして通常の登校にした学校というようなことが、対応がまちまちになってしまった、今、議員おっしゃいますようなことも出たわけです。

そこで、こうした事態を踏まえて、7月9日には緊急に校長協議会を開催いたしまして、警戒レベル4、避難指示や、警戒レベル5、緊急安全確保が発令された場合には、該当の地域の学校は、原則、中学校区を単位として休業措置とするというような一定の基準を決定をしたところでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） 三刀屋小学校は11時54分に三刀屋地区内の河川とか土砂崩れの状況が悪くなっております。教育委員会からの指示もあり、14時30分以降に児童の引渡しをお願いしますというメールが発信されております。この時点においては、今、教育長言われるように、教育委員会も十分に関与されておりますが、これは十分に安全面を考慮した、その引渡しの判断であったのか伺います。

○教育長（景山 明君） 児童を保護者に引き渡す時間帯につきましては、給食や掃除など通常どおりの時程を終えての下校時刻設定と報告を受けております。

こうした保護者引渡しは、児童生徒だけの下校の危険性を踏まえての判断でございますけれども、交通状況等により保護者の迎えが困難な児童生徒に対しては、保護者と学校とで連絡を密に取り、状況によっては学校は避難所への誘導、校内での待機、あるいは宿泊も視野に入れた対応を行うこととしておりました。

今回、反省すべき点として、道路の状況というものを保護者さんに説明をしなかった、情報提供しなかったというようなことを我々としてはできなかったということで、反省すべき点であったというふうに考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） いや、だから一番最初にお話ししました情報の一元管理がきちっとされて、もっと情報が共有化されていたら、学校にもそういう情報が適切に伝わっていたと思うんですよね。いや、だからこれ、本当に後でちょっといろいろ述べさせていただきますけれども、本当に親御さん、学校に行くのに大変だったそうです。その辺、そういう本当に欲しい情報というもの、これが適切に手元に届くように、学校もそれを収集するような、そして発信できるような、そういう体制をつくっていただきたいと思います。

それで、次ですが、三刀屋小学校の裏がレッドゾーンに指定されることについては、保護者の皆さんにいつ、どのような方法で説明されたのか伺います。

○教育長（景山 明君） 三刀屋小学校の裏山がレッドゾーンになっているということにつきましては、ハザードマップ等によりまして地域住民に周知されているという

ふうに認識しておりますので、学校として特に保護者には周知はしておりません。

三刀屋小学校では、裏山がレッドゾーンであることを踏まえ、土砂災害を想定した避難確保計画を策定しておりまして、裏山から最も離れた校舎の上層階を校舎内の避難場所に設定し、避難訓練を行うなど児童の安全確保に努めておるところでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） いい機会ですので、しっかりと保護者の方に周知していただきたいと思います。

ちょっと重複するような質問になりますけれども、再度伺います。小学校までのアクセス道路、河川などの最新情報は、迎えをお願いした保護者の皆さんに適切に提供されたのか伺いますという質問したかったんですけども、今、教育長のほう、そこまでは徹底しなかったということなんで、こっちのほう、これにつきましては、今後、きちっとした体制で臨んでいきたいと思います。

当日、子供さんを迎えに行かれた保護者の方の感想を紹介させていただきます。川の水位が全く分からず本当に困った。不安だった。迎えに行った時点で三刀屋川は氾濫寸前だった。無事三刀屋橋を渡ったが、もう少し水位が高ければ、子供を迎えに行ったことで自分の身が危険だったかもしれない。川の水位など最新情報が適切にアナウンスされていたら、もう少し早く安全な行動ができていたと思う。三刀屋小学校の裏がレッドゾーンだと知っていたので、警戒レベルが5になった時点で子供を1階から3階または職員室側へ移動させてくださいと親として学校に申し出ればよかった。また、学校もそのような判断をしてほしかった。鍋山から中学校までは道が塞がっていた。どうやって迎えに行ったらいいか、三刀屋金属のところの水が引いていたからよかったが、掛合も54号線が通れないし、情報がなく、どうやって小学校に迎えに行けばよいか分からなかった。出雲市に職場のある保護者の方が迎えにいこうとしたが、雲南市まで、また市内の道路情報が全くなかった。また、多久和、中野の保護者の方は、地区を出るための道路情報がなかった。土砂に乗り上げてしまったお母さんもいらっちゃったという、少ないですけども、そういう話を聞かせていただきました。引渡しは無事に何事もなく終わったわけですけども、反面このような事実もあったことを重く受け止めていただきたいと考えます。

続いて、農業者への支援について伺います。

7月14日、飯石交流センターの職員さんの案内で、砂で埋め尽くされました水田を見させていただきました。昔、災害査定で多くの災害現場を見てきましたが、山間地の小規模農地、本当これをどのようにして復旧されるんだろうかと、またできるんだろうかなというのが私の第一印象でございました。今年は辛うじて残った稲の収穫、これはできますが、また、農業共済、収入保険に入っていらっしゃれば一部は補填されますけれども、これも100%ではありません。さらに、今年は収穫ができた水田

もあぜが崩れ、用水路、耕作道路が壊れた水田、また土砂、大小の石、流木が流入した水田は、来年は耕作が不可能であり、また、補助金の対象外ともなります。米作り農家は、来年収入がゼロとなる可能性もあります。そこで、農家に対する一定水準の生活を確保するための金銭給付が必要と考えますが、いかがですか。

○農林振興部長（熱田 勇二君） このたびの農地・農業施設災害につきましては、一日も早い復旧を目指して尽力をしております。

また、被災されました農家の皆様につきましては、施設復旧費用や運転資金などに対する、一定期間無利子となる資金制度が県により創設され、JAを通じた資金貸付けが進められているところでございます。

一方、災害に伴う農業収入の減少を補填する支援制度といたしましては、先ほど議員もおっしゃっておられました、国の収入保険制度や農業共済の農作物の共済制度などありますが、その他、国、県の支援制度もない中、一自治体で特に支援制度を創設することは困難であるものと考えております。

その上で、昨日、11番議員の御質問でもお答えしましたとおり、被災状況などにより、これまでの農作物の作付が困難な場合には、災害復旧工事が完了するまでの一時的な対応策といたしまして、例えばソバなど比較的栽培しやすい品目の提案など、一定の農業収入が確保できるよう営農面での助言等を行ってまいりたいと考えております。

また、災害復旧工事に係る個人負担を軽減する支援策につきましても、慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） 昨日もソバの話は聞いたんですけども、ソバを例えば植えられるだけの農地があればいいんですけど、壊れてしまった、砂がかぶった、要は耕作ができるまでどうするか。そこは、もう物ができないんですよ。そういうところに対しての補助といいますか、支援はどういうふうにしてもらえるのか、その辺が知りたいんです。

まず、いろいろ要望書、農林水産省をはじめとして各方面に要望書を上げておられます。これは当然のことだと思いますけど、まず、市が独自でしっかりと農家を守るという姿勢が求められると思います。その辺がいまちょっと雲南市の場合、その辺の誠意が見えないと思いますけれども、しっかりアピールしてください。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 土砂の堆積した農地につきましては、今週から土砂撤去に対しましての支援制度を創設をし、開始をしておりますので、その制度を御活用いただきたいというふうに思っております。その他の支援制度につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。こちらにつきまして活用等をしていただくよ

うに助言をするように、周知等を図ってまいりたいと考えております。

○議員（５番 鶴原 能也君） 一時的な支援じゃなくって、私は、一定の水準の生活の確保ですから、所得保障的な金銭支援、これを強く望みます。今回これだけの農地、農業施設に被害が発生しています。市としても、お願いだけでなく、最大限の支援をしないと市内農家の減少が加速すると思いますが、この点についてはいかがですか。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 市といたしましては、そうした離農等が起こらないように努めてまいりたいと思っておりますので、先ほど申しあげました支援等を活用して農業の継続を図っていただきますように指導等を行ってまいりたいと考えております。

○議員（５番 鶴原 能也君） 時間限りありませんので、この辺にして、被災した農地の中山間地域等直接支払交付金の対象面積と、交付金の額を伺います。また、今後復旧計画を策定しなければなりませんけれども、この計画に基づく復旧が実施されなかった場合、遡って返還しなければならないのか、併せて伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 中山間地域等直接支払制度につきましては、現在、各協定の皆様方に対しまして被災状況の報告と復旧に関する調査を依頼をいたしまして、被害面積と交付額の把握を進めているところでございます。

被災した対象農地がある場合につきましては、各協定組織におきまして、被災農地の復旧について御判断をいただき、復旧に当たっては本年１１月末までに復旧計画を策定していただくこととなります。

復旧計画を策定し、計画どおり復旧を実行されれば、今後も引き続き交付金が交付されますけれども、何らかの理由により復旧されない場合、その対象農地につきましては、本年度、令和３年度に遡り交付金の返還となるところでございます。加えまして、協定内のその他の農地につきましても、復旧予定年度以降の交付が交付されなくなるというものでございます。

このため、県への要望といたしまして、水稻作付等実施をしているにもかかわらず、今後、災害復旧を行われない農地につきましては、今年度の交付金が交付されないことや、復旧計画に掲げました農地で復旧が実施されない場合につきましては、先ほど申しましたように遡及返還が生じることなどにつきまして、営農意欲の維持の観点から、この改善を国に働きかけるよう求めているところでございます。

○議員（５番 鶴原 能也君） 復旧を考える上で問題となるのが、利用権を設定し

た水田であると考えます。特に地主さんが高齢者で後継者がいない、また、お願いして作ってもらっている農地については、復旧に要する時間とか、特に自己負担額が高額となった場合、もう復旧等の措置を行わず、農業の継続を断念されることが本当に懸念されます。復旧計画の策定も、今後の農業の継続等を視野に入れた難しい作業になると考えます。また、早急に作成しないと、引き続き交付金を受け取ることができなくなる可能性もあります。市の復旧計画策定の考え方、指導について伺います。また、市が自己負担額の一部を負担すること、遡及返還額を補填する考えはないか、併せて伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 利用権の設計をされております農地につきましては、基本的に地権者と耕作者で協議をしていただきまして、復旧を進めていただきたいと考えておりますが、場合によっては市が相談に応じ、地権者が災害復旧を断念されないよう努めてまいりたいと考えております。

また、復旧工事に係る自己負担につきましては、先ほどお答えしたとおり、負担軽減に向けました支援策の検討を慎重に行ってまいりたいと考えております。

加えて、復旧計画につきましては、スムーズに策定が進むよう、各協定組織に対しましてきめ細やかに適切な助言を行いたいと考えておりますので、現時点で遡及返還に係る市の負担などにつきまして想定はしていないところでございます。

○議員（5番 鶴原 能也君） 何といたっても、先ほども言いましたけど、市がしっかりと雲南市の農業を守らなくてはいけないという姿勢、これを見せていただかないと、本気で農家の皆さん、考えてこられないと思いますんで、その気持ちで、遡及返還額とかそういう分については、またこれからお話をさせていただきたいと思います。

次に、利用権設定による集積など、現在、市の補助金について、来年度以降どういうふうにされるのか、考え方を伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 市の担い手農地集積補助金につきましては、認定農業者の皆様方が利用権設定された農地につきましては、この農地を対象に10アール当たり年間2,000円を交付しているものでございます。

本補助金につきましては、令和元年度から今年度までの3年間を補助期間として実施をしており、来年度に向けては事業の見直しを行うこととしておりますが、このたびの災害による影響などがあつた担い手農家の皆様方への配慮も含め、この見直しに当たっては慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） よろしく申し上げます。

では、認定農業者の認定基準に、年間所得目標があります。来年以降は、このまま

でいけば収入減となることは確実でございますし、収入見込額の算定が困難となることも考えられます。この認定基準の緩和など市のほうで考えていただくことができないのか伺います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 認定農業者の認定要件となります所得目標は、平成26年度に策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づくものでございます。農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、現に成立をしております優良経営事例を踏まえ、他産業並みの年間農業所得、年間労働時間を実現できるものとしており、直ちに本水準を緩和することは本市におきまず安定的農業経営の実現の趣旨にそぐわないものと考えております。

また、認定農業者の認定期間は5年間になっており、期間中に農業所得が基準以下になった場合でも、直ちに認定を取り消すものではございません。現在、認定農業者の皆様方を含めました担い手農家の皆様方に対しまして、このたびの災害に係る農作物被害の調査を行っておりますので、調査結果なども踏まえ、認定農業者の皆様への指導や支援に努めてまいりたいと考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 6月議会で農産物の販売価格の中で全てを補っていただく、これが農業本来の姿であると、ある担当部長さんの農業論を聞かせていただきました。ですが、今は、この考え方、少しの間忘れていただいて、農業本来の姿に戻すため、市としてしっかり支援していただくよう要望いたします。

多くの水田が壊滅的な状況であることに加えまして、新型コロナウイルスの影響による需要減による厳しい販売見通しから、21年産米の買取り価格が大幅に減額となる旨の報道がありました。また、農業資材の値上げの話も聞いております。このままでは経営難から農業の継続を断念する農家が多くなることを心配いたします。雲南市として、農業を守るための具体的対策を伺います。

○市長（石飛 厚志君） 米価の下落に対する対策について御回答いたします。

米価の下落に対しましては、国による飼料米への転用強化や備蓄米の買い増しなどによる流通量の調整などによりまして、米価の回復と安定を図ることを国に求めてまいりたいと考えております。また、平成26年の米価下落の折に実施されました緊急の資金貸付けなどの対策につきましても、対策が講じられるよう働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○議員（5番 鶴原 能也君） 日本全国で取れる米の、島根県、約1%でございます。そういうことも想定した中で対策を取っていただきたいと思っております。

続きまして、市長の施政方針について伺います。市長は、令和3年7月豪雨災害に

ついて、幸いにも人的災害が発生しなかったと、幸いという言葉が使われております。市長には、雲南市は決して人的災害など発生させない体制で臨むという気概で対処していただきたいのですが、所見を伺います。

○市長（石飛 厚志君） 幸いにもと申し上げましたのは、これまでの自然災害とは桁違いの被害をもたらした今回の災害で、人的被害を免れたことがまさに奇跡的なことだったとの思いからでございます。レベル5、緊急安全確保の発令も、とにかく身の安全を確保しなければならないとの思いから、迷わず判断したところでございます。

今後、いつ、どこで発生するか分からない大規模災害を想定し、今まで以上に体制を整えていかなければならないと考えております。今後、検証もしっかり行いまして、体制の整備などの備えをより一層講じてまいりたいと考えております。

開催日：令和 3 年 9 月 8 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 4 日 9 月 8 日）

○議員（6 番 梶谷 佳平君）

次の質問に入ります。指定避難所についてでございます。

先般の豪雨災害時に開設された避難所を実際に見てみました。畳の部屋もありますけれども、中にはこんなふかふかなじゅうたんじゃなくて硬い床の上にスポンジをさっと敷いて 2 メートル四方を囲われて、さらに高さが 1.5 メーター。そういう場所を避難所として提供されておまして、ここの中に入ると圧迫感があってとても一日我慢できないなというふうに感じたところでございます。避難所の設備の充実についてということはそういう部分もありますけれども、昨日も議員から質問がございましたが、高齢者の多い雲南市として、また弱者対応として指定避難所とされたところには当然冷暖房、厨房、更衣室、多目的トイレとか、ジェンダー用も含めてですけれども、それから授乳室、段ボールベッド、車椅子とかいう部分が当然整備されていると思いますけれども、さらにもっと広いスペース必要だと思いますがどうでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 指定避難所につきましては公共施設を指定しておりますが、現状においては地域に適した施設がない場合、基本的に災害危険区域外に立地している公共施設、危険区域内であっても二階建て以上の強固な建物など、基準を満たす施設をやむを得ず指定している場合もございます。公共施設は本来の用途に応じて整備されており、冷暖房、厨房、更衣室、ジェンダー用の多目的トイレなど全ての施設が整っている状況にはなく、直ちに全ての避難所を完璧にすることは困難というふうに考えております。

避難所は避難者の必要最低限の生活のために必要なことを優先することを基本としておりますが、現状の施設で可能な限りこうした要望への配慮した対応ができるように努めていきたいというふうに考えております。

○議員（6 番 梶谷 佳平君） 1 日程度であれば我慢できますけれども、2 晩、3 晩というふうな長期化になってくればやはりいろいろと問題が出てくると思います。そういうふうな部分で、最近ベッド、椅子というふうな生活が慣れてくるとそういうふうな部分も段ボールベッドとかも必要になってくるんじゃないかなと思います。

ちなみに、県立大学の教授で災害避難所等のアドバイスができる人材がいます。お金をかけずにそういうふうな、多少旅費は払わないといけないと思いますけれども意見を聞きながら、早くそろえなきゃいけないものとかそうじゃないものというふうな部分を優先順位をそういう方たちの意見を聞きながらつけていただきたいと思いますし、これから加茂交流センターとか新しい施設もできます。そういうふうな部分もそ

ういったようなところでの弱者対応をお願いしたいと思います。

続きまして、避難所開設に伴う経費について質問させていただきます。

指定避難所の運営費は大小いろいろありますけれども、1日当たりどの程度費用を要するのかというのを把握していらっしゃるのでしょうか。

また、開設した指定避難所の施設運営費用、今回運営された費用、人件費は支払う予定があるのかお聞きいたします。

○政策企画部長（西村 健一君） 災害救助法が適用された場合の国の基準では、避難者1人当たりの基本額は330円以内となっております。

指定避難所の運営経費で必要なものにつきましては、人件費も含め支払う必要があるというのが基本的考えであり、実態をよく精査した上で対応していきたいと考えております。

また、地域自主組織におかれましては、自発的に夜間対応や保有されている災害備品の使用、炊き出し対応などをしていただいておりますので、実態をよく精査した上で御協力に一定の経費で報いる方向で検討しているところでございます。

○議員（6番 梶谷 佳平君） ぜひその報いる方向でお願いしたいと思いますけれども、そういうふうなお話は事前に地域自主組織様とか自治会の皆様とお話をしておく必要があったのではないかなというふうに思いますが、そういう話はされておりますでしょうか、お伺いします。

○防災部長（高田 浩二君） 避難所の運営につきましては、昨日の一般質問にもお答えをしたところでございますが、避難所の運営について細かく決めておりますマニュアルもございます。このマニュアルについて、少し自主組織それから避難所対応される皆さんとの協議が十分でなかったということは反省をしておりますので、議員に御指摘いただきました内容について、今後の検証を含めて次へ備えてしっかりと協議をしていきたいというふうに考えております。

○議員（6番 梶谷 佳平君） 十分ではなかったということですが、実際に聞いてみると話はなかったということを私は聞いております。そういうふうなことを話される方もいらっしゃいますので、災害は雪も同じです。ですから、とにかくそういうようなマニュアルの部分もいろんな災害がありますけれども、きちっと自主組織の方々と協議をしていただいて、こういうときにはこういうふうな経費が出るよと。食事は幾らぐらいまでとか、今330円とおっしゃいましたけども、それでは食事も出せない状況ですので、そういうふうなことも炊き出しとしてどういうものを出したらいいのかと皆さんもいろいろ苦心をしておられます。困っておられる方を助けるた

めに皆さん本当に一生懸命努力しておられますので、ぜひそういう部分もきちっと話を
をしていただいて、皆様の誠意を無にしないようにしていただきたいと思います。

開催日：令和 3 年 9 月 8 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 4 日 9 月 8 日）

○議員（1 番 多賀 法華君） 議席番号 1 番、多賀法華です。今定例会一般質問に 1 項目の質問を通告いたしました。通告に従い、一問一答方式で質問をいたします。初めて一問一答方式での質問です。ゆっくり分かりやすい答弁をよろしく願います。

今回は、災害についての質問をさせていただきます。

まずは、7 月 6 日からの大雨により被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げます。今回の災害で人的被害がなかったことは、地域自主組織、自治会、民生委員、消防団の皆さん、またケアマネジャーさんや福祉関係の事業所の皆さんほか様々な方々の自助、共助の力があってとのことと思い、そのお力に感謝いたします。社協さんの災害救援ボランティアセンター支援活動には、励まされた方がたくさんおられました。ボランティア活動をしてくださったたくさんの方々にもお礼申し上げます。

そして、災害発生時から一生懸命復旧に御尽力いただいている建設業界の皆さんにも本当に感謝しております。道路の土砂が撤去されたときは、本当に心からほっと安心いたしました。また、市役所の皆さんが初動から応急復旧、ボランティア活動の参加まで御尽力いただいたことにも感謝いたします。特に今回は浄水場の浸水や停電による故障のため、断水の期間が長かったです。日頃水道を使えることのありがたさを皆さんが切に感じておられました。断水についてはもう少し情報が届いてほしい部分はありませんが、早朝から遅くまで給水車で御不便かけて申し訳ないですと車まで水を運んでくださる親切な対応、水が一番大事だけん、水が届くのが半日違うだけでも違うけんといって本当に夜遅くまで復旧を頑張ってくださいました。

さて、地球温暖化のためか全世界各地で起こる異常気象、災害。日本では大規模な災害が続く中、それまで行政主体であった災害対応が行政だけでは限界になり、自分の命は自分で守るという私たち市民の意識改革が必要となりました。行政が守る側、市民が守られる側ではなく、自助、共助、公助が一体となった災害対応への変革です。

雲南市でも市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として雲南市地域防災計画があります。地域自主組織を中心に、日頃から各自での防災グッズの用意の声かけや避難訓練などが行われるところも多くなり、雲南市民の意識改革は少しずつ進んできたところであると思います。

今回の災害で、私自身が個人として、議員として何ができたのか、もっと早くもって何かできなかったのかと反省することばかりです。地域自主組織の方も、マニュアルのように現実にはならなかった、マニュアルを實際使えるものに見直していく必要が

ある、結局マニュアルを開かなかった、災害時のボトムアップの重要性を感じた、まずは自分たちで情報を集めつなげていくことが大事と分かったなどの声を聞きました。

私の一番の反省点は、まずは最初に甘く見ていたことです。何かあったらどうするかとは想像しながら、でも災害はどこか人ごとのように思っていたところに本当に今回のような災害が起きて、やっと自分事になりました。例えば私の地元は中野ですが、中野はいろんなルートがあり、災害が何かあってもどこかの道は通れるけん大丈夫と思っていました。でも今回の災害、あすこも通れん、ここも通れない、どっから帰れるんだあかだったんです。道路の情報共有をどのようにしていくのがよいのか、みんなで日頃から考える必要があります。今回の場合は、確かに道路の被害箇所が多過ぎて正確な状況を把握し情報共有するのは難しかったとは思いますが。ただ、県道では島根県道路規制情報で分かりやすく載せてあるのを見ると、市道でもできるのではないかなと期待してしまいます。

また、雲南市のウェブハザードマップに地図上に示す記号の凡例に通行止めの記号が載っており、ここに道路状況も盛り込めるのではないかと考えてしまいましたが、今回データが重くて使えなかったと聞きました。せっかく作られたのですが、これからもそれは使えないということでしょうか。

○建設部長（小村 利之君） 今回の豪雨災害の発生時におきましては、多数の通行規制路線が発生する中、規制情報の発信をするためにホームページにこの規制情報を掲載を行いました。その掲載内容が文字情報であったため規制情報が分かりにくく、市民の皆様、それから道路の利用者の皆様に大変御不便をおかけいたしました。

今後につきましては、掲載内容またこの交通規制路線の情報を地図上に位置情報として分かりやすく情報提供するため、ホームページの掲載内容の改善を図ってまいりたいと思います。

また、御質問のありましたハザードマップの地図上に載せることが可能かということでございますけども、この点につきましては、今後どのような媒体を利用すべきかというところは検討してまいりたいと思います。

○議員（1番 多賀 法華君） 今答弁にもありましたように、本当に市道何々線と書かれていてもどこのことだあかと皆さんが分かりづらかった部分があります。改善していただけるということで、ぜひよろしくお願いいたします。

今回、落雷により電話、告知放送受信機、テレビが壊れてしまい情報が全然分からなかったところもありました。防災無線システムの整備をしてもらったことは、本当に心強いことだと思っています。現在、戸別受信機の配布はどの程度終わっているのでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 防災無線の戸別受信機につきましては、8月末現在におきまして市内の世帯から約1万250件の貸与申請をいただいております。このうち約97%が各世帯への配達が完了しております。残りについても、間もなく配布が完了する見込みと考えております。

○議員（1番 多賀 法華君） この戸別受信機ですが、申請をされなかった方の中に告知放送の機械の更新かと思って申請をしなかったという方もおられたと聞きました。もしかしたら、ほかにもこの戸別受信機というのが何のことか分からなくて申請をされておられない方がいるかもしれません。戸別受信機の申請をまだされてない方に今回の災害でこういった情報孤立になった方がおられたということと、この戸別受信機の必要性をしっかりと周知していただいて、10月からスムーズに運用開始できるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、いろんな世代に伝える必要もあると思います。この戸別受信機が届いても何か分からなかったり、箱に入れたままだったり、コンセントを差さずに電池だけ入れていつの間にか切れていたりとか、使い方を家族みんなで共有することも必要ではないかと思っています。うちにはないのなど、家族で確認もできるかもしれないです。年代が違えば情報の取り方が違うので、いろんな媒体で戸別受信機について情報発信が必要だと思います。

ちなみに、この戸別受信機もやはりコンセントでつないでいたら落雷で壊れる可能性はありますでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） さきに御意見をいただきました戸別受信機の設置についてでございますが、おおむね既に申請していただいたところは配布の見込みが立っておりますので、今後、戸別受信機まだ申請し忘れてたというふうな御家庭へ向けて、さらに周知を行っていきたいというふうに考えております。

それから、落雷等で故障があるかということについてでございますが、やはりコンセントにつないでいる状態ですと可能性としてはあるというふうに思っております。ただ、停電等対応ができるということですので、落雷で故障ということが最悪の場合はあるかと思いますが、多くの地域が停電した場合等にも停電情報などお知らせをすることができますし、今回停電で水道など断水情報などが伝わらなかったというところもありますけども、多くの地域で停電された場合には有効な手段として使っていけるものと考えております。

○議員（1番 多賀 法華君） この戸別受信機もやはり落雷で壊れる可能性があるならば、もしかしたら平常時はコンセントに差さずに使っておいて、告知放送などで

そういった情報があったときに電池を入れて使い始めるとか、どういふこの使い方が有効かというのはちょっと考えないといけないのかなと。せつかく、もし電話も使えない、テレビも使えない、ページングも聞こえないみたいな可能性があった場合にはこれは別に取っついたらいいのかとか、ちょっと検討していただけたらと思います。

次の質問に移ります。12月の一般質問で、情報の共有としてLINEの検討をお願いしました。早急にLINEの開設を検討し運用してもらったため、LINEで情報が知れてよかったとの声を聞きました。災害前までは登録者がたしか300名程度でしたが、現在1,200名以上の登録者となっています。登録者の方を増やせるようホームページでの呼びかけ、市報での呼びかけはされていますが、例えば転居してこられた場合に登録を勧めるなどの取組はされる予定でしょうか。

また、市内のお店などでQRコードを読み込めるよう置いておくなどの取組が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○政策企画部長（西村 健一君） 雲南市公式LINEは本年6月1日から運用を開始しておりまして、8月26日現在1,276人の方に登録をしていただき、日々登録者が増えている状況でございます。

今後も市役所窓口でのPRや市報へQRコードを掲載するほか、交流センターや市内の店舗へも積極的にチラシを配布しながら登録者を増やしていきたいと考えております。

○議員（1番 多賀 法華君） 登録者を増やしてもらえよう、私たちこちらも呼びかけを頑張っていきたいと思っています。

今回の避難所の開設について、把握していないことが多かったのも自分の反省点です。指定緊急避難所、指定避難所、福祉避難所、臨時の避難所の違いと避難所の開設はどこがするのかを伺いたいと思います。

○防災部長（高田 浩二君） 指定緊急避難所は、切迫した災害の危機から身の安全を確保するために避難する場所であり、公園、広場など屋外の安全な場所を指定している自治体も多くございます。また、指定避難所は災害により住宅を失った場合等において、一定期間、避難生活をする場所としての目的もでございます。雲南市ではこの指定避難所が指定緊急避難所を兼ねており、市が開設することとなっております。

福祉避難所は、指定避難所での共同生活が困難な高齢者、障がいをお持ちの方等要配慮者及びその支援者を受け入れる施設となっております。雲南市が必要と認めたときに事前に協定を締結した社会福祉施設に依頼し、開設をすることとなっております。

臨時避難所につきましては臨時的に避難をするということで、雲南市におきまして

は一時避難所と呼んでおりますが、住民の方自らが開設をされ一時的かつ自主的に避難をされる施設で、この際は市役所の職員の配置を行っておりません。住民のそれぞれの方同士の助け合いによる運営を基本としているもので、多くの場合、自治会の集会所などを一時避難所として使っておられることが多くなっております。

○議員（1番 多賀 法華君） 今回、指定避難所も福祉避難所も何かあればすぐに開設され、いつでも避難できると思っていた市民の方が多かったように思います。実は、私も恥ずかしながらそう思っていました。特に、福祉避難所がなかなか開設されないものだということは今回分かりました。建物に指定避難所のマークがついているところや日頃ウェブハザードマップを見て確認している人は、あそこは指定避難所だから何かあれば行けばいいと思っておられるかもしれません。特に災害時、放送が聞こえるところにいなかったり携帯が通じなかったりなどと、記憶が頼りになるときもあると思います。せっかく避難してもそこでは開設されていませんと言われると、自助の力が半減してしまいます。今後、検証された上でこの避難所についての違いや開設の説明など分かりやすいものを周知する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 議員御指摘のとおりと思っております。避難所についての違いや開設の方法について、十分に住民の皆様にお知らせをする必要があると思いますので、出前講座また市報などを通じまして、あらゆる機会を捉えて住民の皆様にご説明をしていきたいと考えております。

○議員（1番 多賀 法華君） 周知をしてくださるということで、よろしく願います。

また、この周知方法に関しては、小・中学校、高校で避難訓練に併せて先ほどの戸別受信機についてや避難所について、警戒レベル1から5の避難情報の説明などを行うのも一つの方法かと思いますが、いかがでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 御指摘のとおり、あらゆる情報を市民の皆様にお伝えする必要があると今回の災害で考えたところでありますので、十分に伝えてまいりたいと思っております。

また、避難所に移動される際、移動される市民の皆さんが避難に余裕があるときなど、何を持ち出したらいいか、どういう準備をしていったほうがいいのかというようなこともしっかり伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議員（1番 多賀 法華君） では、あらゆる機会を使って情報を届けてくださる

ということで、よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、今回、在宅系の福祉サービスを利用中の高齢者の方はどこに避難すべきか分からず困ったと聞きました。例えば避難行動要支援者の避難支援計画をつくっていて、そのプランには避難は福祉避難所となっていて、事業所を利用中だと事業所としては一般の避難所に避難することになっていることもあると思われるのですが、その場合はどこに避難するのでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 在宅系の福祉サービスでございます。例えばデイサービスを利用されている方は、基本的に家族の元に帰られて指定避難所に避難いただくこととなります。指定避難所に行かれてもそこでの避難生活が困難な方は、福祉避難所に移動していただくという形にしております。ただし、避難の緊急度合いによっては事業所内で待機をしていただいたり、事業所があらかじめ受入れをお願いをされております避難先施設に職員とともに避難いただく場合もあると想定もされます。

なお、在宅サービスの中でも認知症グループホームのように常時施設に入居されている利用者につきましては、事業所全体で避難先施設に避難されることになっております。

○議員（1番 多賀 法華君） 先ほどの答弁でもありましたが、あらかじめ受入先とか先ほどのグループホームなどの計画というものが今回本当に計画が立っていても、その計画が実用できるかどうかというところまでやはり連携してチェックをしていただけたらと思います。

8番議員の質問でもありましたが、この指定避難所と福祉避難所の同時開設は必要ではないかなと私も思っております。今回も一度移動してまた移動するなら家におけるわと言われて、避難されなかった方もおられたと聞きました。この避難行動要支援者の計画というのをせっかくつくっていて、避難は福祉避難所とされている方というのは要支援者の中でもまた限られた人数になると思いますので、この方の把握とかを日頃から市と福祉避難所になっている施設と一緒にしていただけたらと思います。

自主組織におられる第2層の生活支援コーディネーターさんやケアマネさんほか福祉サービス事業所さんも含めて、地域ケア会議などで取り上げて活用して情報共有できるというのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 8番議員の御質問に答えたとおり、基本的な考えとして同時というのは非常にいいということは分かります。ただ準備が必要だということと、すり合わせが大分必要かというふうに思っておりますが、方向性としてはそれがなるようにしていきたいと思っております。

それと今回災害が起きまして、ケアマネジャーさんを含めましていろんな御意見を

いただいております。これによりまして今集約もしております、それはまた振り返りも行っていきたいと思いますが、先ほど議員のほうからありました地域ケア会議で議論してはという御意見もありました。例えば9月の15日、間もなくなんですけれども、特に三刀屋、木次のエリアのほうでこの地域ケア会議が開かれまして、この災害についての話し合いをケアマネジャーさんとか包括支援センターとか市も参加してやるということになっておりますので、そういうところでもこれから話はしていきたいというふうに思います。

○議員（1番 多賀 法華君） 日頃からの連携のためにも、こういった地域ケア会議などを活用していただけたらと本当に思います。

ただ、健康福祉部の方、早めにそういった情報収集とか反省点をされたみたいで、8月の台風のときには早速そういった情報共有を市のほうからも積極的にされていたと聞いておりますので、今後早急に改善されていくことと期待しております。

次の質問です。今回、デイサービスやショートステイからの帰宅困難者もあり困られたと聞きました。先ほどのやっぱり福祉避難所だと、これは市の職員の配置があっても介護などの対応は基本御家族になるということから、在宅のケアマネさんが緊急ショートなどの調整をすることを優先的にされたと8月の教育民生常任委員会で聞きました。

雲南広域連合で災害時の緊急利用は柔軟に対応されてよかったようですが、一方で17時15分になると電話が繋がらなくなり相談ができなくなったとも聞きました。災害時は雲南広域連合の担当とつながるよう連携を取るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 災害時等の雲南広域連合と介護保険事業所との連絡体制につきましては、今後雲南広域連合で検討されるというふうに伺っております。

○議員（1番 多賀 法華君） 検討される方向でということで、よろしく願います。

次の質問です。在宅で暮らされている方で医療依存度の高い方が今回のような災害で家に帰れなくなった場合、もうなじみのショートステイが確保できればよいですが、なかった場合市として受け入れる手だては持っておられるのでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） 災害時には、ショートステイ等の介護保険サービスの定員超過利用がこれは制度上認められております。まずは受入れ可能な介護サービス事業所を探し、担当の介護支援専門員、ケアマネさんですけれども、中心にサービス利用の調整をしていただくこととなります。

ショートステイでの受入れが困難な場合ですけれども、これは避難所で可能な限り設備や人的な療養環境を整えることとなりますので、今後この介護支援専門員、ケアマネさんや介護サービス事業者の皆様等とも御相談させていただきながら、体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

○議員（１番 多賀 法華君） これは災害がどこであるかにもよりますけれども、雲南市立病院さんとの連携も必要かと思いたしますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（狩野 明芳君） いろんなところで意見集約とか振り返りをしたいと思っておりますので、その中で市立病院との連携日頃からもしておりますので、含めましてまた検討もしてまいりたいと思っております。

○議員（１番 多賀 法華君） 医療依存度が高い方は、やっぱり介護施設ですとずっと使っておられる方は大丈夫かもしれませんが、緊急ショートで今まで行ったことがないところというところはなかなか受け入れてもらえない可能性もあるかと思いたます。医療機関との連携もしっかりしていただけたらと思いたます。

この緊急ショートの受入れというもの、先ほども言われました。定員超過の利用ができるということですが、やはりこの介護の人材不足があるということがあると、その辺も使いにくいとかショートステイの不足があるということがあるとこういったときに影響が出てくると思いたます。なので、介護人材の確保についてはしっかり力を入れていっていただきたいですし、１０番議員の質問のときにありましたショートステイの撤退のようなことがあると、やっぱりそこも市もしっかりと状況把握をしていっていただきたいと思いたしております。

前回の一般質問の答弁でショートは足りているように市は言っておられましたが、不十分だと思いたうという声やっぱり関係者の方からはありました。また、こういったデイサービスから緊急ショートの場合、デイでは昼の薬しか用意してないわけですから、夜と次の日の薬をどうするかということも困ってしまいます。今回も道が遮断されて家に帰れない、家族も行くことができないということで、病院と薬局と介護施設の連携が必要だったということも聞きました。そのほかにもやはり緊急ショートだとその方が普通食なのか刻み食、ソフト食、ミキサーなどその食事形態に気をつけたりとか、その方がトイレの場所を覚えられるのか、それともポータブルトイレを使用する方なのか。あと、またポータブルトイレやベッドの高さの調整とか、そういったことも必要になってきます。こうしたお互いの仕事の理解を日頃からしておくことも、連携をする上で大切であると思いたます。

私たちも行政の皆さんの仕事をもっと知る必要があると思いたっています。９番議員も言われたように、合併から約１８０名も行政職員が減っているということを知ってい

るか知らないかだけでもこういった連携に違いが出てくると思います。お互いの仕事を理解し尊敬し感謝し合えていれば、緊急時の連携もスムーズになると思っています。

次に、接遇についてです。

6月の一般質問で、私は接遇について質問をいたしました。今回の災害で職員の方の対応に大変悲しい思いをしたと、地域問わず何人もの方から聞きました。前回も言いましたが、用事があるから、困ったことがあるから市役所や総合センターに行ったり電話をしたりするのです。これはここではできません、ここでは分かりませんと一言で終わるのではなく、解決につながるよう一緒に考えていただきたいです。特に災害時の接遇については、被災した方の気持ちになって対応してもらいたいです。

6月の一般質問の後、期間は短いですが、どのような取組をされたのでしょうか。例えば目指すべき職員像のPDFを職員メールで送ってみんなで確認することなど、すぐにできることと思います。小さな取組でよいですので、されたことがあれば教えてください。そして、もしされたのであってもその方法だけでは不十分だったということであるので、違う方法も御検討ください。

○総務部長（嘉本 俊一君） 令和3年6月の市議会定例会の一般質問におきまして、議員からの御指摘をいただきました。

その後、7月の30日ですけれども、これは部長会議といいますと市役所の庁議でございまして。この場におきまして、接遇向上の取組の再度の徹底について職員周知を行いました。市では接遇マニュアルというものを策定しておりますので、その接遇マニュアルを用いまして接遇向上のためには職員一人一人が改めて接遇の大切さを認識し、市民の立場に立つ心構えを持つこと、そしていま一度自分自身の接客態度について振り返り、市民から信頼される職場、親しまれる職員を目指して接遇の向上を心がけることが大切であると、この接遇マニュアルの再度の配付を行ったところでございます。

しかしながら、再び御指摘のような悲しい思いをされたとのことでございますので、その辺は大変申し訳なく思っております。接遇のそうした改善は到達点というものはございませんので、引き続き職員と相談をして確認をし合いながら、向上を目指して進めてまいりたいと思っております。

○議員（1番 多賀 法華君） 市民目線でしっかり対応してくださる職員の方もたくさんいらっしゃるんですが、悲しい対応をされる方がいるとそればかりが目立って、市役所全体の印象が悪くなるのは本当にもったいないと思います。接遇は個人の問題ではなく、組織の問題だと私は思っています。職場の良好な人間関係が豊かな意思疎通を生み、必要な情報の共有と職場の活性化、そして接遇にも影響してくると思っています。まず組織内で風通しがよいこと、上司、部下関係なく意見を言いやすい環境

であること、これを言ったらどう思われるんだあか、あの人の気に障るかもしれないなど、必要以上に気にしなければならぬとコミュニケーションが消極的になります。そうすると、市民のニーズに自分の分かっている範囲で淡々と答えてしまうだけになるかもしれません。逆にコミュニケーションが取りやすい状態であれば、これは自分では分からないけど〇〇先輩に相談してみようかとか、違う部署の〇〇さんなら解決してくれるかもつなぐことができるかもしれません。接遇のマニュアルや研修などをすることも一つの方法とは思いますが、連携という点からもこの縦割りの行政に横串をしっかりと刺していくことを意識した部署間の異動が定期的な公平にあることがよいことと思います。

特に、今回連携という点において、5番議員の質問で市長部局と教育委員会の連携について少し私は疑問が残りました。情報の共有が密にされていけば、道路の大変な状況などから保護者へのメールへの一言、保護者さん、急いで迎えに来なくても大丈夫であるなどのいたわる言葉を付け加えることができたのではないのでしょうか。

次の質問です。土地などの民間同士のトラブルに対する相談窓口の創設が必要と考えます。

自然災害でありわざとしたわけではないのですが、大変心苦しく思っている方もおられます。間に立ってもらうだけでもよいので、わだかまりの残らないよう、住みにくくならないようサポートが必要であると思いがいかがでしょうか。

○総務部長（嘉本 俊一君） 土地などの近隣とのトラブルは民事上の問題が多く、民事問題には行政が介入することができないため、当事者同士での話し合いにて解決をしていただくことになろうかなと思っております。

弁護士会による法律相談などもございまして、今回の災害におきましても島根県弁護士会による自然災害無料電話法律相談といったものも行われておりますので、そうした点を市としても御紹介をしながら御利用いただければというふうに思っております。

なお、今般の災害復旧の中におきまして、そうした復旧事業を推進していく上で地元との協議調整は不可欠でございますので、そうした点での御相談が有りますればそれは適宜担当課でお受けをしていくということでございます。

○議員（1番 多賀 法華君） そういった関係のところにはっきりつないでもらうことと、やはりちょっと相談を解決ではなくってしっかりただ話を聞くだけでそれでわだかまりが残らないところもありますので、相談のほうがありましたら心を込めて対応していただけたらうれしいと思います。

次の質問に移ります。こういった今自助、互助が大切なことはもちろん分かりますが、現実問題特に山間部、平日の日中に地域におられる方は高齢者の方が多いです。

5年後10年後、自助、共助がきちんと機能するのか私は非常に心配です。地域の状態によっては地域自主組織に市職員を配置することも必要になってくると感じていますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（石飛 厚志君） このたびの災害におきましては、地域自主組織の皆様には避難所の運営等様々な御支援をいただいたわけですが、その中でも特に被害が極めて甚大だった一部の地域には、市の職員が応援に伺い支援をしていました。

一方で、それらの業務について市と地域自主組織の役割分担がどうなっているんだというようなお声も聞いております。あるいは指揮命令系統、誰の言うことを聞けばいいんだといった御指摘もいただいております。まずは今後、こうしたこともしっかりと検証していく必要があると思っております。そして地域の状態に応じて地域自主組織と市がどういう役割分担をしていくのか、そういったことをしっかり議論していくことがまず重要であるというふうに思っておるところでございます。

なお、地域の自治を尊重する立場からは、市の業務を実施することを前提とした地域自主組織への市の職員の配置というのは行うべきではないという考えでございます。

○議員（1番 多賀 法華君） 時とともに状況は変わってくると思いますので、その都度地域の方ともしっかりと連携を取っていただいて、相談しながら考えていただけたらと思います。

最初にも話しましたが、大規模な災害では行政だけでは限界になり自分の命は自分で守るという私たちの市民の意識改革は必要で、行政が守る側、市民が守られる側ではなく、自助、共助、公助が一体となった災害対応が大切です。ただ、これは自分たちの命は自分たちで守ってねと突っぱねる改革ではないと思っています。公務員の皆さんの市民の命を守ることという使命というかスタンスは変わってないと思っています。公助に必ずアクセスできるという心強さがあるからこそ、公助が行き届きにくいときには自主防災などの共助や自助で何とか頑張ろうとなるのではないのでしょうか。市民ももちろん全部行政にやってもらおうとは思っていません。災害が発生する場所によっては、行政が全く動けなくなる可能性もあるからです。

今回、接遇においてなぜ悲しいことが起こったかは、災害に対する温度差も一つの原因のように思います。それは自主組織がすることでしょうという一言、災害対応は自助と共助が大切、自主組織がするもの、個人の財産、個人のものとどこか人ごとのような対応が被災して弱っている心を余計に落ち込ませたように思います。災害のときに、縦割りではできないことや臨機応変に対応しなければならないことが多いと思います。また、今回は本庁が被災したわけではないのに、もう少し早く人員を割いて一緒にやって対応してもらえなかったのかという思いもありました。でもピンチはチャ

ンスだと思っています。今回の災害を通して日頃からの連携を深め合い、風通しのよいお互いに助けると言い合える安全安心な雲南市をみんなで作っていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

開催日：令和 3 年 9 月 8 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 4 日 9 月 8 日）

○議員（16 番 細田 實君） 議席番号 16 番の細田でございます。

質問に先立ちまして、このたびの災害で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

3 項目通告をいたしております。災害対策について、コロナ対策について、そして原発対策について質問をいたしております。いつになく丁寧に通告をしております。問題は中身でございます。丁寧な答弁をよろしくお願いをいたします。

このたびの 7 月豪雨災害によりまして、大きな被害を受けたところでございます。これに対しまして、議会の災害対策会議は議長名で災害復旧の早期実現をはじめ大きく 5 項目の提言を市長に行ったところでございます。提言と重複する部分も多々あると思いますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

災害復旧体制についてでございます。このような大きな災害ではございましたけれども、幸いにも人命が失われることなく、また人的被害がなかったことが不幸中の幸いだというふうに思っております。このことは現場を視察いたしまして本当に奇跡的ではなかったかというふうに思っております。幸い雨の集中が日中であったこと、あるいは早い避難指示、あるいはまた住民の意識、あるいは地域自主組織をはじめ自治会の皆様の適切な連携、そういったことがあったのではないかと私なりに考えておりますけれども、このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（石飛 厚志君） これまでの自然災害とは桁違いの被害をもたらしました今回の災害で人的被害を免れたことは、市民の生命を守る責務を担う私といたしましては胸をなで下ろしたところでございますが、あの状況におきましてはまさに奇跡的なことだったと思っております。それほどの大きな災害であったという認識をしております。今後いつどこで発生するか分からない大規模災害を想定し、今まで以上に体制を整えていかなければならないと考えております。

また、安否確認や避難の支援などにおきまして、地域自主組織や自治会、民生委員あるいは福祉推進委員さんなど地域の皆さん自身の御活動が、今回の災害で人的被害がなかったことに少なからずつながったのではないかと感じております。今後ともこうした地域の力を守っていかなければならないと改めて感じたところでございます。

○議員（16 番 細田 實君） 次に、災害の復興体制、市の庁舎の状況でございます。このたび災害復興調整室を設置されました。その役員と人員配置について伺いたいと思います。

災害復旧に当たる部や課を残しての復興体制でございますが、屋上屋を架すことに

ならないか懸念するところでございます。災害復興調整室という名称から、市民からは災害窓口のあれは一本化だというような問いもいただいております。そうではないということも説明は受けておりますけれども、その辺を改めて説明をいただきたいと思っております。

そして、その調整室の主な任務は何かということでございます。原課がある中で調整室を設けるわけですから、どういう役割を主にそこでは担っていくのかということをお聞きしたいと思っております。

私は、このような大災害、災害復興室を設けて公共土木、農林災害一体としての災害復旧が必要と考えておりました。そういう中で今度の復興調整室という考え方でございますので、これはまた市役所全体を災害復旧室と考えての取組かなというふうにならぬに理解、納得をしておるところでございます。繰り返しますが、屋上屋にならないのか。そしてまた復興室の主な役割、そういったことは何かということを示していただきたいというふうに思います。市長の答弁をお願いします。

○総務部長（嘉本 俊一君） まず、災害復興調整室の役割でございますが、一つには災害復興に係る部局及び関係団体との業務遂行に当たっての総合的な調整、それから応急復旧と被災者生活再建支援事業に関する調整、そのほか被災者に寄り添った復興事業の実施を主な内容としております。災害復興調整官を室長として、2人の兼務を含む室員3人の体制での業務に当たることとしております。

災害関連事業等の実施に当たりましては、主に公共、農林の各部局とも所掌事務に基づき責任を持って対応していくこととなりますが、災害復興調整室が中心になって全体の情報の共有と連携を密にしていくことを行ってまいります。業務等の重複がないように、起こらないような形での対応をしていきたいと思っております。

○議員（16番 細田 實君） ぜひ私が心配する余計な混乱がないような、そしてまた上部機関あるいはまた地元、そういったところの調整がうまくいくように、そこを中心としながらやっていただきたいというふうに思っております。

ただ、私はこれはいろいろやってみないと分からない点が多々あるのではないかなと思っておりますので、そこはやってみた上でまた組織の改編、そういったことも私は十分あり得るというふうに思っております。その辺も柔軟に対応しながら、復興に取り組んでいただければというふうに思います。

次です。災害発生時から今日まで、災害対策会議などで現場から様々な反省点、もちろんよい点も上がっているというふうに思っております。それらの現時点での集約もしながら、次に備える必要があるというふうに思っております。復旧で大変だけれども、異常気象の中で次に備えなければならない。今朝も大雨が降りましたが、9月台風シーズンでございます。いつ来るか分からないということでございまして、

悠長には構えていられない。現時点での集約をしながら、次に備えるというふうなことが必要ではないかというふうに思っておりますが、現時点での備え、伺いたいと思います。

○市長（石飛 厚志君） 御答弁の中で度々触れております検証していくという表現を使っておりますが、現時点で既に把握している情報もございます。その中で、すぐに対応できることはもうできるだけ速やかに対応していくという考えであります。

一方で、多くの関係者の合意を得ながら進めなければいけなかったり、あるいは防災計画という大きなフレームの見直しに関することは一定の時間が必要と考えております。いずれにいたしましても様々な観点からしっかりと検証し、今後の災害、まさに次の災害に向けた準備も進めていきたいと考えております。

○議員（16番 細田 實君） 少し具体的なことも聞きたかったわけですがけれども、何かこの辺はというようなことがもし現時点であればということも思いますが、それをお聞かせいただくと少し安心するということでもよろしく申し上げます。

○市長（石飛 厚志君） 具体的に申しますと、今回度々御指摘をいただいております情報の共有及び情報の管理、この部分につきましては、災害対策本部という部分でしっかり見直しをしていくことですぐ対応ができることと思っております。道路情報のように少しお金をかけて整備しなければならないようなものは少し時間はかかると思いますが、少なくとも現場で発生した情報を速やかに一元的に管理し、それに基づいて様々な部署との情報共有を図る。こうした体制づくりは、次の災害までのところですっきりとさらに整備をしていきたいと考えております。

○議員（16番 細田 實君） 私の以前にも多くの議員の方から質問がっております。それも含めて、すぐにできることから対策をお願いをするということになると思っています。

次に、職員体制について伺います。この分についても、数名の議員の方から質問があったところでございます。本当に今日まで、そしてまたこれからも職員の皆様大変だろうというふうに思っています。

職員がこのままでは持続可能な行政運営、災害復旧、働き方改革ができないのではないかと心配をしております。市町村合併、人員削減で地域そして現場に職員がいなくなっている弊害が災害で顕著になったのではないかと。数十年に一度の災害が毎年のように起こる状況の中で、住民福祉を維持するためには定員管理計画見直しと当面する人員配置の増が急務ではないかというふうに思いますが、これについて伺います。

○総務部長（嘉本 俊一君） このたびの豪雨災害に伴う災害復興業務に対応するためには、人材の総動員、他団体からの支援を含めて全庁挙げての対応を行っていくこととしております。そのためには、一旦は他の業務を延期または中止をして災害復興業務を優先していく対応することとしておりますが、いつまでもこのような体制ではいけないというふうにも思っております。このことから、当面直面する災害復興業務や新型コロナ対策等への対応を進めるためには定員管理計画について柔軟な対応を行って、必要な期間につきましては、計画を上回る新たな職員の確保を行わなければならないというふうに考えております。まずは災害復興を最優先に職員を配置しつつ、その他の業務につきましても職員の採用状況を踏まえつつ適正な職員配置を目指したいと考えております。

○議員（16番 細田 實君） 分かりました。現場の意見をよく聞いて、後にも述べますけれども健康状態を保ちながら持続可能な働き方、そして職場が維持できるようにお願いをしたいと思っております。

災害復旧は、3年あるいは4年で復興をするということが基本的な計画だろうと思っております。今議会でもありますように災害復旧は三、四年だと。その代わり、この間やってきた例えば道路計画とか、あるいは少し恐らく延ばさざるを得ない。できれば一緒にやっていただきたいと思っておりますけれども、一緒に発注しても恐らく落札できないような状況が、仕事が手元にたくさんあるというようなことで入札にもかかけられないというような状況も起こる可能性が私はあると思う。そうすると、たまっていた仕事がこれは先送りになるわけですね。そうしますと、三、四年は災害復旧に。三、四年の間にたまっていた仕事がまた三、四年先に工期を遅らせる。つまり災害復旧は短時間というんだけれども、実は7年8年の長いスパンでこの行政運営を考えなければいけないということになるわけです。災害復旧で終わればいいんですけども、その間滞っていた仕事を次の3年4年をかけて住民福祉の道路とかあるいは建物とか建てていかなければいけない。そういうことに私はなると思うんですね。そこも含めて、やっぱり先ほどは当面すると言いましたけれども、当面はやっぱり本当の当面じゃなくて少し長い期間をにらみながら職員の配置計画、採用計画も立てながらやっていくことが私は必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺は少し提言として受け止めていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。災害復旧をめぐる住民から多くの要望が寄せられるというふうに思っておりますし、今議会でも多くの議員がその声を市長あるいは執行部に伝えているところがございます。あわせて日常業務もあるという中で、対応する職員の健康面、メンタルを心配しております。そういった対策を職員にも、あるいはまた市民にも示して、お互いが理解し合いながら継続した災害復旧をしていかなければならないとい

うふうに私は思っております。

東日本大震災後の公務員のメンタルヘルスの取組、これにつきましては多くの調査結果が公表されております。多くの職員が急性ストレス、ASDですか、それからPTSD、心的外傷後ストレス障がいですか、そういったものを訴えているという調査結果が出ております。もちろん津波とかあるいは原発事故、放射能、それが一度に襲ってきた、その災害とは、東日本大震災はまた違いますけれども、しかし一人一人の職員にしてみれば当面する仕事というのは変わらないというふうに思っております。

そういう中で安全な災害復旧、監督、現場を監督する責任もございます。そういったことを考えると、非常にメンタル面を私は重要視しなければならない。6番議員の質問にもそういったことが言われておりまして、全く同感だというふうに思っております。

災害時における地方公務員のメンタルヘルスというのが地方公務員災害補償基金というところから出ている。恐らくこれは人事担当の方読んでおられると思いますけれども、それによりますと、非常に幾らかの災害を見るといろいろありますけども、やっぱり1割弱の人が気分障がいや不安障がい、あるいはPTSD、心の傷、そういったものを負ったという調査結果が発表されておりました。回答者の4割以上が人手不足により苦労したとか、あるいは4割がゆっくり休むことができなかった、十分な休暇が取れなかったというやなことでも出ておりまして、恐らく読んでおられると思いますので共有をしていきたいと思っておりますけれども、ぜひそういった現実が今までの災害復旧の中で起こっているということが統計的に、あるいは実態として報告されていることを踏まえれば、やっぱりそれに何とか対応しなければならないというのがまた使用者側の責務だろうというふうに思っております。その辺の対策をやっていただきたい。これについての考え方、見解を伺いたいというふうに思います。

○総務部長（嘉本 俊一君） これはこれから災害復興に向けて非常に大変厳しい中に向かっていくわけでございますけれども、災害復旧業務をスムーズに進めるためには、また安定的に維持していくためにはその業務内容をしっかりと洗い出して、業務量やスケジュールなどについて庁舎内の各部署が共通認識を持って進めることが重要だと考えております。

また、議員からも御心配いただきますとおり職員の人事面での配慮もしながら、職員が精神衛生のよい状態で仕事ができるといったことが最も大切だと思っておりますので、そうしたことに配慮しながら進めていかなければならないと思っております。そうした情報を職員はもとより市民の皆さんや受益者の皆様にも御理解をいただきながら、市全体を挙げての協力と理解を得ながら進めていくことが大切であるというふうに考えております。

○議員（16番 細田 實君） ぜひ本当に住民との関わりの中でもつらい思いをする職員は結構いると思うんですね。やっぱりそういうことも含めまして、ぜひその声をきちんと受け止めて相談体制も含めながらやっていただきたいと思います。

この報告にも書いてありますけれども、相談の一番必要な人が相談に来ないそうですね。あら危ないなと思ってる人が来ないそうなんですよ。ですから、やっぱりそこから辺は職員自らが自覚してやって、こちらから見つけるというような体制も含めながらやっていただきたいなというふうに思います。

避難対応についてです。これも非常に多くの議員から質問しております。重なりますのでできるだけ簡潔に行いますが、いろんな意見が出されております。私も地域自主組織における災害対応の振り返りシート、これを頂きまして読ませていただきました。全てとは言わないと思いますが、これに多くの現場での悩みとか市への要望、これ一読していただければ非常に、読んでおられると思いますけれども、私も非常に勉強になったと思っておりますが、市職員との関わりも非常に書かれております。ある自主組織では、非常に職員が来て頼りになったということも書かれておりました。しかし一方、非常に頼りなかったという厳しい批判もあっています。聞いてみますと、災害対策表に基づいて入ってその年の人が避難所に行ったとかというようなこともどうもあったようでして、それは頼りないですね。そういったことも実際あったというふうに思っております。これについて、それは市役所で共有していくということが必要と思いますが、その辺についての対策をお伺いしたいと思います。

○防災部長（高田 浩二君） これまでの質問にもお答えしておりますとおり、今回の災害対応についてしっかりと検証してまいりたいと考えております。その中で避難所の問題点の共有が必要かと思しますので、災害時の現地対策本部となります総合センター、それから地域自主組織と協議をさせていただきまして、今後適切な避難所運営が行っていけるよう、再度改めて今後に向けた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議員（16番 細田 實君） 雲南市避難所マニュアル概要版でございますけれども、それを読ませていただきました。やっぱりその中で書いてあったうち一番大事だったなと思ったのは、平時から地域の行政との顔が見える関係をつくっておくということが非常に重要だなということを書いてありまして、それは一番重要じゃないか。それはやっぱりすぐできるんじゃないか。やっぱり災害でも来た人が分からなかったというやなことあるみたいでして、ですからまずは避難所対応の人が自主組織に行って30分でも1時間でもいいから名刺交換をしながら、何かあったら私が来ますよみたいなことの、あるいは私は実はまだ入って1年目で何にも分かりませんがよろしくをお願いします。そういったところをすることによってこれはそうなんだということ

がお互い分かるので、まずはちょっとその辺から、時間が取れないと思うんですけども、一度に行く必要ないので五、六人行って、次何かあったら私が来ますんでみたいなところをぜひやっておけば、お互いの実力も分かりますのでいいんじゃないかなということ、これは提案をさせていただきますがいかがでしょうか。

○防災部長（高田 浩二君） 避難所の運営マニュアルについては事細かに書いてありますが、今回このマニュアルを自主組織の皆さんにお渡しぎりだったというところもありますので、派遣をしていく職員とそれから自主組織の皆さんと顔を合わせて、マニュアルがどうなっているかというようなことの協議をさせていただきたいと思います。御提案のとおり職員一度顔を出して、マニュアルの内容について確認をしていきたいというふうに思っております。

○議員（16番 細田 實君） そういうことで長い時間じゃなくてもいいですので、一度顔見知りになっていくというそういったところからまず始めれば、誰がリーダーになっていくとかか臨機応変な、これは恐らくマニュアルを作ってもそのとおりなかなかいつもいかないと思うんで、そこでどう臨機応変に対応できるかということがお互いの顔を見た関係の中でできるのではないかなと思っております。

続いて被災者支援についてですけれども、当面する最大の定住対策は被災者支援と災害復旧だということで、これは共通認識だと思っております。家屋の被災、木戸道、橋の破壊で自宅通いができない、農地破壊で耕作意欲の減退など住み続けることへの不安は非常に強まっています。これも重ねて申し上げたいと思いますが例えば木戸道の補修、補助制度は設けられているんだけど、その前に自分で直さないともう頼んでも来てくれない、業者さん。そういったもう自分でやむなくやる。あるいは自治会の重機を持ってきている方の分をやる。そういったことに領収書を取るとかそういったことはできない。例えばあるいは写真を撮って、それをもって少しの援助でもしていただけないか。そういった声もあるということで聞いております。こういった柔軟な対応というものはできないのか。そういったことも検討していただきたいと思えます。いかがでしょう。

○市長（石飛 厚志君） 今回の災害によりまして被災された皆様は、今後の生活に大きな不安を抱えていらっしゃると思います。被災された皆様がそうした将来に対する不安を抱えておられ、またそれぞれがそれぞれに異なった事情を抱えていらっしゃるという中で、市としてはそれぞれの被災者に寄り添った対応に極力努めてまいりたいと思っております。それぞれの制度がございますので、どこまで柔軟な運用ができるかということはこの場で申し上げにくがございますが、可能な限り寄り添った対応に努めるようにまいりたいと思っております。

しかしながら、行政の力だけでは十分に対応できない部分も多く残ってくると思います。励ましの言葉を送る、あるいは一緒に頑張ろうというお気持ちになっていただくだけでも違うんじゃないかと思っております、ぜひとも地域を挙げて立ち向かっていこうというお気持ちを共有していただくように、御協力のほうをよろしく願い申し上げます。

○議員（16番 細田 實君） この議会を通じて、市長から何回も住民に寄り添った対応という言葉聞きながらいるところです。それを少し本当に具体的な形で示しながら、離農とかあるいは転出、そういうのがない雲南に進み続けたい。そういう思いやりのある政策をぜひお願いします。もちろん税金を使うことですので、これはなかなか限界はあると思いますけれども、その思いというのをぜひ伝えて、できるだけの対応をしていくということですね、これを要望しておきたいと思います。

開催日：令和 3 年 9 月 8 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 4 日 9 月 8 日）

○議員（13 番 原 祐二君） 議席番号 13 番、原祐二でございます。通告に従いまして、一問一答方式により 2 項目について質問をします。

本定例会では多数の議員から豪雨災害に関する質疑がされ、執行部からも答弁が既に行われています。重複する質問については、要旨のみ簡潔な答弁を求め質問に入ります。

7 月豪雨災害による公共土木（道路・河川）災害について伺いますが、豪雨災害により被害を受けられました皆様にお見舞いを申します。また、災害対応に御尽力をいただいております皆様にもお礼を申し上げます。

最初に、道路災害により現在も全面通行禁止とされている路線数、崩土の撤去等により解除見込みの路線数、仮設道路により規制を今後解除できる路線数、復旧工事の完了まで全面通行禁止となる路線数について町別の状況と今後の見込みを伺います。

○建設部長（小村 利之君） 市道の全面通行禁止区間は、8 月末現在で 35 路線でございます。このうち、崩土を原因とする通行止めは現在行っておりません。また、通行禁止区間に対しまして迂回路が設定できる場合は仮設道の設置は行わないこととしておりますので、この仮設道設置により規制解除をする予定の路線は現在ございません。

次に、全面通行禁止箇所の内訳についてでございます。

路肩や路面の修繕作業を行い、早い段階でこの通行規制解除の見込みがある路線につきましては、現在 11 路線でございます。各町の内訳については、大東町が 1、木次町、吉田町、掛合町がそれぞれ 2、三刀屋町が 4 路線でございます。

次に、復旧工事後に交通規制の解除を予定している路線が現在 24 路線。各町の内訳でございますけれども、加茂町が 1、大東町、吉田町、掛合町、木次町がそれぞれ 2、三刀屋町が 15 路線でございます。なお、この 24 路線につきましては、現時点では解除の見込みは立っておりません。以上です。

○議員（13 番 原 祐二君） 先ほど部長から答弁をいただきました。災害が発生して 2 か月となろうとしています。いまだ片側通行でも土砂が撤去されていない場所、そして大雨が降ると水路から水があふれる箇所等があります。先ほどの答弁では、24 路線では復旧工事が完了するまで全面通行規制の解除ができないようであります。災害発生直後から、建設事業者の皆さんや関係者の皆様には休日を返上して道路の機能回復に御尽力をいただいております。崩土撤去等により解除見込みの路線 11 路線あるようですが、引き続きとはなりますが、一日も早く全面通行規制

が解除になりますよう取組の強化を求め、次の質問に移ります。

次に、本市では全面通行規制の路線名と場所をホームページ、ケーブルテレビの文字放送でお知らせをしています。計画的な道路工事におきましては、詳細な区間や工事内容、また工程について回覧や文書配布により市民への周知が行われているところでもあります。今回のような豪雨災害の場合は、豪雨による路肩の崩壊、崩土による規制箇所は先ほどの質問でもありましたように大字表示のみが表示され、詳細な場所が確認できません。日々の生活、緊急時の迂回の際には支障が生じているというのが現状であります。

全面通行禁止につきまして、デジタル地図によるレイヤー表示、先ほどもありましたが島根県の道路規制情報を参考とした方法の検討、実施の可否について伺います。この質問については同様の質疑、提案がされましたが、再度簡潔に答弁を求めます。

○建設部長（小村 利之君） 今回の災害時に各所で交通規制を行いました。全ての情報を告知放送でお知らせすることは非常に難しく、今回の場合はホームページ上に文字情報として掲載をいたしました。交通規制箇所それから迂回路等が非常に分かりにくかったという御意見を頂戴いたしました。この御意見を受けまして、交通規制路線につきまして、これを地図の位置情報として分かりやすく情報提供するため、ホームページ掲載内容の改善を行いたいというふうに考えております。

○議員（13番 原 祐二君） 確認ですけれども、先ほど部長が言われた方法は現在島根県がやっている道路規制情報、この形に近いものなのか、国交省がやっているPDFでそれぞれの場所を表記するやり方がありますけれども、こういった方法をお考えなのかもう少し詳しく御答弁をお願いします。

○建設部長（小村 利之君） 今現在考えておりますのは、島根県の道路規制情報に合わせて市道の規制情報を載せたいというふうに考えておりますが、ただしこの場合は小さい路線まで載せることができない。全ての規制情報を載せることがここにはできないという問題がございます、今雲南市として一番いい表示の仕方はどれがいいのかということを現在検討している最中でございます。

○議員（13番 原 祐二君） 分かりました。これから検討を進めていくということでもあります。

行政のデジタル化につきましては、6月の定例会の一般質問におきまして市長のほうからデジタルに関わる技術は目覚ましく発展、浸透した中で、行政としても上手に使いこなしていくことは極めて重要であることと認識していると。費用対効果を見極めた検討、取組が必要であるという答弁をいただいております。

私は、これから検討するということではありますが、デジタル地図を活用した交通規制情報の実施はこの同じシステムを活用して道路や河川、農地などの被災箇所の表示、また災害時の水道の断水エリアがどこだろうということで大変皆さんお困りになったけども、こういった断水エリアの周知をすることも可能であると思いますし、市民バスの迂回路運行もどこを通るのか、こういったことも同じシステムを利用してすれば市横断的な活用をして周知をしていく。そういった取組をぜひ検討していただき、実施をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。次に、河川災害による河川内への崩土や倒木、流木の撤去作業について、現在の町別の対応状況を伺います。

○建設部長（小村 利之君） 市の管理河川で河川内への崩土や倒木などの撤去が必要な箇所は57か所ございました。現在26か所で作業が終了しております。

今後の作業予定箇所につきましては、大東町が2か所、木次町が3か所、三刀屋町で16か所、吉田町で6か所、掛合町が4か所残っております。この残っている箇所につきましては関係機関との協議が必要な箇所でございます、年内の作業完了を目標に行っているところでございます。

○議員（13番 原 祐二君） 道路復旧と同様に、関係者の皆様に一生懸命河川断面の確保に向けて御努力をいただいていると思います。答弁のとおり、まだ31か所の土砂が河川内に残っているということでもあります。これから台風の発生シーズンを迎え、雨量の増加も予想されます。建設業協会の皆さんと連携していただき、河川断面の確保により二次災害の防止を強く求めて次の質問に移ります。

復旧工事のスケジュールでは12月補正後の発注予定ではありますが、道路及び河川の復旧における優先順位について伺います。

昨日の答弁では、これは農地災害も含めて災害復旧工事の大まかな考え方として市長は生活や地域経済への影響度、営農活動の再開に向けた影響度、二次災害の防止、工事実施方法の経済性、合理性の4つの観点から工事発注を進めるとのことでした。生活や地域経済、営農活動への影響度の順位、これはどうなっているのでしょうか。二次災害の防止についても、もう少し詳しい考え方を伺います。

○市長（石飛 厚志君） 昨日お答えした大まかな考え方というところで、生活や地域経済への影響度というような表現を使っております。当然、道路であればその道路を利用される地域、その路線の意味合い、そういったものも考えていかなければなりません。そういう意味では、大まかに言いますとやはり河川災害よりは道路災害のほうが復旧は急ぐというふうに認識しております。

一方で、二次災害の防止という観点で申しますと、今後の出水により家屋やそのほ

かの公共施設等に影響が発生し得るものにつきましては、早期の復旧が必要になってまいります。それぞれの箇所においていろいろな事情があると思いますが、まずはそういう影響度というのは一つ頭に入れながら考えなければいけないと思っております。

ただ、一方で実際には査定の順位であったりあるいは発注する際の県工事との兼ね合いの問題であったり、そういったことも様々なことを考えながら進めなければならないとは思っておりますが、先ほど申しましたようなことは十分頭に入れながら議論が進めていただけるようしてまいりたいと思っております。

○議員（13番 原 祐二君） 三刀屋町内の話ですが、中野・飯石・鍋山地区の小学校のスクールバスは迂回運転やタクシーによる代行運転を行っています。また、市民バスで通う中学生、高校生は家族の送迎を必要としています。議会では7月島根豪雨に係る提言書を提出し、道路復旧について市民バス、スクールバスなどの公共交通機関、緊急車両やデイサービスなどの福祉車両が通行する道路の復旧を優先するように求めました。また、河川復旧では市長も答弁されましたが、今後の雨量による二次災害のおそれや農作業に支障が発生している堰や取水口の復旧を急ぐべきです。このたびの豪雨被害の大きさと本市の建設業の状況から、復旧には一定の期間が必要ということは分かります。地域の声をしっかりと聞いていただき、優先順位のコンセンサスを得た早期の復旧を求め、次の質問に移ります。

次に、復旧工事完了までの片側通行区間の路肩やのり面、仮設道路の点検・補修及び規制看板の管理について伺います。

○建設部長（小村 利之君） 道路災害復旧工事の完了までの交通規制看板の管理につきましては長期間設置するということになりますので、適宜パトロール等を行いつつながら設置の状況を確認しながら行いたいというふうに考えております。

○議員（13番 原 祐二君） これからしっかりパトロールすることですけども、この2か月間の様子を見ておきますと、被災の直後から道路の片側通行区間には赤い三角のセーフティーコーンが置かれています。豪雨後の台風がありましたが、その台風で飛ばされた箇所が何か所ありました。路肩注意や片側通行、矢印板など、これから冬期の除雪も考えると安全施設の点検と強化をするべきだと思います。また、全面通行禁止区間の場所には全面通行止め、行ってみて初めて分かる看板しかありません。規制箇所の手前で迂回路表示をする看板も必要であると思います。これからまだまだ長いこの規制の看板を据え付けて市民の安全な道路利用をしていただくためには、しっかりとした管理をしていただかなければならないと考えています。道路218か所の被災状況から大変だとは思いますが、完全復旧までの期間の点検と必要な

補修を求め次の質問に移ります。

次に、農地・農業用施設等災害について伺います。

農地災害では、パネルに示したようにのり面や路肩が崩壊し土砂が堆積した箇所が多数発生しました。パネルに示した被災地の所有者A及び土地の堆積した所有者Bに対し、復旧の時期や公費負担の可否等を早期に伝えることが来春の水田の植付け等今後の土地利用には必要であり重要であります。

災害復旧の流れとして、所有者への回答、意思確認を10月末までに行い、来年1月以降に工事発注するスケジュールが示されました。農地、ため池、頭首工、水路、道路、橋梁などの農業用施設、林道、林地崩壊、地滑り等災害復旧工事における所有者、受益者への回答、意思確認、負担割合について伺います。このことにつきましては、昨日までの答弁におきまして復旧工事に係る負担金について、負担軽減に向けた検討を慎重に行うとの答弁がされていますが、現行の制度、激甚災害における負担割合と今後慎重に検討される軽減割合についての答弁を求めたいと思います。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 自宅裏山が崩壊した方につきましては、8月下旬から林地崩壊防止事業によりまず復旧につきまして順次意思確認を行っております。そして残念ながら事業対象にならなかった方に対しましても、その旨回答を行ってきているところでございます。

一方、農地・農業用施設災害につきましては、今後災害復旧事業の対象になる箇所を確定することとしており、その上で対象となる受益者に申請に対する意思確認を行ってまいりますし、残念ながら対象にならなかった方につきましても順次その旨を回答を行ってまいりたいと考えております。

また、林道につきましては市の管理でございますので、復旧工事を市のほうで進めてまいりたいと考えております。

その他の地滑り等の災害につきましては県に被害報告を行っておりますので、県による復旧対象に係る判断結果が分かり次第、その旨回答してまいりたいと考えております。

負担割合につきましては、通常農地災害につきましては工事費の4%以内、農業用施設災害は同じく2%以内、林地崩壊防止事業につきましては同じく10%から15%の受益者負担を求めてきております。なお、この負担につきましては、先ほど議員からおっしゃられましたように、この負担軽減に向けましての支援について慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○市長（石飛 厚志君） 若干補足で御説明させていただきます。

現時点でいまだまだその率をお示しできていないところが、全体のまずはやっぱり金額、事業費等を押さえながら、やはり市の負担というものも一方で考えていかなければ

ればなりません。そうした全体の事業費をしっかりと押さえた上で、さらにその中で本来市が負担をする範囲というものを示しながら、何とかその農業の継続が図れるような、支援となるような対策を今検討しているところでございます。もしばらくお時間のほうはいただくかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議員（13番 原 祐二君） 慎重に負担の割合を今検討しているという意味は分かりました。

一方で、被災地の所有者への意思確認ですとか農地に係る交付金の復旧計画の作成はもうそれぞれ期限が示されて、回答を求められているのが地元の被災者、受益者であります。この負担金の額を示していただかなければ、土地の所有者、受益者はどうするかという判断はできないと思います。市役所が全体の事業費が分からないと負担率を決めれないと言われたのと一緒で、被災を受けた方々もその自分の負担が幾らになるのか、その計算ができないと回答のしようがないというのが現状であると思います。これまでの答弁では、負担軽減に向けた慎重に率を検討すると言っておられますけども、事情は分かりますが早急に負担軽減について示すべきと考えますが、これはいつぐらいに示すことができるというふうに現在お見込みか答弁を求めます。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 負担軽減の時期でございますけれども、こちらにつきましては現在検討を進めております。なるべく早い段階で示しをしたいというふうに思っておりますけれども、今の時点でこの時期ということはお答えしかねる状況でございますのでよろしくお願いをいたします。

また、被災された方につきましての負担額につきましては、現在これまで調査をした段階でおおむねの概算の事業費をはじめしております。それを基に、先ほどお答えしました負担率で御回答もさせていただきながら今現在意思確認も行っておりますので、あわせて、こうした負担軽減につきましても御案内もさせていただきながら、最終的な意思確認をしていただきたいというふうに思っております。

○議員（13番 原 祐二君） 土地の所有者、受益者の気持ちも考えていただいて、早急な負担割合を示していただきたいと思います。

崩壊した土地Aがこれ換地の場合には公共災害となりますので、土砂が堆積した個人Bの負担は発生しないと思います。被災地が民地の場合、Aの部分が崩れた場合が民地の場合、これは所有者Aの判断によって被災箇所の崩壊を例えば復旧する、例えば放置してしまう、そういった判断をされるようになります。その場合、所有者Bの土砂の撤去や二次災害への不安が懸念をされますが、この場合、受益者といえますか土地の所有者Bに対して市はどういった対応をされるのか答弁を求めます。

○農林振興部長（熱田 勇二君） Aの方につきましては、やはりAの方に被災箇所につきまして災害復旧をしていただくようお願いをしなければいけないというふうに思っております。

最終的にそれを断念された場合につきましては、今後検討していきたいというふうに思っておりますけれども、最終的にはやはりBの方とAの方で協議をしていただいて、そのところを最終的な決定をしていただきたいと思いますし、その中で御相談ということがあれば市のほうでも相談に対応させていただきたいと考えております。

○議員（13番 原 祐二君） 崩壊した土地Aの方が、必ずしも雲南市の方ではない。県外にいらっしゃったり、連絡が取れない場合等もあります。ぜひ国民のことだからということではなく、雲南市の農地、この緑の部分は水田だと思っていただきたい。ここを守るためにはAさんとBさんの話をスムーズに運ぶような、そういったこともやっていただかないといけないというふうに私は思っていますので、その点はよろしくをお願いします。

次に、市営農応急復旧支援金制度が創設され、パネルに示した土砂堆積地の土砂等の除去費、業者への委託費及び重機の借り上げ料、運転作業委託について対象経費の2分の1以内、20万円を限度として支給されることになりました。災害復旧までに相当時間がかかること、公費対象外の復旧があること、暫定的な土地利用には一定の効果は期待できますけれども、約2分の1の負担を伴います。土砂堆積地が公費負担の対象になり暫定的な土地利用が待てる場合は、この応急支援の活用は見合わせるべきではないかと思いますが、所見を伺います。

また、支援金の限度額20万円は土地に対して限度20万円なのか個人に対して限度20万円なのか併せて答弁を求めます。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 営農応急復旧支援金につきましては、先ほど御質問がございました災害復旧を待てる場合につきましては、その災害復旧を待って対応していただくようお願いをしたいというふうに思っております。

また、支援金の支払いにつきましては、その農地の所有者または管理者、経費を負担される方につきましてお支払いを2分の1、20万を限度として支援をする考えでございます。

○議員（13番 原 祐二君） 分かりました。災害の負担金が分かりませんので、20万円までの助成をいただいてやるほうが得なのか待つべきが得なのか、今のところはっきりしたことは分かりませんが、その部分はやはり考えていかないといけないと思います。

また、個人に対して20万円ということではありますが、非常に災害の規模が大きくて個人の方でも箇所数が増えるとかかなりの負担になるということが考えられますので、その点につきましては今後この要望が出てくると思いますので、少し臨機応変に今後考えていっていただきたいということを求めておきたいと思えます。

次に、複数で所有管理する水路や道路、パネルに示した共有地への回答、意思確認先及び所有者と異なる被災者、パネルに示した土砂堆積地所有者Bへの報告、対応について、先ほどの質問に若干かぶりますが再度答弁を求めます。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 被害報告に対しましての回答につきましては、まずは被害報告をいただいた方を窓口に戻すこととしております。

災害復旧工事につきましては、被災施設の場合関係者全員で相談等をしていただきながら意思決定を行って、災害復旧に進んでいっていただきたいと考えております。また、所有者と異なる被災者の方につきましても同様に、被害報告をいただいた方を窓口に対応を進めてまいる考えでございます。

○議員（13番 原 祐二君） いろいろなケースが考えられると思えますので、丁寧な説明と最善の対応を求め次の質問に移ります。

次に、中山間地域直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は、厳しい農業生産の状況から地域での農業経営の継続には不可欠な財源、営業外の収益となっています。中山間交付金は、例年8月末に前年の交付金の約2分の1、翌年1月末に残りの交付金が振り込まれています。また、多面的機能交付金は例年10月末に交付金の全額が振り込まれています。

豪雨災害による農地被害について、農政課長名で状況調査の依頼や交付金の取扱いのお知らせが送付されましたが、災害復旧についての報告もない中で、これは負担金の報告もない中で地域の組織では今年度の支出ができないといった状況があります。農地被害による中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金における対象地の取扱いと今年度以降の交付金の支払いについて伺います。

昨日、中山間地域直接支払交付金については答弁がありました。農業経営に大きく影響を及ぼす収入ですので、多面的機能交付金とともに再度要点を分かりやすく答弁を求めます。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 中山間地域等直接支払制度の対象農地が被災した場合の取扱いにつきましては、各協定組織におきまして被災農地の復旧につきまして御判断をいただき、復旧する場合には復旧計画を10月末までに策定していただくことになっております。計画どおり復旧を実行されれば今後も引き続き交付金が交付されますけれども、何らかの理由により復旧されない場合につきましては、

その対象農地につきましては今年度に遡って交付金の返還となり、加えて協定内のその他の農地も復旧予定年度以降の交付金が交付されなくなるというものでございます。

一方、多面的機能支払交付金の場合につきましては、甚大な自然災害により活動組織が計画していた活動が困難な場合につきましては、活動要件の特例措置の承認を受け普及活動に取り組むことにより今年度の交付金の対象となりますので、ここにつきましてはこの特例措置の承認を受け交付金が今後も交付されるよう対応を図ってまいります。

なお、被災した農地で翌年度以降活動に取り組めないという場合につきましては、その農地につきましては翌年度から交付対象から外れることとなっております。

○議員（13番 原 祐二君） 中山間地の交付金は、将来に向けて復旧計画を立てて復旧しないと交付金は今年度分から頂けない。多面的の場合には活動を継続すればいいということですから、復旧をしなくても多面的の活動ですから草刈りをしたり環境保全活動をすればその部分は頂けるとい、こういう理解でいいですか。両方とも復旧をしないと、結局来年度以降は頂けない。そこのところ少し分かりにくいですので、再度答弁をお願いします。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 直接支払いと多面的機能支払いの交付金につきましては制度の内容が異なっておりまして、直接支払制度につきましては復旧をしていただかないと交付金が交付されないということになります。ただ一方、多面的機能支払交付金につきましては、復旧をされない場合でも活動が取り組める場合がございます。こうした場合につきましては、交付金が引き続き交付されるような特例措置がございますので、その承認を受けて交付金が交付されるような対応を図っていきたいというふうに思っております。

なお、先ほどお答えしましたように、活動に取り組めない場合につきましては、その農地につきましては来年度以降交付対象から外れるということになるものでございます。

○議員（13番 原 祐二君） 部長も地元でこの活動に取り組んでいらっしゃると思います。これ同じ農林水産省の事業なんですね。それなのに、大きく対応が違うわけですね。これについては、私は非常におかしい、なぜだろうというふうに思いますけど、部長実際地元でやっておられてどう感じられますか。この矛盾といいますか違いについて、おかしいというふうに感じられませんか。これは国の制度だからしょうがないというふうに感じられますか。いかがですか。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 私も地元のほうでこの活動に取り組んでいるところでございまして、こうした違いがあるということにつきましては個人的にはなかなか少し理解し難い面がございましてけれども、国の制度といたしましてはそういう形で決められておりますので、それに従ってやっていくということになるかと思っております。

なお、基本的には災害復旧につきましては全ての農家の皆様方に災害復旧をしていただきたいというふうに思っておりますし、そのためのこれまで一般質問でもお答えしておりますようにその支援につきまして検討を現在進めておりますので、そういったところ、また離農、転出、そういったことがないように市といたしましてもそれを防止するための取組に尽力をしてみたいと考えております。

○議員（13番 原 祐二君） 同じ活動をしている仲間としておかしいと思っていたので、ちょっと安心をしました。

稲の刈取り前の豪雨災害は、冠水や土砂、流木、ごみの流入により農家の被害は言うまでもなく甚大であります。また、JAしまねでは新型コロナウイルスの影響によりまして、米の需要減によりまして本年度米の買取り価格は60キロ当たり最大2,200円の引下げを決めました。これはコシヒカリで前年比の84%になります。豪雨災害により収量が減少した上、大幅な買取り価格の下落、農業経営のダブルパンチは先行きが見通せない。離農への拍車を加速することとなります。交付金の対象活動である草刈りや耕起作業、農村環境の保全活動の大方はもう豪雨災害までに終わっています。昨日の答弁では農業活動に向けた助言、国への制度改善の要望をしていくとのことですが、本市の施策としてこの2つの交付金について今年度分の全額交付、次年度以降の市単独交付金の創出、支援を検討、実施すべきと考えますが、市長、どう思われますか。

○市長（石飛 厚志君） 昨日の答弁にもさせていただきました。まずはやはり国の制度の中で、あるいは共済制度あるいは収入減少に対する保険制度、そういったものがございまして、基本はまずはその範囲内でやって検討していくというのが基本だと思っております。

その中で、なおかつ市として負担をすることが妥当であるというようなケースがございましたら、いろいろそういったケースについては考えていきたい、そのように思っております。

○議員（13番 原 祐二君） 農家の今年度の収入は、買取り価格の下落により16%以上の減収、豪雨災害での被災面積分の収量減による減収、交付金の被災面積分の減収、この3つの減収がもう見込めます。

一方で、被災農地の復旧に係る費用、負担金の拠出は捻出していかなければなりま

せん。経営意欲を損ない離農を選択する農家を抑え地域を守る農業に不可欠な2つの交付金については、国への強力な制度改善の要望、市単独制度の創出、支援を強く求め次の質問に移ります。

開催日：令和 3 年 9 月 9 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 5 日 9 月 9 日）

○議員（12 番 中村 辰眞君） 議席番号 1 2 番、公明党の中村辰眞でございます。（「マスク、マスク」と呼ぶ者あり）失礼しました。通告に従い、3 つの項目について質問させていただきたいと思います。

7 月 6 日から 8 月 1 5 日までの豪雨災害について最初に伺ってまいります。

この質問に先立ちまして、今夏の豪雨災害により被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

また、発災直後より全力で復旧に当たっていただきました建設業の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に心からの感謝、そして何よりも地域の力というものをここぞとばかりに発揮をしていただきました地元地域の皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、この災害についての質問は、発災以降、私自身が見てきたこと、それから聞いてきたこと、直接探求したこと等を主軸として組み立てさせていただきました。このことを、経験したこととといいますか、体験したことをずっと語っていきますとかなりの時間を要しますので、ほんのごく一部というふうに捉えていただければというふうに思います。

8 月 1 3 日に豪雨に見舞われました広島市北部。平成 2 6 年 8 月豪雨では、広島市安佐北区、安佐南区をはじめ広い範囲で同時多発的に災害が発生いたしました。これを受け、本市において同時多発的に発災したときのことを考え、これまで防災についてあれこれと質問をさせていただきました。今回本市が体験したこと、経験したことを今後にしっかりと生かしていただきたく深く望んでおります。

最初に、災害対策本部について伺います。

令和 2 年 6 月に改定された雲南市地域防災計画の第 6 節、第 2、災害対策本部体制の整備の 4 に、市は以下の点に留意して災害対策本部等の整備を行うとあります。これを踏まえまして、庁舎のどこに対策本部が設置されていたのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） おはようございます。災害対策本部につきましては、本庁舎 3 階、防災部の執務室内に設置をいたしております。

○議員（12 番 中村 辰眞君） 3 階のということですが、さらに以下の点に留意してとある、今度 5 番目に、応急対策地図、これを用意しなさいと、するんだということが記載されてあります。発災時における災害対策本部の機能として、情報収集、情報の集約、情報発信、行動指示などが上げられると考えております。市内全域の状況を把握するために、受けた情報をリアルタイムで、1 枚物の地図ですね、ここに落とし込んでいく必要があるというふうに考えております。本市の災害対策本部の実態

が、こういったものが用意してあったのかどうか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 発災時における災害対策本部の機能であります情報収集、情報集約、情報発信、行動指示につきましては、雲南市災害時応急対策に定められておりますとおり、災害等発災状況報告が総合センターから本庁担当部局に集約され、災害対策本部へ報告をされます。行動指示につきましては、対策本部から対策本部に設けられた各部へ指示が出され、それぞれが行動することとなっております。

御指摘の受けた情報をリアルタイムで地図に落とし込む作業は、道路、橋梁、河川、林地崩壊などの被害状況を担当となる部署それぞれで落とし込みを行い、本部においてはその状況報告書により確認作業を行っていたという状況であります。

今回、市民の皆様へ向けて、この道路情報等の発信が十分でなかったと考えておりますので、今後しっかり検証することにより対応してまいりたいと考えております。

○議員（12番 中村 辰真君） 各部署において集約したものを報告を受けていたということですが、ここで示されているものは対策本部の、極端なこと言えば真ん中に大きな大きな市内一円の地図を置いて、そこにリアルタイムで受けた情報をどんどんどんどん落とし込んでいく。そしてその対策本部長もしくは指示系統の一番トップの方がそれを見て、次、こうしなさい、ああしなさいと、分からなければこどうなってるんだということ、その場で確認ができる、こういう体制をしっかりと組んでいくということが今後必要になってくるのではないかと思います。一昨年発生しました西日本豪雨におきまして、倉敷市の災害対策本部は、いわゆる本市と似たような体制だった、もうちょっと進んだような感じだったんですけど、そこにコンサル入れて、どうなんだということで組み替えられました。やはり情報の一元化ということを考えていくと、そういったリアルタイムで一目で分かるということをもとに置いて組み立てて災害対策本部を組み上げられたということを知っておりますので、またこれも参考にさせていただければというふうに思っております。

過去におきまして一生のうちに起こるかどうかと言われた災害が10年に一度となり、数年に一度となり、今では毎年のように起こる可能性を多分に含んでおります。町内の限られたスペースの中ですが、可能であれば防災本部専用スペースを一時的にでも確保し、情報をそこに集約させる、集中させる、そして対応、指示を発令し、結果をさらに集約していく、この流れにおいてこういった流れがスムーズに、スピーディーに市民に対しての対応につながっていくのではないかと考えております。

続きまして、発災時の初動について伺います。

初めに、7月12日の発災直後の被災現場確認、この体制がどういうふうになっていたのか状況を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 令和3年度雲南市災害時応急対策に基づき、農地山林・農林業施設などは農林振興部の職員、道路・橋梁・河川などは建設部の職員、水道施設などは上下水道部の職員がそれぞれ班編成を組み、被害状況の確認と応急対応に当たってきたところでございます。

○議員（12番 中村 辰真君） 班組みをされたということですが、何班体制ですか。

○防災部長（高田 浩二君） それぞれの部局の職員の体制に基づいておりますので、当時の班の数というのは現在把握をしておりません。

○議員（12番 中村 辰真君） 三刀屋町大倉地区が孤立をしたとの一報が私の元に届いたのは、9時半が過ぎていたか、10時前だったかというふうに記憶をしております。たまたま同地内の停電対応のために大倉地区に入っていらっしゃった方から、大倉で孤立したということで、この後どげすればいいかねということで連絡をいただきました。後に確認をしましたら、流出土砂の撤去については総合センターと連携を地元の方としっかり取られて、車1台分の撤去ということで脱出ができたということをお話を聞いたんですが、自分が出た後にまた崩れたよという話がありました。そういうような惨状があったということなんです。三刀屋町大倉地区の孤立に対して、このときに市としての初期対応、これはどうだったのか伺います。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 三刀屋町飯石の大倉地区につきましては、地区に通じる主要な4つの市道などの土砂崩れにより24戸が孤立しました。

当日は9時半頃に県道吉田三刀屋線から大倉地区へ通じる市道大倉1号線で土砂崩れの連絡があり、その後も土砂崩れ、通行不能の報告が寄せられました。電話対応に追われる中でも、三刀屋総合センターでは地域の方や地域自主組織「雲見の里いいし」へ電話連絡を取り、避難者の安否や人数確認、被害状況確認などを行ったところです。また、土砂崩れにつきましては逐次、建設部、農林振興部、防災部へ状況連絡を行いました。

12日の時点では職員の現地派遣は困難な状況でしたが、翌日13日から現地へ入り、被災状況の確認などを行ったところです。同じく13日の午前中から業者による土砂撤去作業が行われ、13日19時に大倉地区の孤立が解消されました。

○議員（12番 中村 辰真君） 状況をお聞きしました。私も13日の午前中にしか行かれなくて、といいますのも御存じのとおり南通り線、それから54号線が冠水し

たために行くルートがなくなりまして、三刀屋の三谷を越えていくかと言っとったら、命の保証せんけん、行くのはやめろということで、その日は行けなかったんですが、たまたま土砂流出、家に土砂が流入した方から次の日に電話したら、今いるけん、ちょっと来てよという話で行ったんですが、全然ルートがなくて、生まれて初めて三谷川橋というところ通らせていただきました。本当大変なとこでしたけども、そこ1本しかなかったんですが、さっき答弁いただいたように本当地元の方が、地元の方というか、建設業者の方も一生懸命土砂の撤去ということをしていただいていたのをしっかりと日々見させていただきました。

次に、吉田町深野三谷地区では、高齢者がヘリで救出されたという状況にもかかわらず、市として全容を把握されたのは発災から3日目であったというふうに記憶しておりますが、なぜこれだけの時間がかかったのか伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 吉田町深野三谷地区につきましては、農道のり面の崩落により2世帯が孤立した状態となりました。7月12日13時過ぎに住家敷地への土砂の流入の連絡があり、道路の土砂崩れによる通行不能の知らせも寄せられました。吉田総合センターからの電話確認により災害の状況や住まれている方の安否確認等を行い、現地の状況を把握した上で、災害対策本部から島根県防災ヘリへの出動要請を行ったところでございます。防災ヘリは13時55分と14時15分に孤立した方を救出し、加茂中央公園を臨時離着陸場として着陸。高齢の方お一人は雲南消防により雲南市立病院に、そのほかの方については、市役所の公用車で避難所へお送りするなど、対応をしております。

発災時点での現地への職員の派遣は困難でございましたが、土砂撤去が進み孤立を解消した15日から現地へ入り状況を確認したところでございます。

○議員（12番 中村 辰真君） 職員の方が三谷地区に入られたのが15日ですね。実は13日の夜に三谷地区の方から、誰も来ないということで、この惨状をどう見るんだということで電話いただきました。私が行ったの13日だったんですけども、まず百聞は一見にしかずで、聞いてびっくり、見て唖然という、こういったような状況がありました。さきに質問させていただきました大倉地区に入ったときももう唖然としたのは間違いないんですけども、本当唖然とし、もうどうするのという感じでしたね。住民の方からは一番最後に言われたことは、市長さんにこの惨状を見てもらってごせということ言われましたので、市長さんのほうへ秘書室を通して打診をさせていただきました。その夜に実はということで職員の方から丁寧に説明いただいて電話をいただくということになったんですが、そこから何と入れ替わり立ち替わりいろんな方が来るようになったわということで、逆にうっとうしい部分もあるのかもしれないけども、逆に意識していただいているという意味で感謝といたしますか、そういうもの

をいただきましたし、聞かせていただきました。

その後からやはりさっき最初に申し上げたとおり、地域の力で本当復興に向け、復旧に向けていろんなものが、いろんな方々がそこに参集して作業されてたというところもしっかりと見させていただきましたので、これからまだまだどうするのという部分がたくさん出てくると思いますので、また市内全域そうなんですけども、それぞれそれぞれの課題に対してしっかり手を差し伸べていただきたいというふうに思っております。

発災時の初期対応については、様々な意見をいただきました。よしとした部分、それから苦言といいますか、そういった悪いとした部分、いろんな声を聞かせていただきましたが、多分市のほうにでもこれ伝わってることと思います。これを伸ばす部分はしっかりと伸ばしていただきながら、また検証する部分はしっかりと検証し、また今後につなげていただければというふうに考えております。

次に、備蓄品・常備品についての質問させていただきます。

12日の三刀屋町旭町かいわいの浸水時間帯が高校生の下校時間に重なり、市道南通り線の冠水箇所を水の中に入りながら下校してきました。これは迎えに来た保護者の方が浸水域よりも平成病院側で待機してた関係もあるんですが、そういうふうになりました。過去にこの庁舎が浸水したときのことを想定してボートを備蓄することを提案したことがあります。本庁にそのこと、ボートがあるかどうかの確認をしたら、持ち合わせてないと、消防に聞いてくれということでしたので、そのときはそれで終わったんですけども、今回の状況を教訓とすれば、例えば各総合センターにゴムボートとか、そういったものを常備しておく必要があるんじゃないかというふうに考えますけども、見解を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 現在、雲南市としまして救助用ボート2艇を所有しております。この2艇につきましては、雲南消防本部へ貸与するという形で活用へ向けております。有事の際、必要があるときは、救助用ボートを使用した救助に当たることとしております。

実際に救助用ボートを使用し救助に当たる人材としまして、消防署職員、消防団員等が想定され、通常の維持管理、訓練等を考慮すると、現在同様、雲南消防本部へ配備をすることが適切であると考えております。

雲南消防本部、関係機関と協議をしまして、今後、救助用ボートの増艇に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議員（12番 中村 辰真君） 検討していただきたいと思います。

高校生ですので、若くて、雨も上がって、日も差してきて、そういう状況の中で冠水したところを帰ってくるわけですけど、そこを報道のカメラマンが、カメラという

ろが思い当たっておりましたので、また適切に検討お願いしたいと思います。

次に、市民への対応についてということでお伺いをさせていただきます。

これ小規模事業者の方です。公共料金の支払いに当たっては、県からは免除や猶予に対する案内と一緒に郵送してきたということで、じゃ、市はどうなんだということで市に聞かれました。そしたら申出があれば検討しますよみたいな、こういった心のない返事があったと。何と雲南市は冷たいんだという、そのものの言葉をいただきました。もう返す言葉がありませんでしたけども、被災された方からは、今までの一般質問でもかなり出ておりました。職員の方ももうすごく疲れていらっしゃることは、よく分かります。本当にでも被災された方もそれ以上に疲れていらっしゃる。だけど、その災害に対してしっかりと立ち向かっていかなければいけない、目の前の状況を変えていかなければいけないと思いながらいろんなことをされてる被災者に対してもう少し寄り添うようなことができなかったのかなというふうに聞いておりました。市民に寄り添う行政というふういうたわれ、言われておりましたけども、これと真逆というふうに取り取られても仕方がないような対応があったというこの現状をどのように受け止められるのか伺います。

○市長（石飛 厚志君） 公共料金の支払いに関する配慮の欠如、また心ない返答に悲しい思いをされたとのことでございます。大変失礼なことであり、申し訳なく思っております。

日頃から市民本位、市民の立場に立った物の考え方を職員に対しても求めてきておりますが、それが心の底まで浸透していくにはもう少し時間を要するというふうに思っております。しかし、粘り強く何度でも職員に語りかけ、職員一人一人が改めて市民の立場に立つ心構えを持つこと、そして市民の皆様からの御指摘や御意見をしっかりと生かせるように、今後徹底してまいりたいと考えております。

○議員（12番 中村 辰真君） 8月9日の台風9号の接近に伴い、市内各所で停電が発生をいたしました。加茂町内の企業団地では、5時間にも及ぶ停電となり、操業が停止する中、市からの情報もなくその日の操業は途中で中断し、休業とされたそうです。この穴を埋めるために、休業の予定しておりました12日を代替として、操業といたしますか、休日出勤に充てられたということがあります。こういった長時間の停電とかに際しましては、市と中国電力とのこの確認をしっかりと密に取っていただきながら、多分長時間の停電という情報も入ったとは思いますが、そういった逆に、いつ頃回復めどですよとか、まだめどが立たないんだったら細かく、例えば30分、いや、もうちょっと待ってください、すみませんねとか放送で流すとか、そういった配慮があってもよかったのではないかというふうに思いますけども、これの見解を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 通常の場合は、市内で停電が発生し、復旧にある程度時間がかかる場合など、中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンターより市へ連絡がございます。平日の昼間は防災部から、平日の夜間は出雲ネットワークセンターから市民の皆様へ音声告知放送でお知らせをしております。

今回の停電に当たっては、県内多数各所で停電が発生しており、市も中国電力ネットワーク株式会社から情報が受けられなかったことが要因となっております。今回の件を関係機関と検証を行い、確認を密にすることにより、市民へ向けて音声告知放送等で情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、現在整備を進めております防災無線はこうした停電時の情報提供に有効なものでありますので、今後、周知に活用していきたいと考えております。

○議員（12番 中村 辰真君） 市民への対応ということで質問させていただきましたけども、誤解がないように申し述べますけども、ほとんどの職員の方が本当、一生懸命頑張ってもらってるという姿は見て分かります。

もっと見方を変えていきますと、被災者イコール職員という立場の方も中にはいらっしゃるわけなんで、その辺りはやっぱり市長さんはじめ執行部の方々が例えばこの接遇について、市民への対応についてお話しされる時に、やはりその辺りも少し踏まえた上で対応していただいて、できるだけ心穏やかにといいますか、職員の皆さんが仕事しやすいように努めていただければというふうに思っております。

次に、先ほども出ましたけども、三刀屋町の旭町の浸水について伺ってまいります。

三谷川の増水は、排水が追いつかなかったことが大きな要因と考えておりますけども、固定ポンプが稼働し、ポンプ車も出動した中で、国道の浸水域が正午を境にどんどんどんどん広がっていくのを目の当たりにしております。これを見て、おやっと思っております。これは流入量に対して排水量が追いつかなかったという、今回の質問の中、結構出てきましたけども、そういう解釈でよいのか再度伺っておきます。

○三刀屋総合センター所長（杉原 律雄君） 今回の浸水被害につきましては2時間余りで約200ミリ降雨が三刀屋川の流域に集中して降ったことにより、三刀屋川や三谷川の水位が急激に上昇したことに起因する冠水であったと考えております。

市といたしましては、7月豪雨災害全体の検証を行い、その中で三谷川樋門周辺部での冠水、流入量、排水量につきましても島根県と共に検証してまいります。

○議員（12番 中村 辰真君） ほとんど夢物語みたいなこと少し申し上げさせていただければと思いますけど、ドイツに川の上に川を走らせるという立体交差の川があるんです。水路というんですけど、そこには大型の観光船とか、そういったものが走

れるぐらいのスペースの川があります。ある方が言われたのは、三谷川から下りてくるこの勾配がありますから、高低差がありますから、そこにそういう形で上から三刀屋川に水を落とすとそげんあふれんでしょという、そういう夢物語のようなこと言われたという記憶もあります。確かに上から落とす分には逆流もしませんので、ああ、そうかなと半分思いながら聞いたんですけども、ただ、現実それが有用なのかどうなのかということは分かりません。ただ、聞きましたので、じゃ、そのドイツではどういふうにしてそういう発想があったのかということは、今後の私なりの研究になって、いけるということであればまた質問で御案内させていただければというふうに思っています。

次に、このポンプ車に関しまして、22日に雲南市に来られました赤羽国土交通大臣から全国の事例が紹介されると私は記憶しとります。本市にとって今後どのようにそういった、私が聞いた部分だけではなくて、いろんな話が出たと思えますけども、大臣からのいろんな提言といえますか、提案をどのように生かしていくのか見解を伺います。

○建設部長（小村 利之君） 7月22日に赤羽国土交通大臣が雲南市三刀屋町の三刀屋川樋門の現地を視察された際に、排水ポンプの小型化や機動性についてのコメントがされております。内水氾濫した際に、必要な箇所でもポンプを稼働させる、それから小型化でするのでメンテナンスがしやすいなど、そういう趣旨での発言というふうに解釈をしとります。

今後、三谷川に関わる浸水被害などについて、島根県と共に今回の災害についての検証を行いたいというふうに考えとりますので、その中で御提案された内容なども含めて必要な対策を検討したいというふうに考えます。

○議員（12番 中村 辰真君） また参考にさせていただければというふうに思っています。続きまして、避難所について伺わせていただきます。

指定避難所であります中野交流センターが避難者を受け入れた状態で一時的に孤立しました。これもう既に御存じのとおりだと思います。避難所の安全確保及び避難者の安全・安心の保障という観点から、避難所への進入路、これの、1か所しかないですね。本当は2か所あるとかと言われてるんですけど、車が通れるところが1か所しかありません。この進入路の複数化、これが必要ではないかというふうに考えております。崩落した箇所は、台風9号のとき、また8月13日からの豪雨によって、さらにこの間、9月3日頃から降っていた雨でその都度少しずつ崩落を起こしております。塞ぐとかという形じゃないんですけど、そういった状況がありますので、避難所という観点から見れば対策が急がれると考えておりますけども、見解を伺います。

○防災部長（高田 浩二君） 指定避難所は、鉄筋コンクリート構造など強固で、ある程度面積を有し、避難者の方を多数受け入れることができる施設を指定をしております。

中野交流センターについてもこうした条件で指定しており、施設の進入路などの附帯設備については、本来の用途に応じてこれまで整備をされてきたものであります。

御指摘のとおり、防災上の観点からは進入路が複数あれば、避難所として使用する場合に有効であると考えますが、中野交流センターを含め、全ての避難所を直ちに完璧にすることは、実質的に困難でありますので、御指摘いただいた内容について応急対策をする、また今後についてはよりよい対策がないか検討をし、見直しを進めていきたいと考えております。

○議員（12番 中村 辰真君） 避難所につきましては、これまでの質問の中で検証していくと、いろんなことですね、検証するということでしたので、今回中野の交流センターを取り上げさせていただいたのは、これはまずいだらうと思ったのは、避難者を、避難してきた方がいらっしゃる中で避難所が孤立するという状況があっては、これは避難所にならないですね。しかも断水してるという状況がありました。ですので、もう1か所、もう2か所の、例えば徒歩でいいですよ、進入路とか、そういうのがあれば少しは解消できていくんじゃないかと、違うところに避難させてあげるのにもできるんじゃないかなというふうに思っております。ですので、全体感でまた見ていただいて、これも検証する中でしっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

開催日：令和 3 年 9 月 9 日

会議名：令和 3 年 9 月定例会（第 5 日 9 月 9 日）

○議員（15 番 周藤 正志君） 市民本位、現場に出る、あるいは謙虚な姿勢でということで、よく分かりました。

石飛市政が危機管理と非常時対応がきちんとできるかが問われており、極めて厳しい、そして難しいかじ取りの中にあると思います。これまでの市長答弁を見ると、先ほども言われましたけれども、現状や問題点を把握し、そして市民の声、意見をしっかり聞いて、そして総合的に判断をしていくという姿勢は非常によいと考えますが、最大の課題である人口減少に関して減少に歯止めをかけ、人口増加への転換を目指すと言明されましたが、肝腎の根拠や中身がこれからということではただ威勢のいいアドバルーンを打ち上げただけで、任せられるようなビジョンは持っていないとみなされても仕方がありません。

また、政治家として希望は示すべきとの発言もされましたが、責任を伴う政治の世界にあっては、根拠を持って希望は示すべきです。根拠なき希望は、やがて失望に変わります。

市政運営に当たっては、2つの視点と対応が必要です。一つは、長期的かつ大きな課題への対応です。人口減少にどう対処し、このまちをどういう社会につくっていくのか、気候変動やプラスチックなど環境問題にどう対応していくのか、持続可能であるためにエネルギーや食料問題にこの地域はどうあらねばならないか、社会的共通資本である道路や上下水道、あるいは公共施設などのインフラをどう維持し、そして医療、介護、福祉、教育などの制度をどうよくしていくのかなどなど将来を見据えた適切な対応が求められます。

もう一つは、喫緊、当面の課題への対応です。コロナ、災害対応へのほか、大型プロジェクトで取り組んできた中心市街地活性化事業もホテル建設や空き店舗対策などまだ道半ばですし、長年議論を積み重ねてきた食の幸発信事業についても多くの関係者があることから結論が急がれます。松江FCやサッカー場問題も現状どうなっているのか、どう整理するのか。また、トロッコ列車の終了と木次線の存続に関しても待ったなしです。また、原発2号機再稼働に対してどう判断をしていくのかなどなど難題が山積しています。

いずれにしても将来に禍根を残すことなく納得できる政治手腕を発揮してもらわなければならないと思っておりますので、市長にあっては大変な状況でありますけれども、頑張ってくださいたいと思います。

次に移ります。災害対応について伺います。

災害復旧を最優先に取り組むとの方針が示されました。局地激甚災害の指定を受け、国庫補助率等がかさ上げされても被災総額は200億円を超えると見込まれること

から、市の財政へも基金の取崩し、地方債の増発など大きな影響を及ぼし、また本来予定していた事務事業を中止もしくは先送りしなければならない事態となり、市民生活への影響と市政の停滞を招くと懸念されます。今年度も上半期が終わることから、早急に対処せねばなりません、具体的にいつどうするのかを伺います。

○市長（石飛 厚志君） これまでも申し上げておりますように、最優先で災害復興、被災者の生活再建支援に取り組んでいく考えでございます。そのために、限られた行政予算、組織体制の中でありますので、行政として必要な機能は維持しつつ、市民生活などへの影響に配慮しながら、既存の事務事業の見直し、先送りを検討していく必要はございます。

また、影響をより少なくしていくという考えの下に、可能な範囲でございますが、一時的な職員の増員を図ること、そしてあらゆる手段での財源の確保を図っていくことにも取り組んでいく考えでございます。

完全な復興までには相当な期間が必要となると見込まれておりますが、災害復興と市政運営のバランスを取りながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

○議員（15番 周藤 正志君） 中止や先送りに当たっては、市民生活の影響最小限にさせていただきたいと思っております。そして地元など関係者へ説明をきちっとして、納得をしてもらうということが大切です。

中期財政計画や実施計画も見直すこととなりますが、とりわけ食の幸発信推進事業は現在実施計画に盛り込まれていません。盛り込まれていないことから、今年度の計上は見送るということになるのでしょうか。

○市長（石飛 厚志君） 食の幸発信推進事業につきましては、これまで7月以降、専門家の皆様の御意見も伺いながら検討を進めてきたところでございます。また、専門家の方以外もこの事業に関連する関係者の皆様の御意見も併せて直接お伺いをしてまいりました。これにつきましてはできるだけ早急に方針をお示しし、お諮りをしたいというふうに考えております。

○議員（15番 周藤 正志君） この事業については非常に影響が大きいので、丁寧な、慎重な取扱いをしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。斐伊川の潜水橋にたくさんの流木が引っかかったままでして、私も時々利用することがありますが、これでは渡れませんし、また大水が出れば橋そのものが流失しかねません。言うまでもありませんが、この潜水橋は映像や写真にもよく使われており、中心部の景観上からも早く撤去をし、通行できるようにすべきだと思っておりますが、どうですか。

○建設部長（小村 利之君） 木次町の下熊谷潜水橋につきましては、7月から8月の豪雨によりまして、設置しておりますちりよけに大量の流木が堆積した状態のため、現在通行禁止の措置を取っております。

昨日、作業に関わります業務の契約を完了いたしましたので、施工をお願いする業者様にお願いをいたしまして、早期に作業に着手していただけるようお願いをしたところでございます。

○議員（15番 周藤 正志君） 2か月近くになりますので、斐伊川を管理する国交省はなぜすぐ動かないのでしょうか。

○建設部長（小村 利之君） この潜水橋の管理につきましては、市が設置を求めたものでございまして、河川の管理者である出雲河川がすべきものではなくて、まずは市が対応すべきものというふうに出雲河川のほうから指示を受けとりますので、市のほうでやることになっております。

○議員（15番 周藤 正志君） いずれにしてもすぐに撤去をすべきだというふうに思います。

次に移ります。ライフラインである水道の浄水場3か所が浸水・落雷被害に遭いました。水道管の被災は避けられないと思いますが、本体の被災は市民生活により大きな影響及ぼすことから、あってはなりません。今後必ず同じ被害が発生しますので、浸水しない、落雷で機器が損傷しないよう、抜本的な対策を講じなければならないと思います。どうですか。

○水道局長（細木 弘志君） 7月の豪雨被害により、災害によりまして、2か所の浄水場の被害が発生しております。掛合町の志食浄水場につきましては、施設は冠水ではありませんでしたけども、河川の増水により井戸に流入する地下水の水質が悪化したことにより取水を停止したものでございます。今回は1日程度で水質が改善されておりますので、今後同様な事態が発生した場合に、給水停止等の状況に合わせた運転管理での対応が必要と考えております。また、今回は水道管の破損も発生したことで長い間の断水となったところでございます。

また、三刀屋町の坂本浄水場は、冠水により受電機が故障したことが原因でございます。今後、受電機のかさ上げ等の対策を検討していきたいと思っております。

落雷による被害でございますけれども、主な施設につきましては、避雷器を設置しております。これにより被害を防げたところもございます。しかし、落雷により施設の運転が停止し、運転を再開するためには現地で電源を入れる必要がございます。今

回現地に行けなかったことにより、通常であれば速やかに対応できる機器の復旧が遅れた面もございます。今後、設置場所等を含め、落雷に関する対策の見直しも行っていく必要があると考えとります。いずれにいたしましても今回の災害の検証を行う中で、改めて災害に対する対策のほうを検討していきたいと考えとります。

○議員（15番 周藤 正志君） 抜本的対策を取っていただきたいというふうに思います。

次に移ります。農地の被災箇所は約2,000に及び、復旧には相当の時間を要します。1年ほったらかせば復元は難しくなり、これを機に耕作放棄が増えると思われまます。市長が公約で掲げられていた耕作放棄地の復元、活用とは真反対の状況になりますが、どう対処しますか。

○農林振興部長（熱田 勇二君） 耕作放棄地の拡大防止につきましては、これまでの御質問でもお答えをしておりますとおり、まずは農地・農業施設災害の一日も早い復旧を目指してまいりたいと思っております。また、被災状況などによりまして、これまでの農作物の作付が困難な場合につきましては、一時的な対応策といたしまして、例えばソバなど比較的栽培しやすい品目の提案など、営農指導、営農面での助言等を行い、耕作放棄地の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、残念ながら耕作放棄地が発生する場合には、その解消に向けました対応に努めてまいりたいと考えております。

○議員（15番 周藤 正志君） これから復旧工事が始まるわけですが、工事はしたけれども、耕作はしなくなったということではいけませんので、当該農業者の皆さんとよくよく話をされて進めていってほしいと思います。